

う○そこで友藏はどうしたか○その心がけはよいかわるいか○どういふ點がよいだらうか○友藏が何を發明したか○その發明に對して主人は○友藏はなぜ主人からの褒美をもらはないのか○友藏の願に對して主人はどうしたか○此のときの友藏の心は○信吉の心は○友藏が友のために盡したといふのはどんな點か○皆さんは此の話によつて何か考が起つたか。

第二時

▽復習——教科書を授く——訓話をなす。

一、問答

次のやうに問答してそれから教科書を授ける。

友藏がわが友信吉にしくじりがあつたときどうしましたか○主人はどうしましたか○そこで友藏はどう決心しましたか○友藏は何を發明したか○信吉はどうなりましたか○信吉の歸參のかなかつたのは誰の力か○信吉は友藏にどうしたか○今から此の美しいお話をまとめて書いてある所を皆と共に読んで見よう。

二、教科書の教授

取扱法は前課に準ずる。『玩味すべき要點は次の如くである。』

「友藏と信吉はしたいしい友だちで」——竹馬の友で友誼の濃密であつたことをよく知らしめる

「同じ學校をそつげふしたのち、二人とも同じこつばにやとはれて一しよにはたらいてゐました」——苦樂を共にせし點をよく玩味させる。

「信吉はあやまちがあつてひまを出されました」——「あやまち」は失火とか、機械の破損とかにする。暇を出されたことは信吉にあつては大なる不幸で、折角の目的も茲に挫折したことを知らしめる。

「友藏は友だちのために色々にあやまつてやりましたが」——信吉自身は勿論お詫をしましたが、友藏も痛く之を憂へて百方陳謝したことを十分知らしめる。即ちこゝは友藏の友情の躍動してゐる所である。

「しゅじんがゆるしませんので」——損失が多かつたので餘程の立腹であつたことを想起させる。

「しかたなく折を見てまたたのまうと思つてゐました」——友情の繼續といふ點に注意させる。また我が友が寂しく出で行くに對し、色々なだめたことをも想像させる。

「友藏は新しいきかいをくふうしました」——友藏の機械に對する研究心、及び遂に一種の役に立つ機械を發明したことを知らしめ、彼等の發明心、發見心を十分にそゝる。

「何でものぞみをかなへてやる」——發明に對し主人が如何に喜んだかを想像させる。またこ

んなときには諸子は、どうするかを問ひ、各自の思ふ所を赤裸々に答へさせるがよい。

「それでは信吉をもとのとほりにつかつて下さい」——何たる高潔の精神ぞや。友藏の真情は茲に漲つてゐる。十分玩味させる。

「すぐゆるされました」——主人の固く結びし怒も釋然と解けた所に味がある。之は友藏の熱灼した友情がとがしたのである、十分味はさせる。

「友だちがゆるされました上は外にのぞみはございません」——物質慾の旺盛な現代人に樂にして飲ませてやりたい。何と高潔な精神ではないか。

「それからすぐに信吉をつれてかへつて二人でよろこびました」——二人の心の中を十分想像させる。

三、訓話

次の意味を極く平易に訓話する。

友だちは常に仲善く交つていかなければならない。そして若し難儀なことがあつた場合には之を助けてやる。場合によつては友藏のやうに自分の利益をすて、之を助けてやらなければならぬ。そして常に苦樂を共にするのが友だちに於ける本當の道である。

友達にして、若し悪い心を起したり、或は悪いことをしたりした場合には十分忠告して善き

方へ導いてやる。之に反し忠告をうけた場合には深く願ひて、その親切に對し心から感謝し、その忠告に従はなければならない。

往々些細なことに怒つて互に争ひ、遂に交を絶つに至ることもあるが、之はよく考へなければならぬ。かういふことは大抵自分の心の狭い所から起るもので、實に馬鹿氣なことである。こんな安つばいことに友情を傷けるやうなことあつてはならない。

これは餘計ないことであるが、學友同志が黨派を結んで互に相争ふといふことがある。時には雙方共負傷者を出すといふやうなこともある。こんなことは朋友の道に背くのみでなく、學校に對し、先生に對して迷惑をかけ、また親に對して少なからず心配をかける譯である。

友達の仲が悪くなるについては、いろいろの譯もあるが、二人の間に結んだ約束が實際に行はれないといふ所から、不和になる場合が多い。故に友と約する場合には、そのことが是か、非か。また出来るか、出来ないかをよく考へて、然る後約束するやうにしなければならぬ。而して一旦約した以上は決して破約することなく必ず之を實行する。

朝夕交はる友だちは善き者を選ばなければならない。清き水も朱に交はれば赤くなる道理で、人もその友の善惡によつて、善くもなりまた悪しくもなる。しかし既に交はる友にして悪しき所あれば眞心を盡して矯めてやる。若しきかなかつた時には、先生の力を借るとかまたはその

親の力を借るがよい。

之はよくあることであるが、我が友だちがよく物ができて、先生に人に賞められると、深く之を嫉み、また他の友だちと一つになつて悪しく言つたり、排斥したりなどする。之は中々にわるいことである。友達の善は我が善と喜び、常に友をかくまひ、友の幸福を希はなければならぬ。

第三時

▽補充例話——實踐の指導

一、補充例話を話す

(補充例話の取扱は本例話に同じ)

二、實踐の指導

左の問の下に兒童の現生活を中心として實現上の指導を行ふ。

- 皆さんに友だちがありますか、それはどんな友だちですか。(善惡につき)
- 友の難儀を見て世話したことがありますか。それは。
- 友の悪いところを直すやうに言つてやつたことがありますか。それは。
- 友達と喧嘩して交を絶つたといふやうなことがありますか。

- 友達同志が組を作つて、學校の歸りに喧嘩したといふやうなことがありますか。
 - 約束に背いたことか又そのために仲悪くなつたといふことがありますか。それは。
 - 友だちの物のよくできるのに對してどんな考をもつてゐますか。
 - 友だちをかくまつたことがありますか。それは。
- 以上は先づ問うて、次に批評させて、次に評定する。

第十 規則にしたがへ

教授の要旨

如何なる規則でもそれは人間社會の秩序を保つ爲に必要なものである。若し各人が規則を守らぬ時は其の社會の秩序が亂れる。而して規則は強者たると弱者たるとを問はず總ての人が之を守るべきである。これを知らせるのが本課教授の要旨である。

教材の研究

例話の資料

第十 規則にしたがへ

春日局

一、局將軍家光の乳母となる

春日局は名を阿福といふ。明智光秀の臣齋藤利三の子である。稻葉正成に嫁き正勝、正定、正利の三子を産んだ。正成は浮田氏の臣であつたが、故あつて致仕し美濃に隠退した。然るに徳川秀忠は長子竹千代即ち家光を生んだが、よい乳母がないので、京都から之を求めようとしたが、誰も新開地同様の關東に行かうといふものがないので、所司代板倉勝重は粟田口に立札を立て、求めた。阿福之を聞き、正成と相談して許を受け、出て板倉の邸に到り、志願の旨を申入れた、勝重が遇つて見ると、人物家系共に立派なものだからすぐ之を推薦して乳母とした。

二、局の誠忠

所が秀忠夫人即ち御臺所は兎角弟國松のみを愛し、竹千代は恰も其の臣下であるが如き有様となり、果ては將軍迄意を動かす様が見えたので阿福は非常に心配し此の上は家康によるより外はないと、伊勢參宮にかこつけて静岡なる家康に許に到り其の旨を訴へた。家康大いに驚き直様鷹狩に事寄せて江戸城に到り、謁見せんとて來た竹千代をば手をとつて秀忠の次につけ、國松が上座に行かんとするをば「否々竹千代はやがては三代將軍となるべき者、御身は其の臣下ぞ、上段に昇る事罷成らぬ」と叱つたので竹千代世繼の事が定まつた。

春日局



斯程の大功があつたので家光は大いに阿福を重んじ、奥向一切の事をこれに一任した。而して後には京都に上つて二位に叙し、春日局の稱を賜はつた。寛永二十年九月十四日病を得て五十五歳を一期として歿したが、家光が抱瘡の時東照宮に心願し、己は病に罹つても薬をとらざる事を誓つた事があるので、臨終にも薬を飲まず、家光が病床に侍して薬をすゝめたのも口にくゝんだ儘で、喉には入れなかつたと云ふことである。

三、局規則を重んず

或日用事があつて外へ出で、夜に入つて平河口(通用門)にさしかかつて開門を頼んだことがある。當時の規則として門限後に入門するには通用切手がないと決して入れない事になつてゐた。春日の從者共は「御開門を願ひます」といふと、門番頭初鹿傳右衛門出でて「通用切手があるか」といふ。これを聞いて春日は「春日であるぞよ。迂論のものにあらざる程に、開門を頼み申す」といつたが、硬骨の初鹿頭として聞入れぬ「春日だらうが、天照大神だらうが、通用切手のない者は誰も入れる事は出来ぬ」と頑張つて入れぬ。春日は「それも道理の事、では通用切手の來る迄待ちませう。」とい

つて門の外で待った。折柄冬の事として川風裾を拂つて身を切る程に寒いのをきつところへて二時間待ち、通用切手を貰つて入った。

入つて家光の前へ出で「只今歸りましてございます」といふと、家光は「乳母殿大そう遅かつたのう」といふ。春日は夜になつて平河口へ來ますと、門番は通用切手がなければ春日でも天照大神(兒童には八幡とするがよい。)でも通さぬといひましたので二時間程待つてゐました。規律正しく行はれ、御威光の盛んなのは全く感服仕ります」といふと、家光も「門の出入は堅くせよと申し置いたのでそんな事もあつたらう」と笑つた。翌朝、春日は彼の夜番所に菓子を持たせやり。「御役儀誠に御苦勞に存じます。よくこそ、あんなにきまりを立てられた。これは少しの志」といつて篤く賞し、將軍も初鹿の祿を増したといふ。

四、其の他の逸事

又春日の臨終の時であつた。家光は病床に至り、「今生の望何なりとかなへる程に遠慮なく申す様」といつたが、春日は「有難う存じます」とのみで他に返事がない。家光は「稻葉内記(春日の末子で正利といふ)日頃勘當であるが、もう心も直つたらう。己も乳を分けた兄弟の事だから、いとほしく思ふ。召返したく思ふが、この願聞入れくれぬか」といふと、春日は苦しい聲を勵まし「内記は不忠不孝の者故勘當したので、これも皆、君を思うての事にござります。それを愛に溺

れ末期になつても君を忘れる事はありませぬ。これは固く御斷り申します」といつた。其の公私を峻別した事を見るべきである。

又夫と共に美濃に居つた時、正成の留守を覗ひ、數人の強盜が入つたのを春日は薙刀の鞘を拂ひ、見事にこれを二三人そこに切伏せたので残りの者は恐れて逃げ失せたといふ事である。

補充例話

松平定信——松平定信幼名賢丸、字は貞輔又は旭峯と稱し、老中の役を退いて後は樂翁といつた。田安宗武の子で寶曆八年十二月廿七日(二四一八年)を以て生れたが、奥州白河の城主松平定邦の養子となり、天明二年封を襲ひよく領地を治め儉約を守つて人民を教へたが、天明七年六月老中首座となつた。當時田沼意次の弊政の後を承け紀綱が大いに亂れてゐたのを、將軍家齊を助けて銳意治を圖り徳川の天下をして再び安からしめた。

寛政五年の事である。定信三十六であつたが、これより前外國との事漸く繁く露人は長崎に來て亂暴を働いたりしたので、伊豆相模安房上總下總の海岸の大名をして其の防備を嚴にせしめ、三月自ら沿岸を巡視した。其の時の事である。相模伊豆地方を巡視しての歸るさ、根府川の關所を通つた。常は駕籠に乗つて歩くのを此度は親しく地勢を見んとて歩いて關所を通つたが、何心なく塗笠を被つて其の儘通らうとした。關所の守役は大木多治馬とて平素篤實で同輩にも甚だ謙遜であつたが、關を守る上は關所の規則を固く守るべしと固く信じた剛毅の人であつた。定信の通るを見、すぐ外に出て供の者に向ひ、



松平定信

「關所の提でござりますれば、お笠を取つて御通行然るべしと存じます」といつたので、「尤の事だ」といつてすぐ脱いだ。而して其の儘領主大久保忠顯（これは二宮尊徳先生の領主である）の老臣と小田原に遇ひ、

「今日根府川の關を通らうとする時、拙者何心なく笠をかぶつた儘通らうとすると、番頭大木が法を守つて取つて通るべき旨注意してくれた。實に笠の儘に通らうとしたのは重々不注意の事であつたが、大木の注意に依つて幸に罪を免れる事が出来た。誠に有り難い事である。どうか大木に宜しく禮を頼む。」

といつた。大久保侯も大いに賞讃し縁を増し、賞を與へたといふ事である。

これより前天明八年皇廟炎上により御造營の爲に上京した時の事である。多くの大名は下乗の札を見るも、皇室の尊嚴が衰へたのをよい事にして、輿馬の儘で通つた。それを定信は下乗の所に至ると輿から下り、槍打物を其處に留置して禮儀正しく中に入り、少しも禮を亂さなかつたので、これより諸武家の無禮は自ら止んだといふ事である。

根府川の關の位置



これより諸武家の無禮は自ら止んだといふ事である。

訓話資料

前學年との連絡

規則に従へといふ事は尋常二年の第二十四課「規則にしたがへ」に於て、或子供が「この土手のぼるべからず」といふ立札のあるのを、樹の上に囀つてゐた美しい小禽を捕へようと登らう

とするのを止めたといふ話から、

- 1、人の居らぬ所だとして規則に背いてはならない事。
- 2、規則に従ふことを苦しく思ひ、又不便とする事ありとも必ず之を守るべき事。
- 3、「入るべからず」と記したる處には入らず、「手を觸るべからず」とある物には觸るべからざる事。

4、父母教師の命其の他につきすべて従順なるべき事。
を教へ、校内の諸規則を復習し、之を守るべき事を教へた。
本學年は更に進んで

5、規則は公益公安の爲に設けられたものだから、之を重んじすなほに従ふべき事を教へる事となつて居る。即ち法を重んじ違ふべき事の理由を述べたのである。

規則を守ることの要

學校の規則を守ることを小さいことに思つてはならない。それはやがて立憲的公民的訓練で、法治國の國民たる礎地を、訓練の上から養つて行かうとするのである。彼の國民の義務等を知識の上から授けることも必要であるが、それにも増して必要なのは、一般的に法を重するやうにして行ふ訓練である。而して兒童も此の學年頃になれば、最早學校には如何なる規則があり、然も

それは何故に守らざるべからざるかを、自覺的に知らしめることが出来るやうになつて居る。故に子供には、

學校の規則は皆の爲めになるやうにして出来たものである。故に人の見ぬ處でも決して背いてはならない。

といつて教へて行かなければならない。而してそれは二三の例に依つて十分説くがよい。例へば跣足で外へ出たら必ず足を洗ふべき事について考へて見よう。それは校舎が不潔になるからであるといふ理由はすぐ了解の出来る事である。廊下を疾走するなといふ事でも、一面不作法であるといふ事の外、危険といふ事もあるし、垣を越えるなといふにも破損と危険といふ理由が存する。

規則に背く心

所が人は何故規則に背くであらうか。

1、規則を知らないからである。

學校にも幾多の規則がある。その一々を知る事は容易の事であるまい。然し

規則は全體凡ての人に便利になるやうにして制定したものであるから、かうしたら悪いだらうと思ふ事をしないと自然に規則に背いた事をせぬ様になる。一々を知らなくとも大體の事は分るものである。

この心得で行つたら差支ない。

2、心が弱いからである。

廊下を走るなどいふ。然し長廊下を歩くと走りたくなるのは人情の自然である。其の時我が心を抑へるものは何であるか。「走つてならぬ」といふ義務の囁を傳へる理性の聲である。その命を聽けないで驅ける人は心の弱い人である。

3、反抗心からである。又は亂暴の心からである。

これは放修とか放縱とか名のつくもので、無暗に反抗したり、又は自分の便利の爲には規則を蹂躪してもかまはぬといふ心から来る性の悪い者である。低學年を受持つてゐる者の悲哀は實に上級の兒童がこんな心から反規律的な行動をして見せてくれる事で、これが又兒童の心に響いて己も眞似しようと思ふ心の起る事である。この防ぎ方は兒童の自尊心と自覺に訴へるの外何物もない。

教訓の要

故に本課の教訓は細かい學科の規則を一々數へ立て、煩瑣な事の記憶を強むるよりも、むしろ根本に溯つて何故に規則は守らざるべからざるかを自覺せしめ、

規則は幼い者のみが守り、年長じると破つてよいものでない。長すれば長する程守るべきもの

である。

といふ事をのみこませ、規則に背かんとする心を指示して其の覺醒を促し、「學校の規則」、「町村の規則」の大なる、必要な所をのべて守らせるがよい。

汽車電車等に關する規則

公共の建物に關する規則

道路電柱等に關する規則

納税等に關する規則

等は重要な物である。

教授の實際

區分 (三時間)

第一時 春日局の遵法につき話す。

第二時 訓話及び教科書を授く。

第三時 實踐の指導。

準備

教科書の挿畫を擴大したる掛圖 春日局の肖像 其他。

教法

(甲) 一般的方針

一、本例話に於ては春日局が

1、權威をもつて門規を破るやうな事なく深夜風寒き中に立つて開門を待ちしこと。

2、翌日菓子一折を番頭に贈り前夜の勞を慰めた事の點につき話すを以てその主眼とする。

二、訓話に於ては、例話と交渉して、また既習の内容と聯絡して、規則といふものゝ存する理由及びこれに服従すべき事を理解させるを以てその要點とする。

三、遵法の義務は説いて分らせることも必要であるが、之と併行して法を重ずるの習慣を養ふことも亦必要である。約言せば遵法の義務の理解と同時に訓練によつて之が習慣を作ること甚だ必要である。この訓練といふことは特に注意を喚起して置く。

四、規則を守るとか、規約を重ずるとかいふことは決して小さな問題でない。これがやがて國憲を重じ、國法に遵ふ所謂法治國の國民たる基礎を培ふ譯なのである。故に理解に對し、また習慣の作成に對し十分力を用ひなければならぬ。

五、子供の生活の實際を見ても、また自分の過去の生活を省みても、規則を守るといふことは、

また之を重ずるといふことは中々に出来悪い。故に本課を授ける前に何故にさうであるかをよく究め、人心の根柢に觸れて諭す所なければならぬ。之については本書の「訓話資料」の部に大體四つばかりの原因をあげて説明してあるから参照を望んで置く。

六、春日局が城門の掟を重んじたといふ此の門の掟といふことについては兒童は或はさう必要なものと思はないかも知れない。故におそれ多いことであるけれども、聖上陛下の居城即ち宮城にも四方にそれ／＼の御門があつて、常に兵士が日夜交番に立つて守護し奉つて居ると同様に、昔將軍の居城も日夜特に夜分は門を堅く閉ざして非常をいませたものであるといふことを知らしめ、それから局の遵法について説くことにせば一層此の課が活きて來ると思ふ。

七、局の例話を話す前に、教科書の説話要領及び本書に於ける例話資料を讀み局其の人の性格を知悉し、それから兒童の面前に立つやうにしたい。而して本課に於ては局の遵法の美德を説くは其の主眼ではあるけれども、傍ら局の厳格な性格、熾烈な至誠、謙にして高ぶらざる美德についても知らせて行きたい。

(乙) 教授の實際

第一時

▽春日局將軍家光の乳母となる——局の至誠——局城門の掟を守る。

一、學習動機の惹起

茲では既に習得した規則に關する思想中

「規則に對しては假令之を苦しく思ひ、又不便に感ずるとも、必ず之に従ふべきこと云々。」の思想にふれて適切に問答し、

「今日は春日局といふ人が將軍様に愛せられて、空飛ぶ鳥でも落すといふ程の威勢のある人であつたけれども、規則は規則としてよく守られたその感心な行について話す云々。」の旨を告げそれから本教材の教授にはいる。

二、春日局の遵法につき語る

(一) 局、將軍の乳母となる。

今から約三百年程前の人——元は武士の妻——竹千代の乳母を京都に求む——局夫と相談の上志願す——採用せられて東上す。

(二) 局の誠忠。

(イ) 局、竹千代の世繼の事につき大に苦心す。

(ロ) 將軍家光重病の時、東照宮に心願して誓を立つ。

(三) 局城門の掟を守る。

將軍の居城と城門の規定——局、所用あつて夜遅く歸る——番頭門規を守つて入れず——局門外に立つて許しを待つ——翌日番所に使を遣はして前夜の勞を慰む。

以上の内容は本書に於ける例話の資料を参照して適切に語る。

〔注意〕

- 1、(一)の項を語るとき局の肖像を提示してその英姿を偲ばせる。
- 2、(二)の項には局の人格が躍動してゐるから其の考で説く。
- 3、(三)の項は本教授に於ける中心點であるから特に力を入れて説く。また此の際掛圖をも提示して説話の活寫を助ける。
- 4、挿畫に於て右より二人目の門に向つて立つてゐるのは春日局である。
- 5、若し時間に餘裕あれば本書に記載しある局の逸事につき語る。

三、整理

以上話した所をその要點につき問答し、一層深く感動させると共に、規則に對する自覺を喚起する。

第二時

▽教科書を授く——訓話を行ふ。

一、批判

春日局が歸つたとき、番頭の役人は何故門を開かないか○局の從者が「春日局である門を開け

なさい」といつたとき、番頭は何といひましたか○その言は正しいかどうか○門を開かないについて局はどうしたか○威勢のある局のことであるから無理に開かせたらどうか○翌日局は役人に對してどうしたか○局のえらい所は……等。

二、教科書を授く

教科書を授ける方法及び順序等は前述に準據する。

三、訓話

次に示す内容を極く平易に話して、遵法に關する知識の一斑を與へ、實行的意志を誘起する。

諸子は既に知つてゐる通り、諸子の父母や諸子の教師は諸子を善き人になさうがために、また諸子の幸福を圖らうがために、色々と必要な命令を下すものである。此の命令に對しては何等考へる所なく、唯々と服従する覺悟がなければならぬ。

之と同じやうに、學校には學校としての命令がある。村は村としての命令がある。町には町としての命令がある。之を學校にあつては學校の規則、村にあつては村の規則といふのである。是等の規則は皆諸子の幸福を圖り、村や町の安寧、秩序を保つ爲に出來たもので、其の學校の生徒たり、其の村や町の住民たる以上は、假令自分一人にとつて如何程不便であつても、またどれほど不自由であつても、團體のために、社會のために、其の規則に服従し、其の規則を遵

守しなければならない。かうすることが私共や諸子の義務なのである。

第三時

▽考案批判——實踐の指導。

一、問答

○學校の規則、村や町の規則は何のために出来てゐるのでせうか。

(此處でその規則の存する理由を明かにする。)

○私共は此の規則に對してどんな心掛が大切でせうか。

(此處では遵法の義務を自覺させる。)

○若し私共がその規則に従はなかつたらどうなるでせうか。

(此處では生活の安全と規則との關係を明かにする。)

○人々の中には随分規則に背く人があるが、あれはどんな心からでせうか。

(此處では本書に於ける「訓話資料」の部を参照し、根柢的に遵法の自覺を喚び起す。)

○規則といふものはどんな所にありますか。

(此處で既習の知識をも想起させて、總括的に規則の存する所を明かにする。)

二、實踐的指導

指導の要項次の如し。

(甲) 學校

此處では學校に於ける諸規程につき問答し、其の守るべき點を明かにし、實踐法を指導する。

(乙) 社會

此處では

(イ) 道路・公園・養魚池等にある立札。

(ロ) 電車・汽車・電柱等に關する規則。

(ハ) 神社・佛閣其の他公共の建物に關する規則。

(ニ) 其の他特に市町村に於て一般に守るべき規則。

等につきその守るべき遵ふべき點を明かにし、實踐法を指導する。

備考

一、夏季の衛生

本書に於て第一學期は右の課で終る豫定であるから、最後に適宜一時を割いて夏季の衛生につき話す考である。其の要項は左の如くである。

第十 規則にしたがへ

(一) 飲食物に對する注意。
果實及び飲料水はよく選擇して腐敗せぬものを飲食すること、また分量も加減して妄りに飲食はせぬこと。間食は可成せぬこと等。

(二) 起臥上に於ける注意。

夏は殊に朝早く起き夜は可成早く寝ること。

(三) 清潔上に於ける注意。

夏は身體に汗が出て埃塵のつき易い時であるから毎日行水をつかふこと。

(四) 傳染病に於ける注意。

夏季は傳染病の流行する時季であるから之が豫防に注意すること。(次の項参照)

(五) 其の他に於ける注意。

水泳——長く水中にぬないこと。またきたない水に入らぬこと。

日光——日光浴は保健上甚だよいことであるが、併し夏の日は強烈であるから直射の下に永く遊ばぬこと。

二、傳染病の二

左に虎列拉及び赤痢に關する原因・症狀・豫防等につき大體を記して資料に充て、置かう。

虎列拉

一、原因

虎列拉は虎列拉菌に由つて起ります。本來の發生地は印度のガンダス河口であります。日本では、文政五年和蘭の商船が初めて長崎に病毒を傳播して以來、安政三年江戸に大流行を來し、流石に繁華の江戸市中を阿鼻叫喚の巷と化しました。次いで明治十年同二十八九年の大流行は幾十萬の生靈を失ひました。近くは大正五年八月將に全國に大流行の端緒を見んと致しま

虎列拉菌



したが、僅かに二千の患者數で終熄致しました。傳染病中最も恐るべきものであります。本症の季節は夏期に多く、そして本病の傳播に預るものは患者の排出物で就中糞便には非常に多數の菌を含んで居ります。往々にして飲料水にも混じて居るから十分の注意を要します。此の病菌は蠅などによつて食物や器具に附着される爲めに消化器から侵入するのであります。

本菌は胃の中の鹽酸が強い時には生きて居る事が出来ないうで、死滅してしまひますが、胃の機能が弱くなつて居る時には發育して病を起すのでありますから、暴飲暴食を慎むことが大切であります。又神經過敏な者で本病の流行時に餘り感染を恐怖して居るものが却つて罹り易い傾きがあります。

二、症狀

眞性虎列拉・類似虎列拉の二つがあります。

1. 眞性コレラの症狀。潜伏期間は僅に數時間長くて三日間位に過ぎない。多くは何等の前兆もなく健康體の者が突然に激しい下痢嘔吐を起します。其の便は稀薄で非常に多量であつて、後には米のとき汁の様になつて來ます。但し此の下痢は腹痛を感じないので、食傷等の時に來るのとは狀態が違ふのであります。一度の下痢さへも患者を衰弱せしむる事が甚しいのに、頻繁に下痢するのでありますから、眼球は忽ち陷凹してしまひます。嘔吐も苦しみはないが頻發します。斯くして身體の水分は俄かに奪ひ去られますから患者の口渴は實に甚しく、舌は乾いて白い苔を生じ、皮膚は次第に冷え、彈力を失つて指を以てつまみ上げる事が出来るやうになります。尙強直して腓腸筋に激しい痛みが起つて大層苦しみます。脈搏數はまして絲の様になり、遂には假死の状態に陥るのであります。これは多量の水分が急に失はれて、血液の性質が變つた爲めとも云はれ、或はコレラ菌の毒素の作用によるとも云はれて居ります。本病は發病後八時間乃至二十四間内に死ぬるのであります。一週間持續するのもありますが、患者の音聲は嘎れ口渴や四肢の痙攣が甚しく、而も意識は死に至るまで明瞭でありますから、苦悶

の状態は見るに耐へぬものがあります。

2、類似コレラの症状。虎列拉下痢の症状を取つて来る事が多く、又嘔吐烈しく、胃内にいた物を悉く吐出して、遂には胆汁を吐出し、尙ほ其後は水様のものを吐きます。身體が非常に疲れ、音聲は唄れ、脈は多く且つ細くなり、膀胱部の痛みがあるなど、眞症のものと同様のものがあります。此の種のものには治療宜しきを得れば二週間許りで治るのでありますが、假非性の虎列拉に移る事もあります。

日本に於けるコレラ病の死亡数は六〇%以上時には九〇%にも上つて居ります。

三、豫防

本病の初發患者を早く發見して、これを隔離舎に送り、其の吐瀉物等を十分に消毒し有病地方は健康地方と嚴重に交通を遮断しなければなりません。或は豫防注射も將來極めて必要なものゝ一つでありませう。本病の流行時には各自飲食物に注意して新鮮なる材料を必ず煮沸又は炙つてから食すべきであります。

又暴飲暴食は最も慎しみ、如何に渴しても生水や氷水を飲まぬ事、食器を洗ふ水も一度煮沸したものを使ふ事、家屋の内外を清潔にして、室内には十分日光を入れること、食物を保存する時は蠅蚊の附着しない様に覆ふこと、及び身體を清潔にする事等は大切な要件であります。流行の激しい時には、毎日芥子を温めた湯に溶するのによろしい。胃腸が健全であれば無暗に傳染するものでないから、過度の恐怖を抱かない様にし、夜は十分に睡眠を取り、若し身體に不快を感じるとか下痢がある場合には直ちに醫師の診察を請はねばなりません。虎列拉菌が鹽酸に弱いと云ふ點から食器其の他の洗滌料に稀薄な鹽酸水を用ふることは豫防に有効であります。(新醫海)

四、參考

虎列拉に對する豫防の心得(内務省衛生局)

コレラに罹れば劇しい下痢や嘔吐を起し百人の中七十人位は死にます。

(一)如何にして傳染するか

コレラ患者の大便秘や吐物の中には病原菌が無數に含まれて居り、之が海水、河、川水、又は不完全な井戸水等に入り、又は手や衣類等に附くことがあります。是等の病原菌が飲み物や食物其の他に附て口から入つてコレラを起すのであります。患者にも輕症のものがあること、健康者でも大便秘の中に病原菌を持つて居るものがあることを注意せねばなりません。是等の者は重い病人同様危険であります。

(二)注意すれば罹らぬ——如何にせば

1、「飲み水」にも「使ひ水」にも安全な水を使へ。

完全な水道の水を用ゆるのが最も完全です。

其の他の水は一度沸騰して用ゆるのがよろしい。

病原菌存在の疑ある海水や河水等には觸れてはならぬ。

2食物はよく煮沸して食べよ。

魚介類は勿論野菜等でも生のものを食べてはなりません。よく煮沸すれば病原菌があつても死にます。

病原菌媒介の虞ある食物は此際使用せぬのが一番安全です。

3手や食器などは殊に清潔に心掛けよ必要なるときには消毒せよ。

安全な食物や水を用ひても手や食器などに病原菌が附いて居れば同じ様に危険です。

臺所や流しもとは清潔にし且出来るだけ乾燥せよ。

4旅行殊に流行地への旅行は萬止むを得ない場合の外差し控ゆることが安全です。

旅先では食物や水等の注意が十分には出来る場合が多い。

5出先では成る可く飲食せぬがよい。

祝ひ事會葬などの飲食物の饗應は一切見合せがよい。

6蠅は病の媒介しますから其の發生を防ぎ之を驅除し、尙ほ食物食器等には蠅のつかぬ様に注意せねばなりません。

7 飲み過ぎ食ひ過ぎ又は寝冷をしてはならぬ。
胃腸をいためるとコレラに罹り易い。

8 胃腸を害したら手療治などせずに早く醫者を呼べ。

治療が遅れると助かるものも死ぬぐす／＼して居ると全家族へ傳染し一家全滅の悲惨を來すことが少くない。

〔注意〕 以上は昨年の夏廣島の市役所が各家に配つた傳染病豫防に對する一種の宣傳書で、之がため一般の注意を促し其の效果尠くなかつた。だから是等の運びに至らざる地方にあつては、學校から印刷又は謄寫刷にして各家に配つてこの思想の宣傳を行つたらどうか。と思つて茲に載せて參考に供したのである。

赤痢

一、原因

本病には細菌性赤痢とアメーバ性赤痢との別があります。アメーバ性のは熱帯地方に見るもので本邦に見るのは細菌性のものであります。その傳染は直接又は間接に患者の糞便によるので食器・衣服・便所・河水・井水等から傳播される事が多く、

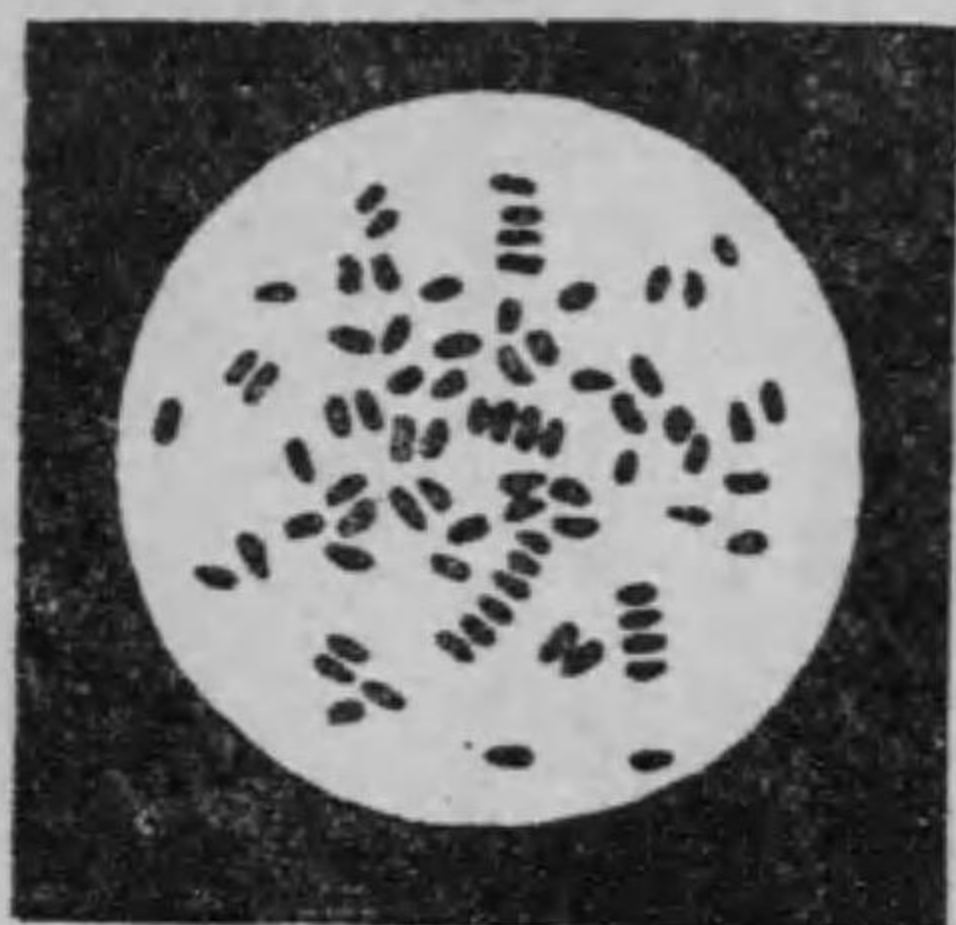
未熟の果物を食べる事や、暴飲・暴食・感冒等が本病の誘因となる事もあります。一回罹つたものは短期間(二三年)の免疫性を得ますけれども、再び罹ることのあるのを記憶せねばなりません。

二、症状

胃加答兒や腸加答兒の症状をとつて來る事が多いので、何となく氣分が勝れず少しく發熱したり、又腹痛が起つて便意を催して來たりするのであります。患者は屢次廁に行く必要を覺え、初めは塊の混つた下痢便を多量に排泄しますが、次第に少量となり、遂には粘液又は血液の混つたものを出します。

便は臭氣甚しく、何人にも普通の下痢症でない事が言われます。一日の便通は數

赤痢菌



十回又は百回にも達する事がありまして、強い便意窘迫の感に耐へられず、患者は病床に安んずることが出來ないで、今廁から出たと思へば直に復便意を催します。此れを裏急後重と云ひますが、その苦しみと便通の時の腹痛、腹鳴及び肛門の灼く様な痛み等は、患者に無限の苦痛を與へ、其の苦悶の狀實に憐れみの限りであります。身は俄かに衰弱して、患者は排便の間も自分の身體を支へるのが困難となり、終には寢た儘で何回となく排便をするやうになります。便の粘液中には處々に血點を混へて居ることがあり、又便中に多量の血液や膿を混へて居ることもあります。そして便は一日の量千立仙米の多きに達することがあります。

猶ほ又、糞便中には多量の蛋白質を含んで居りますから、患者は俄かに瘦せ衰へて、顔は蒼白色となります。これに反して尿は至つて少く、時には全く排泄されないことがあります。これを無尿と云つて、中々苦しいものであります。患者の舌は白色又は褐色を以て蔽はれて、食慾は全く無く、食物を思出しても嘔氣を催す程でありますけれど、熱のない患者であれば食慾を失はない事もあります。斯うして數日後又は二週間にもなれば、廁に行く回數が次第に減少し、大便是黒色に變じ、血液も粘液もなくなつて通常のものとなり、尿道も常に復するのであります。然し時として経過が長く、半年にも互るものがあるて多くは治りませぬ。

アメーバ性赤痢は一般に経過が慢性であります。

本病は治癒した後にも腸の過敏性を起して、少しの事で下痢を起したり、便秘に傾いたり、或は腸管狹窄を起して、危険な病狀を現したりすることがあります。本病は多くは恢復するのでありますが、重症のものは二〇%、慢性のものは八〇%も死亡します。(新醫海)

三、復習等

本學期は大體十五週と見積り、教材は約十三週位で終ることになつてゐる。それで其の餘りは復習に費す考である。故に復習にも十分意を用ひて有效に行ふ所ありたい。嚴密に云へばさうした上に尙ほ餘りがある考である。それは偶發事項とか、補充教材に用ひる豫定である。第二學期に於てもこれと同様であるから豫め心してありたい。

第十一 行儀

教授の要旨

居常言語動作を慎み、それが定つた規矩に合するやうにし、見苦しき行を爲さないのは文化國民の力むべき所である。本課は行儀を慎み上品な人とならしめんとするのを教授の要旨とする。

教材の研究

例話の資料

松平好房

松平好房は福知山藩主松平安房の嫡子である。慶安(二年二三〇九年)を以て生れ、寛文九年(二三二九年)六月二十三日年僅かに二十一歳にして、父に先だつて死んだ。生れて頗る賢、四五歳にして既に假名や方角の字を知つた。而して資性寛厚よく親族と睦み、僕婢を撫でたので上下共に懐き服した。幼き時より書を讀んだが忠孝の事蹟を讀むと常に感嘆した。

幼い時から自分の居間にゐても父母の居る方にはかりそめにも足を伸す事がなく、他所へ行く

時には必ず「△△へ出てまゐります」と挨拶し、歸れば「只今歸りました」といひ、若し他から珍しい品(子供の事であるから理解し易き様、文具位にしたらよからう。)を贈られると、必ず之を獻じ、父母が之を收めると心の底から喜んだ。父母から物を戴くと拜して之を受け、大切に置いて決して失くさない。若し時に手紙でも送られると必ず戴いて後之を開き、讀み終ると又戴いて納めた。又近侍の者と語る時でも若し父母の事に及ぶと必ず正しく坐して之を聽いた。或時母の側で話してゐると母の傍に針等の切物があつたので、もし負傷をしてはと之を收めた。

稍々長じて父母と室を異にするに及んで、朝夕必ず其の安否を問ひ、他所に行つて夜三更に及んでも、家に歸つて父母の様子を伺つた。花の時、月の夜には屢々父母を迎へて興を添へ和樂を俱にした。若し父母病むことあると、朝夕其の側を離れず、藥は自ら嘗めて進め、食物も亦自ら先づ試みて進め、誠意を盡して看護に従事した。父母若し憂を懐くことを知るときは言葉を盡して慰安した。

長するに及んでは、奢侈を誡め、儉約を守り、行動を慎み、其の言ふ所悉く父母の心に順うた。父忠房が封邑に在る時はよく留守を勤め、其の父に報ずる所のはよく處置して毫も怠る所なかつた。

母に事へるや、愈々謹み、益々敬ひ、若し母に過あらんか、溫顔を以て之を諫め、其の心に協

はないことあらんか、自ら深く省み、自ら悔いて心を盡さないといふことがなかつた。さうして母が非を悟り、喜色あるを待つて退いた。

天性多病であつて、父母が常に憂ひ給ふを懼れて深く養生に努めてゐた。併し二十一歳の時不幸重患に罹り病床に呻吟するに至つたが、父母が病室に來られる時には必ず起きて坐して待ち、氣分の如何を問はれた時には辛苦で堪へられないでも、平快と稱して其の心を安んじ奉つた。併し天は此の孝子に長壽を借さず、二十一歳を一期として永眠した。(本朝孝子傳參照)

訓話資料

前學年との連絡

本課は次の諸課と相連絡してゐる。

尋一 第八 行儀をよくせよ。

お文は外に遊んでゐると、伯父さんが來たので丁寧内に内へ請じ入れ、行儀正しく挨拶した話でこれにより次のやうな事を論してゐる。

1、朝起きた時、夜寝る時、登校と降校の時は父母祖父母に禮すべく、學校に來らば教師に禮し友だちに挨拶し、途中で知つた人と逢つた時にも別るゝ時にも禮すべき事。

(これは是非復習し、よく行はれて居るかどうかを確め、其の實行を獎勵せねばならない。

著者の任地では室の中で挨拶する者、庭へ出てから挨拶する者と種々あり、よい方では「行つて参ります」「只今歸りました」といひ、商家では「行つて歸る」「只今歸り」といふやうである。挨拶の辭は家庭通りとするも兎に角させる事にした。

2、父母、祖父母、教師、朋友、來客等に對する言葉遣を知らせる事。

(これは目上の人に對しては粗末な辭を使ふなといふ外はない。而して日常の訓練に於て十分注意して矯正し、此の學年に於ては言葉遣は大分善くなりましたねと賞める位になつてゐなければならぬ。)

3、其の他。

イ、人に呼ばれた時は丁寧にへんじをすべき事。

ロ、人の前にて耳語、欠伸等をせぬ事。

ハ、すき見をせぬこと。(一年)

ニ、人に挨拶するときには言葉を丁寧にして靜かに述べる事。

ホ、戸障子の開閉を靜かにする事。

右開きである場合は把手を右手に採つて之を開き、室内に入り、内側の把手を左手に持ち上げて正しく閉ぢる。(文部省著小學校作法教授要項)

- 左開きの場合は把手を左手に探つて之を開き、室内に入り、内側の把手を右手に持ち上げて正しく閉ぢる。(同上)
- へ、履物をぬきさらし、傘を倒して置いたりせぬ事。(二年)
 - ト、法外な大聲を出さない事。
 - チ、目上の人の談話は傾聴し、其の談話中決して他人と言葉を交へぬ事。
 - リ、人に對して悪口嘲笑せぬ事。

(これは何れも中々この學年になつたつて出来るものでなく、家庭の如何によつて中々學校だけの注意では届き兼ねる所のものである。修身の時間では宜しく實例を捉へ、イよりリ迄の間に於て兒童に最も缺點とする所を捉へ來つて諭し、而して日常の訓練に於て實行の督勵を圖るべく、日常の訓練も亦兒童の自發的な決心に訴へて自發的に活動させるやうにしなければならぬ。)

- 4、容儀について。
 - イ、膝頭を衣服の外に現はさぬ事。
 - ロ、足を投出さぬ事。
 - ハ、懐手をなし、かくしに手を入れなどせぬ事。
 - ニ、襟の開けて胸の現はれたる時、又はボタンの外れたる時其の儘になしおかぬ事。

ホ、羽織前掛の紐又は帯などのとけたるを其の儘になしおかぬ事。

へ、髪の毛を亂し之を口にくはへなどせぬ事。(二年)

ト、歩みながら物を食し、横臥して書籍を見などせぬ事。(三年)

(これも中々實行されぬものである。殊に此の時代の兒童になると、亂れ易いし、又極端に迫めると偽善者を作るか、又は固陋な人を作る事になる。立食、買喰ひは理由を知らせて禁止するがよいし、横臥しての書物讀みは、家庭の父兄によくある事であるから、餘り厳しくはいはんでもよからう。)

5、禮法。

イ、立禮及び坐禮、最敬禮、(二年)

ロ、物品を人に手渡しする時には其の人のしかと受取りたるを認めたる上にて我が手を離す事。

ハ、目上の人に物を進め、又目上の人より物を受取る時は會釋をする事。(二年)

ニ、坐せる時の姿勢。(三年)

坐するには、兩足を揃へ左足は少しく引き、先づ左膝を突き、次に右膝を突くと共に兩膝を揃へて坐す。(文部省著 小學校作法教授要項)

坐したときは上體を眞直に保ち、兩足の拇指を少しく重ね、兩手を膝の上に置き、又は軽く組み、眼は前方を正視する。(同上)

坐を起つには、兩手を膝に置き、先づ兩足を爪立て、少しく右膝を立て、徐かに立ち上る。(同上)

立つたときの廻り方は、向はうとする方の足を引くと共に其の方に徐かに廻る。(同上)

(これは特別な實習時間に於て練習すべきである。)

行儀をよくする事

行儀よくするとは即ち禮儀を守る事で、貝原益軒先生が五常訓で「禮は心につゝしみありて人をうやまふを本とし、萬事を行ふに則に従ひて、正しく理あるを文とす」といはれたやうにする事である。人を敬ふのは心に慎みがある事から來て居る。則とは即ち作法である。則即ち作法に違はないのは即ち理である。文とは節文といふ事で、節とは敬ひ過ぎて窮屈になつたり、へつらひになつたりしない事、文とは敬ひ足らなくて粗野にならないやうにする事である。一口でいへば自分の身を丁度よくしてゐる事である。

禮の則即ち外に現はれた禮法威儀は中庸に「禮儀三百威儀三千」といふやうに其の數頗る多い。現に實踐指導要目が前掲の如くに多いのでも知られる。然し其の一々を盡く知つて行ふ事は困難であるが、其の要として「自分。に。さ。れ。て。悪。い。事。を。人。に。も。せ。ぬ」といふ事を知つてゐたらよい。この事は指導して置く必要があらう。

世の文化が進むにつれて禮を守る事が必要になつて來る。日本も外國人と交際する機会が多きを加へるに連れて禮を守らなければならぬ事も益々殖えて來た。古來日本人は禮の閑雅な國民とされてゐたが、維新の變革の後武士階級が社會の中心とならなくなつてからは國民の禮節は頗る紊れた。殊に近頃成金が跋扈してからは其の甚しきを加へてゐる。彼の此の間汽船の外人の一等船客が抗議を提出し、「日本人は食事中太股を出したり、女の便所に入つたり不作法で困るから、同船御免蒙る」といつた如き、禮の墮落を雄辯に語つて居るものである。

行儀をよくする事の要

何故行儀よくせねばならぬであらう乎。これは次の如くに説くがよからうと思ふ。

一寸飯を頬張つて亂暴に食べる人、辨當へ二本の箸を突立て、猿の様に頬をふくらして後を向いてお喋りをする人や、ビシヤビシヤ口を鳴しながら食事する人と、丁度宜い位宛口に入れて食べる人とを比べて御覽なさい。無論作法正しく食べる人の方がよく見えませう。自分も然し何時も作法正しく食べると、不作法に食べるのとは其の様に人から見られるのです。作法正しい人を見ると何と思ひますか。無作法な人を見ると。諸子も其の様に無作法な事をしたら人から笑はれます。

所がです。では自分一人で誰も見ない所では足を投しても、板の間が破れ相にして歩いて

どんな不作法をしてもいゝですか。それはいけません。人の見ない所でやつたら、一度二度と毎度重なるといつかそれが癖となつて人の前でも野卑な行をし、人から笑はれるやうな事をするやうになります。だから人の見ない所だつて決して不作法な事をしてはなりません。

そのみでありません無作法な事をするとき自分の心がわるくなります。何時でも襟はチャンとしめ、襟はチャンと合ひ、顔は奇麗になつてゐる人を見た事がありますか。其の人は心逆も清淨になつてゐるのです。所が顔には鼻汁の糟がついて居り、帯の端が狐の尻尾のやうにだらうと下つて居る人はその人の心はもう悪くなつてゐるのです。きたなくなつて居るのです。電車の中で太股を出してゐる人は心の中にも眞黒な太股を出してゐる下品な人なのです。

そして先づ第一に行儀をよくすべき人は誰ですか。それは父母です。教師です。父母や教師は毎日遇ふ人です。その人の前に行儀よくする事の出来ない人で、多くの行儀をよくする事の出来る人はありません。父母教師は行儀を稽古する稽古臺です。以上はフェルスターの説き方に倣つて説いて見たのである。斯の如く説くが善からう。

教授の實際

區分 (三時間)

第一時 例話を授く。

第二時 訓話及び教科書を授く。

第三時 作法を授く。

準備

教科書の挿繪を擴大した掛圖。

教法

(甲) 一般的方針

- 一、本例話に於ては松平好房が父母に對して行儀正しくあつたことを説き、傍ら好房の至孝を知らしめるを以て其の要點とする。
- 二、本例話はどつちかといへば、好房の至孝を説くを以て至當とする。然るに之を行儀の例話として用ひたことは、多少引きつけた嫌がある。併し父母に對して常に自己の言行を慎み、行儀を正しうするといふことは孝道實現の一部である。故にその一部を捉へて、一例話としたと考へなばそれでよい譯である。只本例話を取扱ふ際、單に禮儀實踐の一例話としてのみ取扱つて此人の全人格の描寫を忘れるやうでは面白くない。換言せば徳目のために人格の切賣りをしないで、全人格の部分的生命として取扱つて行く。此の點が本課を取扱ふ上に先づ注意すべき點

である。

三、訓話に於ては、兒童の發達に顧み、禮儀の必要、禮儀の價值について知らしめ、禮儀の根本義に對して、多少なりとも觸れしめるを以て其の要點とする。而して世の文明が進むにつれて禮儀を守ることが一層必要になつて來て居る。然るに赤裸々に言へば我が國民の禮節は近時頗る紊れてゐる。即ち墮落してゐることを認める。之が原因についてはそこに數ふべき幾つもあらうが、併し最も根本的なのは、何故に人は禮儀を守らなければならないかといふ自覺の消えつゝあるにある。従つて教授に於て此の根本的な所に觸れて培ふことが最も大切である。之に對し本書の訓話資料の所に四つばかりの要件をあげて説いてあるから是非參照を望む。

四、作法については、前學年に習つたのを復習すると共に、更に補充して授ける考へである。どんな内容であるかは本書に於ける訓話資料の所を見て貰ひたい。

五、禮儀作法に於て最も貴ぶ所はそれに圓熟させるといふことである。此の點からして實習といふことは極めて大切である。ところで小學校の現状では此の實習の機會といふものが甚だ尠ない。そこで何か適當に工夫しなければならぬ。それで私共の考へでは單に特定した時間だけを以て修練の機會とせず、出來るだけ彼等の日々の生活の中からも捉へ來つて練習して行く。例へば敬禮について授けたとせば、其の授けた時間だけを以て、前にも後にも無き唯一つの機

會としないで、或は授業の始終に於て、或は朝會・晝會の際に於て、或は教師に出遇つたときに於て、或は儀式・參拜の際に於て、それ〴〵敬禮することが悉くの機會とするのである。斯うして行く中に、自然と其の禮法に習熟し習慣化し、また生活と結び附いて行くやうになる。兎角教師はかういふ點に細心の注意と努力を拂はないから、作法教授の實績があがらないのである。

六、兒童の日々の行動を作法的に束縛することは窮屈で且兒童の自由を壓へるといふ意見もあるけれども、何事にせよ、習熟させるには、相當の時間と機會とを與へ、相當に練習しなければならない。而して此の練習といふ裏面に多少の束縛や壓制のあることは免れないことである。人心の解放は尊ぶべきことであるけれども、解放する至つて解放しないと、却つて其の人の生活に不幸にする。彼の自由解放の先驅者たるルッソーでさへも注意して放任せよといつてゐるではないか。

七、禮法は社交上に於ける一種の習慣的形式である。形式の習得には兒童の模倣を利用することは頗る有利である。従つて之に對し教師の正しき示範といふことも必要な條件になる。示範が正しければ、口で八釜しく言はなくても、模倣によつて自ら成る。即ち兒童が毎日正しき儀範に接してゐる内にその要諦を自得し、云爲行動が自ら儀範にかなふやうになる。即ち教師が（女は勿論男も）禮法に圓熟してゐるといふことは必要條件である。

(乙) 教授の實際

第一時

▽好房の略傳——好房の幼時と至孝——長じてからの至孝

一、學習動機の惹起

先づ

みんなの家で一番たつといお方は誰か○父母に對しては○孝行といふことはどうすることか
○その大切にするといふのは。

といふやうに問答して、父母に對して常に言動を慎み、行儀正しくあらなければならぬといふ
思念を喚起し、次に

「今日は父母に對して誠に行儀正しくあつたお方につき話します。」
と告げ、そこに學習心を喚び起し、それから本課の教授にはいつて行く。

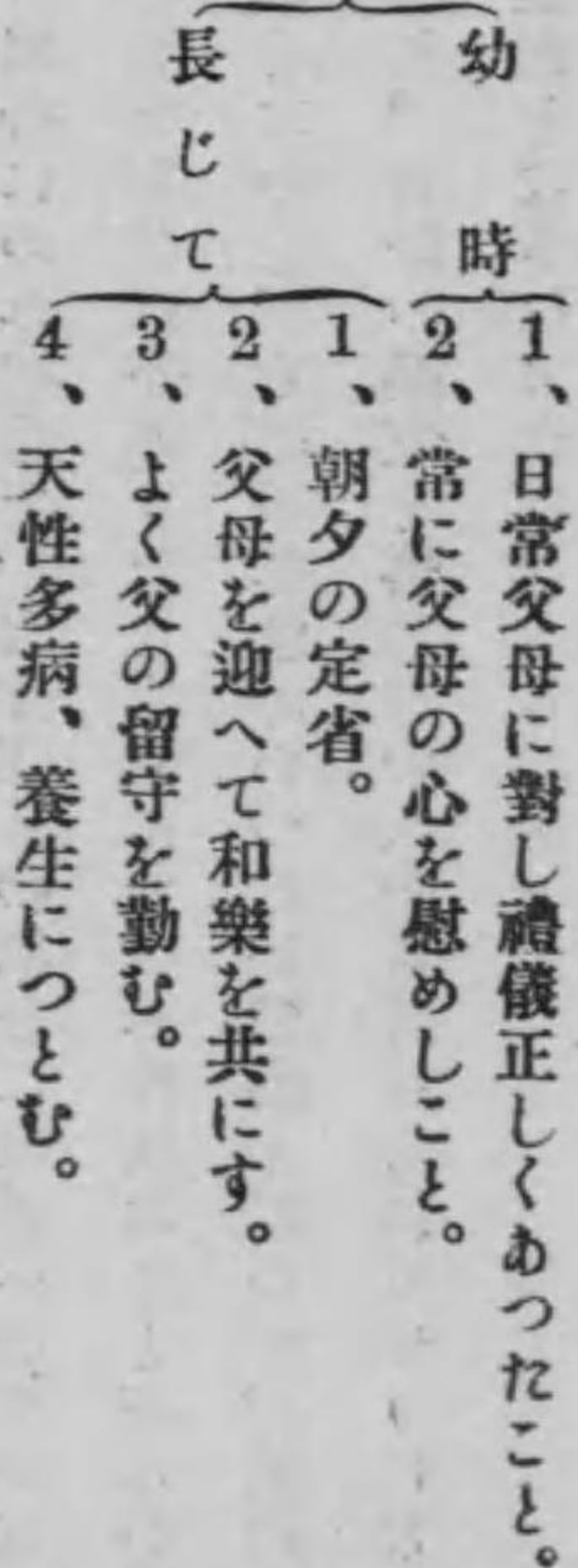
二、例話を話す

(一) 略傳

- 1、家譜の一斑。
- 2、資性。
- 3、人の尊敬。
- 4、天折。

好房の至孝

(二) 至孝



以上の内容は本書に於ける例話資料を参照して切實に説く。

〔注意〕

- 1、本例話に於ては、好房が父母に對し常に言動を慎み、行儀正しくあつたことの點は特に力を入れて説く。
- 2、前に授けた二宮金次郎の至孝と對照して、孝道は貴賤貧富の差別なく、萬人共通に行ふべき大道であるといふことも程度に顧みて理解させる。

三、整理

以上話した所を其の要點につき問答して、好房の言行に一層深く感動させ、自分も亦之に倣はんとする心を惹き起す。

第二時

▽復習——訓話をなす——教科書を授く。

一、復習

第十一 行儀

前授けた例話の要點にふれて問答し、それから次の如く訓話する。

二、訓話

次の意味を極く平易に話す。

諸子はもう松平好房は父母に對し、いかに言語を慎み、行儀正しき人であつたかが分つたであらう。父母に對しかうであらねばならぬことは、好房一人に限つた譯のものではない。

言語を慎み、行儀よくあるといふことは、父母に對してだけでない。他人と交つて行く上にも大切である。即ち言行を慎んで對者に對し不快の感を與へないやうにしなければならぬ。

禮儀作法といふことは言語舉動が禮法に叶ふことである。日常の言動が禮法に叶はないと、假令如何に學問があり、また身分が高くあつても人からいやしまれるのである。禮儀作法は自分の品位を保つ上に甚だ大切なものである。

禮儀作法は對者のある場合にのみ必要で、自分獨りの場合には其の必要がないものと思つてはならない。人の居ない所でも、自分獨りをよく慎んで、不作法なことがないやうにしなければならぬ。若し獨りを慎まない、その不作法がいつしか習慣となつて、人の前に出ても野卑な振舞が自づとあらはれて、自分の品位を落し世の人から斥けられるやうになる。故に常々言動を慎み禮法に叶つた振舞をなさなければならぬ云々。

三、教科書を授く

取扱法は前に準ずる只讀んで行くうち特に注意させる點は次の如くである。

「松平好房は小さい時からぎやうぎのよい人で、じぶんのあまに居てもかりそめにも父母の居られる方へ足をのばしたことはありませんでした。」——こゝでは好房は常に父母に對して如何に恭敬の心が重厚であつたことをさとらせる。

「よそへ行くときは、そのことを両親につげ、かへつて來たときはかならず両親の前へ出て、その日あつた事をはなしました。」——父母に自分の居所を明かにして置くといふ事は父母を安心させる所以で孝道實現の一法である。所で子供の時代には黙つて出て、黙つて入り、時に父母をして心配させることが少なくない。故にこゝでは此の點とよく交渉して十分反省させる。

「父母から物をもらふときははいねいにおじぎをしてこれをうけ、いつまでもたいせつにもつてゐました。」——父母からいたゞくものには、食べ物に屬するものもある。また學用品に屬するものもある。若し甲に屬するものであつたら、直にたべる。乙に屬するものであつたら、大切に使用して行く、併し消耗せぬものであつたら大切に保存して置く。こゝでは此の點を明かにして行く。而してすべてそれ等をいたゞくときには、父母の前に坐つて、おじぎをしておうけするのが禮であることをよく辨へさせる。

「また人が好房の父母のはなしをするときやうきよくゐなほつてききました。」——こゝでも好房は常に父母を敬ふことが、いかに重厚であつたかを想起させる。挿畫に於て、右に坐するは好房で、左に坐するは近侍の者である。今好房が正坐して近侍の者から父母のことを聽いて居る所である。

第三時

▽作法を授く——實踐上の指導を行ふ。

一、復習

禮法に於けるその必要や價值につき簡短に問答し、それから本教材の教授にはいつて行く。

二、作法を授く

(作法は本書の訓話資料の所に詳細に記載してあるから、之を参照し適度に參酌して授ける。)

〔注意〕

坐禮を練習する必要もあるから作法室の設けある學校は可成そこで授ける。

三、實踐の指導

次の場合につて指導する。

(一) 言葉遣につて

學校に於ては——教師に對し友人に對し。其の他に對し。

家庭に於ては——父母・長上に對し。友人に對し。來客に對し。

(二) 敬禮につて

(1) 立禮

學校に於ては——教室に於て、朝廊下で教師に出遇つたとき、また學校を退くとき。

家庭に於ては——我が家の前で客人に出遇つたとき。

社會に於ては——途中教師に、また知人に出遇つたとき。神社佛閣等の前を過るるとき。

(2) 坐禮

家庭に於ては——客人のあつたとき。

社會に於ては——親族又は知人の家に行つたとき。

(三) 容儀につて

學校に於ても、家庭に於ても常に服裝を正しくし、頭髮を亂さぬこと。

(四) 戸障子の開閉につて

學校に於ては——扉の開閉。窓の開閉。

家庭に於ては——家に於ける戸障子等の開閉。

社會に於ては——親族又は知人の家に行つたときの戸障子の開閉。

(五) 耳語・欠伸につき

學校に於ては——學習の際に。

家庭に於ては——客人の前で。

社會に於ては——親類又は知人の家に行つて客人となつて坐してゐるとき。

(六) 法外な大聲につき

學校に於ては——教室にて。また運動場にて。

家庭に於ては——日常は勿論、殊に客人のあるとき。

社會に於ては——道を行くとき。または人の家にて。

(七) 談話の靜聽につき

學校に於ては——學習の際、又講堂其他に於て訓辭等をきくとき。

家庭に於ては——父母の談話をきくとき。客人の談話をきくとき。

社會に於ては——親戚又は他人の家にいつて談話をきくとき。或は教會・寺院・其他の場

所に於て話などをきくとき。

(八) 惡口・嘲笑につき

學校に於ては——休憩時に運動場又は其他の場合に於て學友に對して。

家庭に於ては——兄弟姉妹に學友その他の人の身上について。

社會に於ては——往來の人に對して。また友人と共に他の友人に對して。

(九) 歩みながら物をたべぬこと

學校に於ては——遠足の場合に。

社會に於ては——家を出て外に行く途中に。

(十) 横臥して書籍などを見ぬことにつき

家庭に於て、また親戚知人の家に於て書物を読み繪本を見る場合に。

以上は十分兒童の現生活と交渉して指導する。

第十二 勇氣

教授の要旨

戰陣に於ける勇敢は前に説いた所のものである。本課はこれに關連しつゝ、他の方面に出で、熟慮斷行を以て形容される勇氣、即ち思慮の結果言ふべしと考へた事は斷じて之を言ひ、行ふべし

と考へた事は斷じて行ふ事、彼の孟子が自ら反つて縮からずんが褐寬博と雖も吾備さず、自ら反つて縮くば千萬人と雖も吾往かんといふ情的勇を教へたものである。

教材の研究

例話の資料

木村重成

木村重成は重茲の子である。重茲秀次の事に坐して殺された時、其の乳母は未だ襁褓の中に居た彼を抱いて近江に遁れた。長じて豊臣秀頼に仕へ長門守と稱したが、大阪冬の陣の起るに及び一方の將として上杉景勝、佐竹義宣の如き老將と鋒を交へ、やがて和成るや選ばれて使者となつて家康の前にて講和の議を行ひ、夏の陣に於ては若江に於て伊井直孝の軍と戦つて戦死した。時に年二十一、重成眉目秀麗貴公子の如くであつたが、然も沈勇で頗る軍事に長じてゐた。其の若江の戦に臨むや、到底生還を期すべからざるを思ひ、伽羅を焼いて髪に薰じ込んだので、首實檢の時には芳香馥郁としてあつたといふ事である。詳細は後段に説く事とする。

大阪の陣

大阪の陣は實に徳川家康が豊臣秀頼を亡ぼし枕を高くして眠るを得た所の戦役である。始め慶

長五年九月家康關ヶ原の役で勝つてから、残るは豊臣秀頼の討滅のみである、何時か何時と待つてゐた。而して大阪城中の金銀を費さしめんが爲め方廣寺なる大佛の修築を命じた。十九年六月出来上つたので開眼供養をなさんとした時、家康は其の鐘銘に「國家安康君臣豊樂」の聯句があるを見、これ實に家康を呪ひ豊臣氏の興隆を祈つたものであると故隙を言ひ、供養を差止め、片桐且元が謝するをも聽かず、却つて淀君の遣つた女使を優待し、反間の計を以て且元を退けた。

茲に於て秀頼は大野治長治房兄弟の小人輩に擁立せられ、十月を以て兵を擧げた。會するもの眞田幸村、長曾我部盛親、後藤基次等十萬人である。十一月より關東軍來つたが城兵善謀善く防いだので城陥らず、つひに十二月を以て和した。和の約は外濠を埋めるのであつたが内濠迄も埋めてしまつた。之を冬の陣といふ。然るにこの約は到底永續するものでない。翌年四月再び兵を擧げた。五月家康再び來り攻め、城は僅かに三日にして陥つた。之を大阪夏の陣といふ。此の敗は全然小人物の見のみ用ひられ、善謀眞田幸村、周略後藤基次等の考をば少しも用ひなかつたのである。豊臣氏終に亡び、徳川氏代るに至つた。

木村重成和議の使となる

冬の陣に於て徳川家康は城の中々に陥らぬのを見、内に異變のあらん事を恐れ、詐術を以て城の勢を殺がうとし、城に和を申入れた。家康から示した和議の條件は次の如くである。

- 一、今度籠城ノ諸浪人異議アルベカラザル事。
 - 一、秀頼御知行前々ノ如ク相違アルベカラザル事。
 - 一、母儀江戸ニ在ルノ儀之レ有ルベカラザル事。
 - 一、大阪開城之有レバ何國ト雖モ望ミ次第替へ進ムベキ事。
 - 一、秀頼ノ御身上ニ對シ表裏アルベカラザル事。
- 外濠を埋める事は此の外の要求である。

秀頼の和狀は次の如くである。

- 一、秀頼御所ニ對シ自今已後謀叛ノ野心有ルベカラザル事。
- 一、種々ノ中説アリト雖モ直チニ御意ヲ伺ツテ申付クベキ事。
- 一、諸事前々ノ如ク爲スベキ事。

此の誓書に署名血判を捺すに當り、家康ならぬ他人の捺印ではいかぬ。監視の役は沈着事に當る人でなくてはならぬ。城中では其の人を求めて木村重成を得た。正使は重成隨ふものは郡良列、有樂治長である。重成は命を受けて家康の本陣茶臼山に至つた。重成は白の小袖の上に淺黄の小袖を襲ねて麻上下を着、淺黄の服紗に包んだ文箱を頸に掛けて、蘆毛の馬に乗り、從者七人を引率して先に進むと、良列は三百の軍勢を引具して後に從ふ。

正午十二時二の丸水の手門から出て茶臼山に至り、下馬札の所で馬を下り二人は只武士一人のみを隨へて進んだ。入ると關東の軍勢は刀槍劍戟を輝かして列んで居る。重成は見向きもせず悠悠として進む。中門は本多忠政の預つて居る所である。重成に向ひ、

「此所よりは本陣に近うござる。家來を止めて參らせられ。」

「けれどもさうしては刀を持たせるものはないでござらう。」

「然らば草履取のみを召連れられて然るべし。」

「刀持つ役は刀持つ役、太刀持つは太刀役夫々役は分れてゐるものにござる。大阪城にては刀持たするは武士にござるぞ。」

「ならば武士一人召連れられよ。」

と體面の樽俎折衝宜しくあつて玄關に至ると本多正純之を迎へた。内に入ると間毎々々甲冑に身を固めた武士緊々と詰めて居る。書院の次に至ると正純「御前へ二人は恐れ多い事にござる一人にて」といふので重成一人行つた。

正面には一段高座があり、左右には名將謀將綺羅星の如く列んで居る。やがて正純奥に入り誓書を持つて來ると一わたり見た見た重成はきつと顔を上げ、

「拙者は家康公の血判するを見届ける爲に參つたものにござる。それを印を捺すを見ずして此

の儘には歸るべきものにござらぬ。大御所御出の上血判の程願ふでござらう。」
と臆する色なく言ひ放つ。家康は溢々出て來た。茶縹縮緬の小袖を襲ね、茶色の胴服を着、緇子の袴を穿き、茶縮緬の頭巾を被つて座につく。正純少しく膝を進め、

「御印形拜見の爲め秀頼公の御使者木村長門守参りましてござりまする。」

といふと、重成臆する色なく膝を進め、

「此度天下泰平となりましたにより、御印拜見の爲め使者として参りました。」

といふ。家康はやがて名の下に血判した。正純は文臺の儘に持つて來て重成に示す。重成も亦文臺の儘持つて押戴き、ちつと血判を見ると血の色が甚だ淡い。

「この血の色は甚だ淡しうござります。今一度面前にて押して頂きたいものにござります。」
といふ。家康は、

「年老いたので血の色が淡しいのぢやが。」

といつたが、重成は黙して答へず、改めて捺さずんば一步も退かぬ氣色を示した。

「然らば。」

と再び手を切つて捺す。今度はにじりとしみこんで鮮血朱よりもあざやかである。重成之を受け乾くを待つてくるくくと巻き、文箱に入れて服紗に包み、左手に捧げた儘、右手のみをついて首

を下げた。其の坐作進退悉く節に當り、寸分の非がない。斯くして式は終つた。

終るとやがて玄關に出る。出た時玄關なる多勢の大名に向ひ、

「先刻通行の時は主君の使命を果さる間私の禮も行はないのでござりました。何卒惡からず思召めされたくござる。」

と言葉爽かに優然として一禮する。列座の諸侯は皆感歎の聲を放つたといふ事である。

〔挿繪につき〕 正面にあるは徳川家康、其の後に控ふるは竹腰山城守正信、左には本多正純、

松平正綱、秋元泰朝、右なるは安藤帯刀、成瀬正成、板倉重宗等である。

補充例話

勝海舟の寒稽古——勝海舟といへば明治の功臣で名高い人であるが、此の人は嘗ていはれるやうには「人間が體が弱くては駄目だ。猛けき心と強い魂とは天下の仕事をする上にどうしてもなくてはならない。體が弱ければこの心の魂がでて來ない。つまり猛けき心と強い魂は丈夫な體に宿るものだ。」と、かういつて翁自からが丈夫な體を作つたことについて次のやうに語つてゐる。

「おれが若い時、島田虎之助といふ人の塾にはいつて劍術の修業をした。寒中になると先生の指圖に従ひ、毎日夕方から稽古着一枚で、王子の権現堂に行つて夜稽古をした。先づ拜殿の土臺石に腰を掛けて、沈思瞑目して心臓を練つた。それがすむと木剣をとつて汗の出るまでふりまはす。それからまた元の石に腰掛けて、再び心臓を練る。又起つて木剣をふる。かうして七八回もくりかへしてゐるうちに東天が白んで來る。そこで歸つて朝稽古をし、夕方になるとまた出かけるといふ風に

一日も怠らなかつた。始めの程は深夜に
只一人、森々と樹木茂れる社内に行くといふことは、何となくこはく、寒風が木の枝を拂ふ聲が何となく凄く聞え、覺えず毛髪のよだつたこともあつた。しかし修業が積むに従ひ、四面寂寥の中にあつて、ひゆう／＼と枝を掠める寒風の聲をきくと、何となくそこに一種の趣を添へ

舟 海 勝



るやうになつて來た。時には二三人の同門生が來ることもあつたが、寒さと睡さに僻易して何時もながばからやめて、近傍の民家を敲き起して睡るのが常であつた。おれは馬鹿正直にそんなことは一度もしなかつた。この修業のお陰で維新前後にいろ／＼な艱難辛苦に堪へることができた。此の時分には寒中でも足袋も穿かず、袴一枚で平氣だつた。暑さ寒さなどはどういふことが知らなかつた。身體は鐵同様であつた。今のこの年になつても、心が確つて體も丈夫なのは全くあの時の修業の餘慶だ。

と、誠に味ふべき話である。身體の丈夫といふことは、儘かに勇氣の流れである源泉である。

訓話資料

勇敢といふ方面の諸教材

勇は意志の徳で、これには戰陣に臨み勇進敢戦するといふ方面と、居常守る所を失はず、正しきを履み、道の爲には言ふべきを言ひ、行ふべき行ひ、大丈夫を以て居るといふ心情的勇との二

方面ある。

勇敢といふ方面では兒童は一年に於て木口小平、二年に於て廣瀬中佐、三年となつては谷村計介を聞き、其の外源頼光、辨慶、牛若丸、野見宿彌等を國語讀本で習つて居る。これは木村重成の話に連結して是非復習すべであらう。

心情的勇

本課に於て説いてゐる勇は前段の勇とは異なり、心情的方面の勇でパウエルセンは斯の形式の勇を自重心なる名を以ていひ、習慣、權力に對して従容として盲從せざる事であるといつて居る。自重心の反對は依頼心で首長、保護者、朋友、仲間、輿論等に盲從し、迎合する事である。これは明かに不徳である。

勿論盲從しないといふのは自分の便利や不便利の爲に盲從しないのであつたり、名譽心やみえの爲に反抗するのではない。必ずこの事は正しき事なりと考へ、正義なり眞理なりと考へた事、でなければならぬ。眞の自分の生命から出た確信でなければならぬのは勿論の事である。今これを少しく平易にして表にして見ると、

- 1 悪いと思ふ事はたとひ大勢がしても決してしてはならない。

これは雷同者といふものに於て見られる。例へば悪い言葉が流行つて來たとしよう。それが

忽ち大勢の間に傳播すると自分もその真似をしたくなつて來る。そして先生に叱られると「△さんもしましたから」といふ。又こんな真似をしまいと思つても仲間から「先生によく思はれたいから」と言はれるのが厭さにする／＼とする。——共に意志の弱い者である——「狼と一緒にゐれば吠えねばならぬ」と思つてゐる人である。勇氣の在る人はそんな事をせぬ。

2 どんな大勢の前でも、どんな人の前でも通常の通り仕事を、これは卑屈者といふ人に於て見られる。視學さんでも視に來られるか、大勢の參觀人があるかすると、手も舉げられない。人に笑はれるかと思つて考へた事もいへぬ。人の後にばつかりついてゐて、人の前に出る事は絶対に出來ぬ。こんな人も心の強い人にはない。

勇氣と亂暴

勇氣が矩を越すと亂暴になる。其の第一はつまらん事で力だてをする亂暴である。よく一寸した事に腹を立て、人をなぐつたりする人を見るが、あれは誠にいけぬ事である。更に心情的方面では反抗である。なんでも人のいふ事には反對して見る。自分の本心から正し、思ふならそれでよいが、ではなくて一寸した氣紛れから何の分別なく唯反抗するのである。これはよく兒童にある事であるが、宜しくない事である。

教授の實際

區分 (三時間)

- 第一時 例話を授く。
- 第二時 訓話及び教科書を授く。
- 第三時 實踐上の指導を行ふ。

準備

讀本の挿繪を擴大した掛圖 大阪役の戦地圖等。

教法

(甲) 一般の方針

- 一、本例話に於ては、木村重成が徳川家康の陣營に赴いて誓書を取りかはす際、正道を守つて毫も屈せず、言ふべきことは之を言ひ、行ふべきことは之を行うて、使命を全うして歸つたといふ其の勇ましい行動につき説くを以て其の要點とする。
- 二、訓話に於ては、重成の行動を通して、物事に卑屈ならざること、盲従せざること、及び勇氣と粗暴とを混同せざること論を以てその要點とする。

三、勇氣には本書の「訓話資料」の所に述べてあるやうに、戦陣に臨んで勇進敢戦するといふ所謂武勇と、居常守る所を失はず、その言ふべきを言ひ、行ふべきを行ふといふ心情的方面の勇氣とある。そこで教科書即ち本課に於ける記述を見ると、前半は重成の武勇について、後半はその心術的勇氣について書いてある。だから二者の内いづれに重きを置いて説くかは、先づ以て定むべき問題かと思ふ。私共の考では武勇については、尋一に於て、尋二に於て、もう連続的に説いて來てゐるから、茲では後者即ち心術的勇氣につき説くといふ態度が最も至當かと思つてゐる。併しかういつても、重成の行動から前半即ち武勇を省いて説かないといふ意味ではない。教授の初めに先づ説いて、それから主目的とする心術的勇氣にはいつて行くのである。またかうしないと重成の人格が全體的に生きて來ないのである。

四、本例話によつて心情的勇氣について知らしめたら、進んで彼等の實生活と交渉して、之が實現法につき指導しなければならぬ。同時にまた訓練もしなければならぬ。これが本教授に於て最も大切な點である。換言せば實踐的訓練は寧ろ本教授に於ける生命である。

五、また多少六つかしくなるかも知れないが、兒童の理解に顧みて、其の取りかはす誓書の内容についても主なる二三點について分り易く説き聞かせたらどうか。さうすれば重成の役目の重いことが分り、又此の重任を全うした重成の沈勇が一層光彩を以て子供の目の前に輝くであらうと思ふ。

六、勇氣の實現につき根本的に大切ともいふべきことは、勇氣其の物は自分の體に心にちゃんと有つてゐるといふことを覺らさせるにある。例へば敵弾におちて山蔭に逃げ隠れるのも、彈丸雨中の間を物ともせず進んで行くのも、これ皆自分が逃げ、自分が進むので、人が逃げ人が進むのでない。即ち自分にある勇氣を自分で使ふと使はないのによるのである。ところで兒童の心理を考へて見ると、勇氣といふものは自己を離れて他に在るかやうに思ひ、自己の體に心に即してあるといふことを覺つてゐない。だから勇たらざるべからざるときでも、勇ならずして平然たる場合が多い。之れ全く無自覺に基くのである。故に教授に於ては此の根本的な所に着目して此の徳の養成に努めなければならない。

七、勇氣の源泉については、身體的源泉と知識的源泉と道德的源泉と宗教的源泉とある。故に出來得べくんば、是等に對應する事例を一つ宛話してやりたい。本書に於ける補充例話は其の内の一つ即ち身體的源泉に對應するものとして特に選んだのである。故に其の心で有效に取扱ふ所ありたい。

(乙) 教授の實際

第一時

▽大阪の役と重成の武勇——家康の陣營に於ける重成の沈勇。

一、學習動機の惹起

既に習つた木口小平、廣瀬中佐、谷村計介等の武勇につき問答し、次に

「勇氣は非常時の場合のみでなく、平時に於ても必要である。」

といふことを告げ、次に

「今日はいくさのあつた時に無論勇ましく戦つた人であるが、平時に於ても亦勇氣のあつた人について話す。」

と告げ、そこに學習心を惹き起し、それから本教材の教授にはいつて行く。

二、木村重成の勇氣につき話す

(一) 武勇

家康大阪を圍る

關ヶ原の戦役後天下の實權徳川氏に歸す——併し諸將尙秀吉の恩を懷ひ竊に豊臣氏の再興を企つ——家康機を見て秀頼を除かんとす——方廣寺の一件——家康の問責——大野治長等遂に秀頼に勸めて諸浪士を募る。

大阪の役

(一) 大阪冬の陣

慶長十七年十月兵を大阪に擧ぐ——家康秀忠大阪を攻む——攻圍數旬城固くして抜けず——重成の奮戦——和議成る——陸を填む。

戦争と其の結果

(二) 大阪夏の陣

翌元和元年再び大阪に兵を擧ぐ——家康來つて圍む——大野治長等の我儘——諸將の不平——眞田幸村木村重成等戦死——城遂に陥り秀頼母子自殺。

〔注意〕

- 1、右の要項中冬の陣に於ける重成の奮戦と和議の成立とを説くを以て主眼とし、他は簡略に話す。
- 2、説話を具體化して理解を容易ならしめるために可成戦地圖を用ひる。(本書備考部にあるが如きもの)

(二) 沈勇(心情的勇氣)

こゝでは本書に於ける例話の資料を参照し、

- 1、徳川家康が城の容易に陥らざるを見、詐術を以て城の勢を殺がうとして和議を申込んだこと。
 - 2、家康から示した和議の條件中最も主なる一・二箇條。
 - 3、秀頼から示した和議の條件中最も主なる一・二箇條。
 - 4、誓書を取りかはす時に於ける重成の沈勇。
 - 5、列座の諸侯重成の行動に感歎したこと。
- の要點にふれて切實に説く。

三、整理

以上話したところの要點につき問答して、重成の武勇につき、また心情的勇氣につき一層深く感銘させ、自分も亦かくあらうとする意志を惹き起させる。

第二時

一、復習

木村重成は誰の家來であつたか○秀頼が家康といくさをしたとき、重成はどうしたか○なかなかほりができた時家康のもとへ使にいつたのは誰か○誓書をとりはかす時の有様は○重成のどんな所が勇氣なのでせうか……といふやうに問答し、それから次の内容につき訓話する。

二、訓話

誰でも木村重成のやうに勇氣のある人でなければならぬ。勇氣といふことは、善い事に對して、また正しい事に對して、おめすおくせず決行する元氣をいふのである。

かの教室に於て教師の間に對して答へることを恥ぢたり、本を讀むときに隣のものにも聞えないやうな小さな聲で讀んだりするが如きは勇氣のある子供といふことが出來ない。

また悪いとは知りながら、友だちに強ひられて人の綽號をいつたり、弱いものをいぢめたりするのも、決して勇氣に富んだ子供といふことが出來ない。

また遊戯のとき、眞先に進んで敵と争ふことなく、自分は味方の後ろについてうろくとし

てゐるが如きも、決して勇氣のある子供といふことが出來ない。これ等は皆言ふべき時に言はず、進むべき時に進まず、行ふべき善に向つて行はざる人なのである。

しかし勇氣と粗暴と混同してはならない。元氣よくあれといへば或は聲高に談じ、或は騒ぎ廻つてあるくが如き、勇ましく働けと言へば、相手をぶつたり、倒したりして勝ちを得んとするが如き、いづれも眞の勇氣でなく、それは粗暴といふものである。眞の勇氣といふのは常に正しい道を守つて、よく心に考へて言ふべきことは之を言ひ、行ふべきことは之を行ふのである。往々勇ならうとして粗暴なることがある。粗暴は慎まなければならぬ。眞の勇者たならなければならぬ。云々。

三、教科書を授く

取扱法は前述に準ずる。只讀んで行くうち特に注意させる諸點は次の如くである。

「木村重成は豊臣秀頼のけらいでゆうきのある人でした。」——こゝでは重成が武勇に富むと共にまた心情的勇氣にも富んだ人であつたことを想起させる。

「秀頼が徳川家康といくさをした時、重成は二十さいばかりでしたが、いさまじいはたらきをしました。」——こゝでは大阪の冬の陣のことにつき簡単に問答し、そのときに於ける重盛のかの勇ましい活動を想浮ばさせる。

「重盛は家康の所へつかひに行きました時、——こゝでは和議の成立したこと、重成が使者に選ばれたこと等につき問答し、重成の英風をしのばしめる。

「少しもおそれず、家康の前へ出て、かきものをうけ取らうとしました。見ると家康のけつばんがうすかつたので……おめすおめすいひましたので家康はやむをえずあらためてけつばんをしました。——こゝでは、重成が家康の面前に於て言ふべきことはおめす之を言ひ、行ふべきことはおめすせず行つて使命を全うした、其の沈着にして勇氣の横溢する所を、適當な問答によつて十分想起させる。

「重成がかへつたあとで、家康はじめそのそばにゐた人々は皆重成のりつばなふるまひをほめました。——こゝが重成の人物の價値の表現してゐるところであるから十分味はしめる。

第三時

▽實現上の指導を行ふ。

一、考察批判

- (一) 重成の行動につき批判させる。
- (二) 自分の過去の生活中から。
 - (1) 勇氣に屬する行動。

(2) 臆病に屬する行動を想起させる。

二、實現上の指導

以上の問答に基き次の項の下に實現上の指導を行ふ。

(甲) 言ふべき場合にいだす勇氣

- 1、日常の學習の際では
 - (イ) 問答の上 (ロ) 朗讀の上 (ハ) 談話の上……等。
- 2、學藝會の際では
 - (イ) 朗讀の際 (ロ) 談話の際……等。
- 3、其の他に於ては
 - (イ) 教師の前で物言ふ時 (ロ) 父母の前で物言ふ時 (ハ) 客人又は其の他の人の前で物言ふ時……等。

(乙) 行ふべき場合にいだす勇氣

- 1、學校に於て
 - (イ) 體操をする場合 (ロ) 遊戯をする場合 (ハ) 掃除をする場合……等。

2、家庭に於て

(イ) 復習をする時 (ロ) 家事の手助をする時……等。

(丙) 其の他非勇氣に屬する場合

1 盲従する場合

(イ) 友だちに強ひられて他人の綽號をいふが如く。

(ロ) 友だちにすゝめられて往來の人をおどすが如く。

2、粗暴なる場合

(イ) 舉動の粗暴 (ロ) 言語の粗暴 (ハ) 作業の粗暴……等。

以上は皆勇の反對で、眞の勇にあらざる旨を理解に顧みて教訓する。尙是等の非勇氣は自分の智力思考の足りない所から來ることをも附説する。

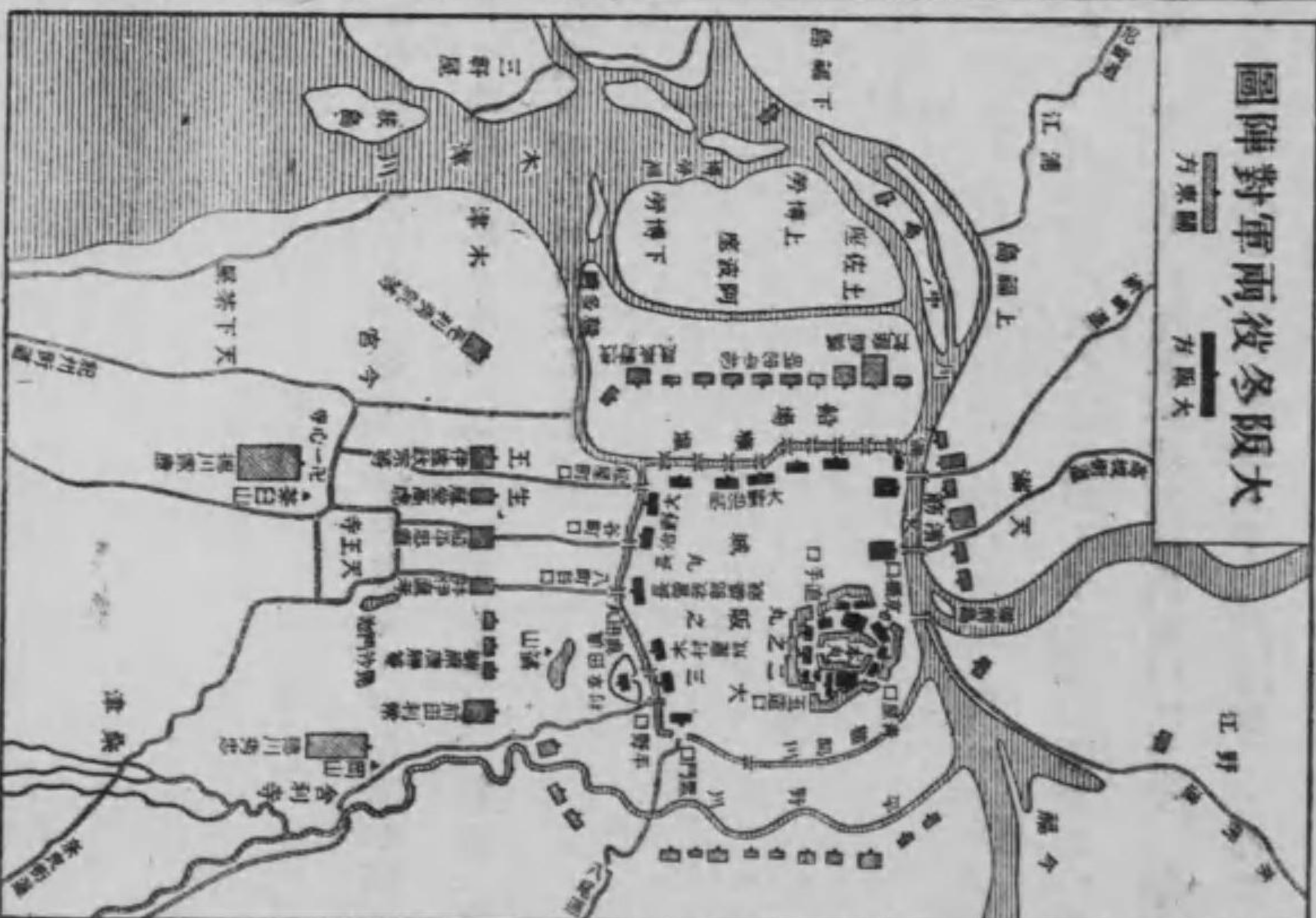
〔注意〕

時間に餘裕があれば勿論だが、若しなかつたなら特に一時間をさいて補充例話を授ける。

備考



第十二圖



十三圖

大阪役に於ける戦地圖

第十三 堪 忍

教授の要旨

意志の徳勇の中の一形式たる堪忍の尊ぶべき事を知らしめ、妄りに怒り争ふべからざる事を授けるのは主眼である。此の時代の兒童の常として些事を怒り直ちに争ふに至る事は、前既に之を述べた。本課を授けるに當つては此の點をも反省させなければならぬ。

教材の研究

例話の資料

木村重成の堪忍

一、重成坊主の無禮を忍ぶ。

事のあつたのは大阪冬陣の七八年前の事である。其の時は未だ重成が十二三歳の頃であつた。城中で掃除坊主と戯れてゐたが、(腕押でもあらうか) どうした事が坊主は眞面目になつて怒り出し、種々と悪口いひ、果てはなぐりかゝらうとした。人々どうなる事かと手に汗を握つてゐた。但

し一方は輕輩一刀の下に切捨てようとするのかと思つたのである。斯くなると重成、

「おれに心掛けた事がないなら、其方を見逃しはしないが、まあこらへてやるぞ。」
といつて、つと奥へ行つた。

思ふ仔細があるとは今日關東大阪の間は將に決裂せんとしてゐる。斯る小事に醒醒すべき時でないといふ事である。然し多くの人はその眞意を知らない。

「な——んだ。木村は案外の臆病者だなあ。」

といふものがあり、

「腰拔にも程がある。」

といふものがあり。

「坊主えらい事をした。」

と却つて坊主をほめそやすものもあつた。斯様であるので坊主は大いに肩を怒らし、重成と遇ふと尻目にかけるやうな氣を示すが、重成は却つて氣勢を擧げず、肩身がしぼまるやうであつた。

二、重成の眞價顯はる。

然るに重成の勇氣は一時の血氣に逸つて粗暴の振舞をする猪武者の勇氣でなくて、小事には忍び人との調和を保つが、大事に臨んでは死生の間に入出して自若たる勇であつた。一度關東との

調和破れ各陣に於て兩軍干戈の間に相見える事となるや、十一月二十六日大野治長の部將矢野正倫の守つた今福の柵の破る、を見るや單騎之に赴き、且つ馳せ且つ呼んで部下の兵を促し進み、次いで來た後藤基次と共に力戦して奪還した。この勇戦を見て人は始めて、

「先年己が心掛けた事がなければ。」

といった心掛けた事とはこんな時に勇しく働くといふ事であつたと感じ合つたといふ事である。然し重成は尙謙遜してあつたが、やがて夏の陣となる、若江口に出でんとする時、重成此の度は到底生還せずと決心し、前夜は夕飯を食はない。妻女怪んで其の故を問ふと、

「五穀が胃の中に入ると二十四時は消えないといふ。昔八幡太郎義家が金澤柵を攻めた時、末割四郎が敵の矢の爲に頸を射切られたが、飯粒が其の儘になつて出たといふ事がある。己が食事を控へるのは其の爲である。」

と答へ、朗々として謠曲「江口」の一曲を吟じ、出陣の胃に名香をたきこめて向ひ、井伊直孝の軍と戦ひ、慶長二十年五月六日を以て花々しき討死を遂げた。

補充例話

堪忍強い武士——昔武士といへば中々名譽を重んじたもので、少しでも自分を侮辱するやうなことがあると、命にかへてでも面目を保たうとしたものである。

昔平澤何某といふ一武士がゐた。ある時主人の用事で多くの家來を連れて道を行くと、ある家の二階から知らずに吐いた唾が、平澤の着物にかいた。供人は大いにおこつて其の家に入り、唾をはいたものを引出さうとした。平澤は之をとめて、

「しばらくの間この家をおかりしよう。」

といつて家にはいり、挾箱から着替の上下を取出して着換へた。唾を吐いた人は勿論家中の者が平あやまりにあやまつた。平澤は

「あやまちであらう。重ねてなきやう氣をつけ。」

といつて出て來た。

「供人はなごこの儘にして置き給ふが、武士の恥辱でござる。」

といつた。平澤は

「今日は、大切な主人の用事をおびてゐる。こんな小さいことに日間とつてはならない。我の常を守つてゐるはこの勘忍といふことであるぞ。」

といはれた。

その後また用事があつて供人をつれて人の家の傍を通つた。その時は夏の日盛で、家の人は溝中のげがれた水をくんで道にまいてゐた。それが拍子が悪く平澤の袴の裾にかゝつた。供人は大層怒つて引捕へて打擲しようとした時、平澤は押留めた。供人は、

「武士の恥辱でござる、殘念でござる。」

といへば、平澤は

「さうでない。今日は私の用で出たのである。私に人をうつといふことは武士たるもの、本意に背く。何事も勘忍だ。勘忍せばそれですむ。」

といはれたることである、かういふ人こそ眞の武士である。堪忍の徳をよく守つた人である。(雲津雜誌参照)

訓話資料

堪忍といふ事

堪忍も亦勇氣の中の一形式でパウルゼンはこれを沈毅といひ、他人との關係に於ける混雜から起る情緒、例へば瞋恚(目をいからすこと)、忿怒、失意等をば合理的意志を以て抑制する徳である。この徳を缺く時は猜忌傲慢な人となり、人と交るに當つて避くべからざる小衝突を齒牙に懸ける時は苦痛が絶える事がなからうといつて居る。誠に一寸した事を氣に懸けて怒る人は心の弱い人で勇氣のない人である。眞の勇氣のある人は心の強い人である。斯る人は一寸した事では決して腹を立てない。

パウルゼンは更に階上と階下に家庭があり、階上の家庭で騒いで困る時如何するかといふに、もし「あんまり騒しいので困ります。止めて下さい。」と下女でも使つてやつたら階上でも却つて騒ぐだらう。それを主人が衣を更へて行つて「近頃家に病人があらまして、それが騒しい音を聞くと一層悪くなります。」といつたら其の時から静かになるといつて居る。

所がこの堪忍を裏切るのは忿怒心である。今子供の喧嘩を見ると盡く一寸の事を怒つて直ぐ手を出したのである。「兄さん朝寝坊よ。私あ早く起きたに、兄さんの朝寝坊」といふと、すつくり

起き上つた暴君の兄さんの手からは枕が彈丸代りに飛ぶ事がある。「机を貸して」「いや貸さん」が兄弟喧嘩の種になつて母さんの物指と箒が戦争の道具となる事がある。何時も待合せて登校する事になつたのが一日待たなかつたといつては喧嘩からとつくみ合ひ、戦争ごつこで帽子を取られたといつては「空元氣だ、馬鹿力だ」といひ、それが嵩じて石の投げ合ひとなる。其の例實に枚擧に暇あらずで、當の相手を二人膝下に呼んで見ると何が題やら分らぬ事が頗る多い。實に「風の吹くのも怒の種」である。豈夫れ兒童のみなんや、千金の子を預る教師でさへも顧みて忸怩の念のない人は幾人あらう。一寸の失敗で罵倒し、一寸の悪事でははあらう事か掌の飛ぶ事さへ見る事がある。何人も抑へ得ぬは實に怒の心である。

子供にこの怒の心を抑へよといふ事は心得としては教へる事が出来るが、根が衝動的な彼等につまらぬ事で怒らぬやうな躰を與へる事は殆んで不可能である。シーザーは怒が心頭に燃えたら一から二十迄を數へよと教へたが、此は妙案であるけれども、兒童には未だ困難であらう。何よりよきは教師自身つまらぬ事で怒らぬ事である。

格言

「ナラヌ堪忍スルガ堪忍」は「堪忍のなる堪忍は誰もする。ならぬ堪忍するが堪忍」なる古歌から來て居る。意味は更めて申すに及ぶまい。普通の堪忍なら誰も出来る。ウムー残念だと思ふ所

を奥齒の三枚目を噛みしめて堪忍するのが、即ち堪忍であるといふ事である。

堪忍ノナラヌ人ハ掃除ノ足ラヌ故。

堪忍ハ一生ノ寶。

堪忍は其無長久ノ基。

堪忍は一つ二つで事足らず一日中に千も二千も。

喧嘩して後の心の口惜しさ堪忍せぬが残念である。

忍レ所不能レ忍。容レ所不能レ容。惟識量過レ人者能レ之。

の如き俚諺和歌等もある。

作法

一、言葉遣

- (一) 下品なる言語及び方言・訛言は之を避けること。(文部省著小學校作法教授要項)
- (二) 女子は特に優美、開雅にして丁寧なる言語を使用すること。
- (三) 嘲弄又は當付の言葉を發せないこと。

二、他人に對する敬語

- (一) 他人の氏名を呼ぶには相當の敬語を用ひること。但し人に對して自己の家族、親戚の氏名を稱

する場合には敬語を用ひないのを例とする。(文部省著小學校作法教授要項)

(二) 敬語の一・二例

(1) 他稱の敬語

殿・様・君・さん……等。

(2) 他人に對し其の家族を呼ぶ場合

お父上・お父上様・お母上・お母上様・奥様・奥さん・お子様・お嬢様・お兄様・お兄さん・お姉様・お姉さん・弟様・弟さん・お妹様・お妹さん……等。

(3) 他人に對し自分の家族を呼ぶ場合

父・母・母・娘・兄・姉・弟・妹……等。

(4) 廣く第三者を呼ぶ場合

あのお方・このお方・誰さん・誰君……等。

(5) 自稱

私(わたくし・わたし)僕……等。

(6) 其他

あなた・君。(同輩又は同輩以上に用ひる)

先生。(教師又は有徳有識の人に用ひる)

三、對話中の心得

先方の談話は之を傾聴すべく、己のみ談話するは宜しくない。(文部省著、小學校作法教授要項)

(1) 先方の談話を聴くとき

イ 欠伸・手いたづら又は側見等をなさぬこと。

ロ 對話中話を折り、或は誤りなどを指摘せぬこと。

ハ 對話中書物繪本を見ながら話さぬこと。

ニ 萬止むを得ざる場合の外は離席せぬこと。

ホ 先方の談話に對し相當に應答すること。

ヘ 自分の知つてゐる話でもよく聞いて、厭ふが如き色を示さぬこと。

(2) 自分の談話について

イ 興に乗り自分獨舞臺で話を続けぬこと。

ロ 先方から問はないのに、進んで自分又は家族等に關する事柄を話さぬこと。

ハ 他人の非難又は祕密に屬する類のことは談話せぬこと。

教授の實際

區分 (三時間)

第一時 例話を語る。

第二時 訓話及び教科書を授く。

第三時 木村重成の行爲を總括する。實踐上の指導。

準備

教科書の挿繪を擴大した掛圖。

教法

(甲) 一般的方針

一、本例話に於ては、木村重成が掃除坊主の無禮を見のがせしこと。人々は重成を臆病者視せしこと。併し後大阪の役起るに及び重成拔群の武勇を顯はし人々初めて其の眞勇に服せしこと。點を話すを以てその要點とする。

二、訓話に於ては、重成の行動を通して、

1、人は些細のことに怒つてはならないこと。

- 2、子供のときの喧嘩は多くは怒るといふことが原因であること。
 - 3、喧嘩から生ずる損害。
 - 4、堪忍の徳の大切なこと。
 - 5、堪忍の徳を養ふ方法等。
- につき論ずるを以て要點とする。

三、道徳的行動はすべて意識的でないならばならない。假令習慣的に行ふことでも、意識的からこゝに至つたものでなければならぬ。何等理解も與へず納得もさせないで、盲從的に壓制的に行へと強ひることは慎んで行きたい。假令學年が低級であつても、それに相應して相應の理解を與へ、意識的に道徳的生活を營むやうに導いて行きたい。殊に堪忍の如き合理的意志を以て抑制して行く徳に於ては尙更である。上記の訓話はこの根柢を置いて説く。

四、堪忍の破壊は怒るといふことである。しかし怒るといふことは人の心意生活に於ける本相である。心意生活の上に此の波動のない人は寧ろその生活の破滅した人である。しかし怒るといふ時には其の怒が合理的でなければならぬ。ところで子供の時代の怒は多くは合理的でなく衝動的である。故に堪忍の徳を養ふには怒の波がさわいだ時、合理的に反省させるといふことが最も大切な方法である。この靜かに反省するといふ意識的の訓諫が積み重なると、そこに堪

忍の徳が成立して、背反的な忿怒とか争闘とかは無くなつて來る。此の反省といふことが此の徳を教授するに大切な着眼點である。

五、格言は前にも言つた如く短き成句のうちに、多くの教訓を含ませたものである。しかし之は單に知つただけでは駄目である。事件に遭遇したとき、これが直ちに先馳して行爲を規正するやうにならしめなければならぬ。かうするには

- 1、格言の意味を明かに知らせること。
 - 2、彼等の生活と交渉して可成多方的に適用の場合を知らしめること。
- この二點が大切な要件である。

六、實踐上の指導に於ては、彼等の過去の生活中から、或は忿怒或は喧嘩に屬する行動を想起して言はしめ、之に對し先づ兒童をして相互に道徳的に批判させ、次に教師が適切に評定して、一面には道徳的知見を啓き、またの一面には彼等をして深く反省させる。其の他教師が日常それ等につき觀察した所を語つて批評させ、或は教師自身がそれ等について修養したことを語るも中々に善き指導である。

七、本課は前課の「勇氣」と密接の關係があるから互に連絡して授け、本課の教授が終つたら更に纏めて復習する。而して若し時間に餘りがあつたら、或は特に一時を割いて補充例話をも授

ける。そして此の場合には相當の知見も出來てゐる譯だから、批判させるといふことを主にして説いて行く。

(乙) 教授の實際

第一時

▽木村重成の堪忍につき説く。

一、學習動機の惹起

先づ徳川家康が大阪を攻めに來た時、木村重成はどんな働をしたか○重成が家康の陣屋に使用ひにいつた時は○本當の勇氣のある人といふのは。

といふやうに問答して、眞の勇者は小事に怒らぬものであることに想到させ、次に

「今日も引續き木村重成の勇氣について話します。併し今日の勇氣はいくさばに行つて敵におそれず勇ましく戦つたといふあの方の勇氣ではございません。また大勢の人の中でも、自分の言ふべきことは之をいひ、行ふべきことは之を行つたといふあの勇氣でもございませぬ。自分で自分の怒りをちつとおさへたといふ方の勇氣でございませぬ云々。」

と平易に告げて、そこに學習心を喚び起し、それから本教材の教授にはいつて行く。

二、例話を話す

本例話に於ては

(一) 木村重成が坊主の無禮を咎めず寛大にゆるしたこと。

(二) 後、重成が眞勇を顯はし、人々をして感心させたこと。

の二點を中核として適切に説く。

以上の内容は本書に於ける「例話資料」の「一」と「二」を参照して説く。

三、整理

木村重成が十二三歳の時城中で掃除坊主と何をしましたか○そのとき坊主はどうしましたか○それに向つて重成はどうしましたか○そばにゐて見てゐた人たちはどういひましたか○重成はなぜ相手にしなかつたのですか○大阪の役が起つたとき重成は○それを見た人たちはどういつてほめましたか○重成のえらい所はどこだらうか……といふやうに問答して、重成が大事を成さうとして小事をよく忍んだことをさとらせ、自分等もこれからは些細のことに怒つたりまた争つたりしないといふ意志を惹き起させる。

第二時

▽復習——教科書を授く——訓話

一、復習

次のやうに問答して重成の行動に對し批判的に復習する。

城中に於て重成と坊主との間にどんなことが起つたか○そのとき坊主はどうしたか○それはりつばなことであらうか○重成は坊主の無禮に對してどうしたか○それはりつばなことかどうか○なせに○そばに見てゐた人たちは何といつたか○それは正しいか○重成は本當の勇氣にとんだ人であるといふことはどうしてわかるか……等。

二、訓話

次の意味を極く平易に諭す。

人といふものは顔の違ふ如くに心もめい／＼に違ふものである。従つてわが思ふ所は人の思ふ所とならず、人の思ふ所はわれ之を思はないといふやうに、往々にして衝突がある。故にお互が憚んで我儘をせず、互に我をまげて折合うていかなければならない。さうでないといふと、事毎に他人と衝突し、他人の感情を害し、遂には交をそこなふに至る。

かの喧嘩といふものは、互に我を張る所から起るものである。退いて靜かに考へて見ると、その原因といふものは誠に小さなつまらないことに存する。そんな事に怒りたり、争つたりするといふことは誠に太人氣のないことである。私共は常に背後には大事のあることを心に思つて、些細なことに忍ぶといふことにしなければならぬ。

子供の時には知識の不足する所から、また考の足りない所から、些細な事に怒つて、遂に喧嘩をやりだすといふことは少くない。そしてその爲に身體を傷け、甚しきは不治の不具者になるといふこともある。こんなことは實に損なことで、お互が深く氣をつけないければならぬ。

怒るといふことは誰の心にも起る波である。併し正しい譯でないことに怒るといふことは甚だよくないことである。故に腹立つた時には第一に心を落ちつけて、正しいか、正しくないかをよく考へる。若し正當に怒るべきことであつても、大事の前の大事かまたは小事か。その點をもよく考へて、大事の前の小事であつたら堪忍していかなければならない。

堪忍といふことは自分で自分の怒をおさへて行くことである。堪忍の徳をよく守る人は、人の感情を害することなく、圓滿に人と交はることが出来る。また小事のために大事をあやまるといふこともない。堪忍しないがために、人との交りを失ひ、また我が身をほろぼした人もある。「堪忍のなる堪忍は誰もする。ならぬ堪忍するが堪忍。」といふことであつたから、諸子はこの諺の教へるところをよく守つて、常にあらはして行くやうにしなければならぬ云々。

三、教科書を授く

「これから本について重成の堪忍がよくあつたことにつきまゝとめて知ることによしよう。」と告げて教科書にうつる。而して

- 1、重成の堪忍の徳は書物のどこにあらはれてゐるか。
- 2、私共のお手本とすべき點はどこか。
- 3、格言については、

(イ)意味は。 (ロ)適用すべき場合は。

につき十分吟味もし、また説明もして、教科書の要求を十分に達成する。

〔注意〕

1、訓話は可成適當な事例と結合して具體的に話すといふことを忘れてはならない。

2、本課と連結して次の作法をも授ける。

(イ)言葉に関する注意。

(ロ)他人に對する敬語。

(ハ)談話中の心得。

(作法は本書に於ける訓話資料中作法の部を参照する。)

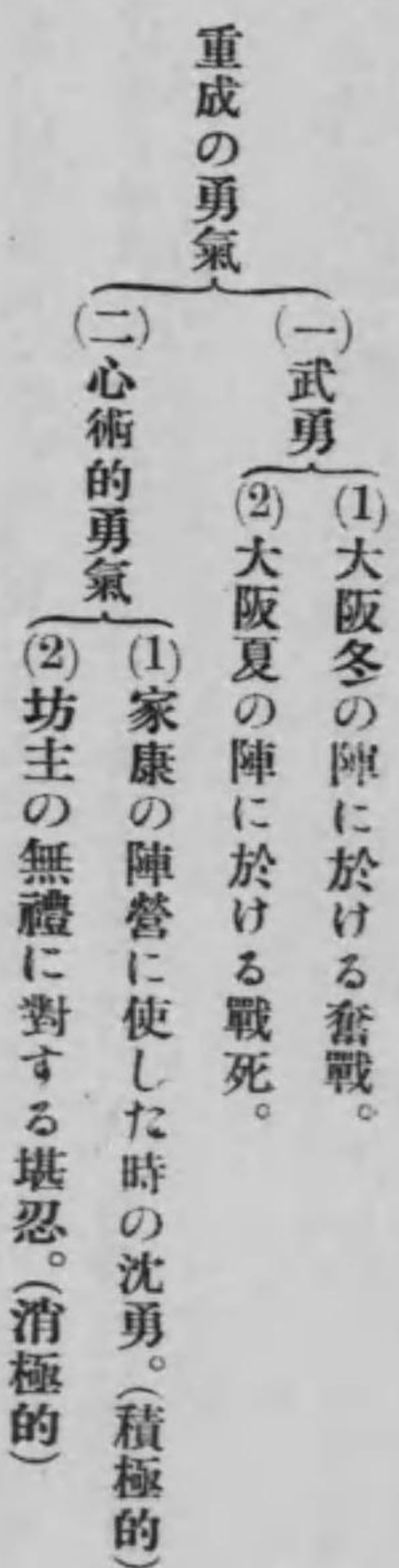
第三時

▽木村重成の纏め——實踐上の指導

一、總括

木村重成の行爲につき批判的に總括し、それから之に基き實踐上の指導に入る。纏むべき要項

は次の如くである。



〔注意〕

本要項は平易な言葉によつて塗板上に書し、兒童に示すことにする。

二、實踐上の指導

武勇は後日の生活に屬する勇氣であるから、此處では主として心術的勇氣につき實踐上の指導を行ふ。其の方法は子供の實際生活に於てあつたこと及びあらうべきことを彼等をして言はしめ、また教師からも言つて、之に對して批判させ、反省させ、また評定して、これが思想を興へると同時に實現の方法をも指導して、日常の生活の上に實現させる。指導すべき豫定的事項は次の如くである。(但し主として堪忍すべき場合)

(甲)學校方面に於て堪忍すべき場合

(イ)友の過失に對して。 (ロ)嘲弄に對して。 (ハ)競技に對して……等

乙 家庭方面に於て堪忍すべき場合

(イ) 兄弟の過失に對して。 (ロ) 自分の意に満たぬことに對して……等。

丙 社會的方面に於て堪忍すべき場合

(イ) 人の過失に對して。 (ロ) 嘲弄に對して。 人の無禮に對して……等。

〔注意〕

- 1、實踐上の指導に於て堪忍の方面のみを掲げその他を掲げなかつたのは前課に於てその他の方面を掲げたからである。
- 2、堪忍は感情が内に激して將に外に發せんとするも、合理的意志によつて之を抑止して常規を守る一種の消極的勇氣に屬するが、併し恥辱を知るも之を雪ぐの策を講せず、侮慢を受けても之を防ぐ方法を考へざる卑屈とは異なる所あることを適當な事例によつて相當に會得させる。

三、堪忍の徳を養ふ方法

- 1、怒の起つた時には、一から二十迄の數を數へること。
 - 2、怒が起つた時には、齒をかみしめて暫らくうつむいて燃える心をおさへること。
- 等兒童と相談して、彼等の實行し易い方法を立て、自動的に實行するやうに指導する。

第十四 物事にあわてるな

教授の要旨

本課は前に引續き勇の消極的なる一方面たる、沈毅の徳を養ふべきを説き、非常急變に際しても決して周章狼狽度を失して見苦しき事をせざるやうにすべきを覺らしむめるのが目的である。

教材の研究

例話の資料

毛利吉就夫人

毛利吉就夫人は酒井遠江守忠隆の娘で、毛利元就より五代の孫吉就の夫人となつたが、早く夫に別れたので、麻布の屋敷に籠り、亡夫の忌日には髪を少しづつ切つて捨て、よく佛事を營んで身を終る迄よく貞節を守つた。元祿二年(紀元二三四九年)の事である。屋敷の近くに火事が起り、屋敷も大そう危く見えた。家來共は息せはしく馳せて奥の間に入り、
「火の勢は大ぶ盛んです。早く御退去を願ひまする。」

といふと尼公は、

「私の物は何も惜しむ事はない。然し多くの侍女共が妾と共に立退いたならば後に心が残つて己の持物は焼けはせぬかと心配するであらう。それに屋敷も廣い事であるから、そんなに早く立退くにも及ぶまい。火のかつたのを見て後に立退いても少しも遅くはない。妾の手廻の物は何も仕末せずともよろし、各々己の大切な物を土藏に入れよ、又かゝる時は狼狽して自分の家から火事を出す事があるもの故、己の部屋の火の元に要心せよ。屋敷中の女子供は妾と共に立退くがよし。」

といつて少しも騒ぐ色がない。家來共は夫人のこの辭に力を得て一生懸命防火に手を盡したので幸にして火事はこの屋敷の所で止まつたといふ事である。

元就から吉就迄の系圖

廣元……元就——隆元——輝元——秀就——綱廣——吉就——吉廣

補充例話

徳川光友の夫人——尾張大納言光友の夫人千代姫は徳川三代將軍家光の姫君で、賢徳の譽れ高いお方であつた。元禄年中の事であるが、中山茂兵衛といふものが亂心して一局を刺し殺した所、他の女中連は大に驚いて、騒動すること甚しかったが、姫君には少しも驚きなさらぬ。五條殿といつて上位にあるお方を呼んで、靜かに茂兵衛を捕へるやう命ぜられた。茂兵衛は井戸に飛び込んで死んだと聞いて奥の方の騒ぎがやうやく靜まつた。

翌年茂兵衛が死んだ同月同日に大雷鳴があつて、それがまだどうしたわけか彼の茂兵衛の死んだ井戸に落ちた。この時も人は非常に恐れを抱いた。しかし姫君には少しも驚きなざる氣色もなく、端坐して平生と異らなかつた。奥向の役人である大久保金兵衛といふ人が、此の井戸は不祥であるから埋めたらどうかと申しあげたとき、姫君は、「雷の落ちた所を改めるとあるからには、我が居間をも改めつくらなければならぬ。水をよくかへて毒氣を去つて用ひたなら何もさう思まなくてもよいではないか。」といはれた。人々は夫人の思慮深く、且沈着なのに感じいつたといふことである。(大東婦女貞烈記に據る)

訓話資料

沈着

不意の出來事があつても自若として其の處置を誤らないといふのも亦勇で、合理的意志即ち理性に支配された意志の發達してゐる事によつて始めて望み得るものである。故に自若たるが爲には膽がすわつてゐなければならぬ、處理を誤らない爲には理性が發達してゐなければならぬ。沈着の反對は周章狼狽である。非常の時周章狼狽し、度を失すると如何に失敗する事が多いかは「火事だつ」といつたら箒と塵取を持つて逃げ出した。或は赤ん坊の乳呑口一つ持つて逃げ出したといふ話で分る事であるし、如何に見苦しいものであるかは子供が横つ丁から急に犬が飛出して來た時周章狼狽して逃げる有様の見苦しき、又は一寸白い物を見て幽霊だと思つて泣き出した有様などを見れば分る事で、あんなに見苦しいからせん方がよいといふ事は自然に了得されるが、

實際の場合になると中々困難な事である。

で、少しでも非常の場合に合理的意志を働かせようとするには、平常假裝演習を行ふ事が必要である。

- 一、家庭で近火などのあつた場合。
- 二、學校で近火などのあつた場合。
- 三、學校家庭で地震などのあつた場合。

この場合について考へさせるがよからうし、更に兒童の考へた結果に學校の非常規程を與へて如何にすべきかの方針を授けたらよからう。

- 1、半鐘の音を聞いたら起上つて着物を着る事。(寒くないやうに)
 - 2、父兄の指揮に従ひ、自分の學用品を先づ始末する事。
 - 3、安全な場所に避難し、弟妹の世話をする事。
- は家庭での心得の主なるものであらう。

教授の實際

區分 (三時間)

第一時 例話を話す。

第二時 訓話及び教科書を授く。

第三時 勇氣につき纏めて授く。實踐の指導。

準備

教科書の挿繪を擴大した掛圖。

教法

(甲) 一般の方針

一、本例話に於ては、毛利吉就の夫人が近火の際、よく家來を指揮して、器物を整理し、協力して火を防いで、遂に無事なるを得たといふその變事に際して沈着であつたといふ點を力説するを以て中心點とする。

二、訓話に於ては次の點につき論ずるを以て其の要點とする。

- 1、人は常に沈着なること。
 - 2、あわて、事を事をなすときは失敗多きこと。
 - 3、あわてる人は人に輕侮されまた自分の品位を下げること等。
- 三、實踐上の指導に於ては、彼等の實生活と交渉して行ふは勿論だが、不時の場合即ち火災・地震・

水害等の場合についても、平生からは是等に際したときの處置法といふことについて適當に訓練して置くがよい。

四、沈着といふ徳は、平生生活にも勿論必要であるが、殊に變事に際したとき、一層大切な徳である。兎角變事に際した時は、沈着ならんと覺悟してゐた覺悟も、どこへか飛んでしまつて、周章狼狽するは人の常である。だから此の徳の養成といふことについては餘程工夫する所なければならぬ。

五、訓話資料の部にも言つてある通り、變事に際して自若たるがためには膽がすわつてゐなければならぬ。處置を誤らないためには理性が發達してゐなければならぬ。従つて沈着の徳を養ふには此の二點に着眼しなければならない。

六、膽勇の養成法については、古來からいろ／＼と説かれてあり、また其の實行例も少くない。併し其の根本は固い信念と明かな自覺とをつくるにある。それは僧日蓮について考へて見ても、學者ソクラテスについて考へて見ても、故佐久間艇長について考へて見てもよく分かる。固い信念、明かな自覺といふものは、決して刃で斬ることが出来ない。また火で焼くことも出来ない。水で溶かすことも出来ないものである。故に此の膽勇といふ徳は、肉の上又は靈の上に、技術的の或は道德的の或は宗教的の或は科學的の固い信念又は明かな自覺を興へるといふこと

によつて養はれるものである。従つて教授に於ても茲に考を置くといふことは極めて大切である。若しさうでなくて徒らに叫べんだ所で、根本的に養はれるものでない。

七、さうした考からして、私共はちつと六つかしいかも知れないが、例話に於て、吉就の夫人はどうして此の沈着な心が出来たのであらうか。生得か後得か。後得とせばどうして養ひ得たのであらうか。そこまで切り込んで授けていきたいと思ふ。しかし夫人の傳記をどんなに搜がしても、そこ迄に筆の及んだものはない。教科書には「毛利吉就の夫人は貞烈を以て世に聞えたる人なり」とある。編者はどういふ考でこの章句を選んだかは知らないけれども、私共は此の一節も十分尊重して授けて見たい。即ち此の夫人の明かな自覺といふものが此の一節の裏に躍動してゐるとして取扱ふ。だから多少教師の想像が加つてもよいから、これを通して沈着又は膽勇の流れ出る源泉に竿さして知らしめるのである。想像といへば根基のないやうに思つて嫌ふ人があるかも知れないが、これが教師の信念の或は自覺の乗り移りと見たら何も差支がないではなからうか。これが寧ろ教授の眞であるまいか。

(乙) 教授の實際

第一時

▽毛利吉就夫人の沈着につき語る。

一、學習動機の惹起

先づ

人には思ひかけない災難といふものがあるが、それは何だらうか○さうですか火事はその一つです○まだ外にありませんか○さうです大水のすることもその一つです○まだありませんか○さうです、地震もその一つです○もし、それ等のことであつたら、皆さんはどうしますか、地震の時は○なるほど、しからは大水の時は○なるほど火事の時は、
といふやうに問答し、次に

「今日は火事の場合に、よく落附いて家來をさしづして家の道具を始末し、またよく火を防がれた人について話します。」

と告げて、そこに學習心を喚び起し、それから本教材の教授にはいつて行く。

二、例話を話す

本例話を話すには、本書に於ける例話の資料を参照し、

- 1、夫人は貞烈の聞え高き人なりしこと。
- 2、近火と家來衆の狼狽。
- 3、夫人の沈着と指揮。

4、屋敷の無事。

等につきその要點を捉へて切實に説く。

〔注意〕

- 1、説話の際は可成兒童の見聞経験と結合して境地の寫實に努める。
- 2、火事のやうな火急な場合には、沈着なると同時に機敏でなければならぬといふことも十分知らしめる。

三、整理

以上授けた所をその要點について問答し、夫人の沈着な行動に對し一層深く印銘させ、自分等もそんな場合にはさうあらうと決意する所あらしめる。

第二時

▽復習——訓話——教科書を授く。

一、復習

毛利吉就夫人の近所に火事があつたとき家來の人たちはどうしましたか○この時夫人の様子は○家來共に向つてどういひなさいましたか○夫人の屋敷が無事であつたのは○もし此の時夫人も共にあわてたならどうなるでせうか○皆さんは此の話をきいて心にどう思ひますか。

二、訓話

以上の問答と交渉して次の事を訓話する。

すべて物事をなすには、どんな火急な場合でも、決してあわてゝはならない。必ず先づ心を静めてよく考へて、然る後之をなさなければならぬ。あわてゝ物事をなすと、失敗が多いばかりでなく、其の様も本當に見苦しいものである。其の上自然と人から輕侮せられ、自分の品位を下げるやうになる。(本書に於ける訓話資料参照)

火事とか地震とか又は大水とかはいつもあるものでないが、しかし人々の往々に出遇ふ災難である。しかも是等の災難は前もつて分つてゐるものでない、人の思ひがけない時に起るものである。だから平生落附いてゐる人でも兎角あわてやすい。況んや平生から修養の足らない人は尙更あわてるのである。

どんな變事に出遇つても、少しもあわてず、その爲すべきをなすには、平生から思慮を練り、且つそんな場合にはかくくするといふそのなすべき順序を豫め考へて置くことが極めて大切である。諸子はまた自からかうするといふ順序を立てるとしては年尙若くあるが、しかし假令それ等の場合に出遇つても、心を落ちつけて、家の人の指圖に従うて、我が身をまもり、また手傳をするといふ豫めの決心は平生から固く持つてゐなければならぬ。云々。

三、教科書を授く

教科書取扱の方法は前述に準ずる。但し十分吟味すべき要點は次の如くである。

- 1、近火の際家主共のおどろきあわてた其の見苦しき有様。
- 2、夫人が落附いて衆をさとし、それ〴〵指圖して、器具を片附け、防火に努められしこと。
- 3、それがため屋敷は火難をまぬかれしこと。
- 4、沈着と緩慢との區別。(夫人の行動をとほして)

第三時

▽勇氣につき總括——實踐上の指導。

一、勇氣につき總括

次の如く問答する。

木村重成はどういふ人でありましたか○また外に。

(勇氣のある人でありました。堪忍強い人でありました。)

重成の勇しい働きはどんなときに○堪忍強いことはどんなときに。

(勇しい働きはいくさのときに。堪忍強いことは坊主が無禮をしたときに。)

毛利吉就の夫人はどういふ人でありましたか○それはどんなときに。

(物ごとにあわてぬ人でありました。火事のとときに。)

次の如く纏める。

いくさの時に勇ましく働くはそれは勇氣である。腹の立つた時に、ちつとおさへるそれも勇氣である。火事なんかのときに、あわてないそれも勇氣である。其のほか暑さ寒さにまげないことも勇氣である。勇氣は私共の朝から晩まであはしていかなければならない大切な徳である。

〔注意〕

こゝで勇氣の源泉につき説くもよい。

- (イ) 身體的源泉
- (ロ) 智力的源泉
- (ハ) 道德的源泉
- (ニ) 宗教的源泉……等。

二、實踐上の指導

次の場合につき實踐上の指導を行ふ。(但しこゝでは沈着の徳のみにつき行ふ)

(甲) 平素に於て沈着なる場合

- 1、食事する時——殊に急に用事の出来た場合の。
- 2、登校の用意する時——殊にその時刻の切迫した場合の。
- 3、友人が誘ひに来た時。
- 4、集合の際——殊に急を要する場合の。

- 5、物を運ぶ時——殊にはやきを要する時の。
- 6、汽車・汽船・電車等に乗降りする時……等。

〔注意〕

- 1、可成兒童をして自己の經驗を言はしめ、それに對して批判し指導してやる。
- 2、以上の場合には理智の働きの大切であるから、批判の際には之が啓蒙にも努める。

(乙) 非常時に沈着なる場合

- 1、家庭に於て洋燈が落ちて火が燃え擴つた場合。
- 2、近火の場合。
- 3、大水の場合。
- 4、地震の場合。
- 5、子供の水に溺れたのを見たとき……等。

〔注意〕

- 1、以上の場合には膽玉が据つてゐて、其の上理知にも富んでゐなければ沈着なることが出来ないから、其の點に注意して指導する。
- 2、火事・地震・大水等については、平生から其の心得や處置を知らしめ、折々假設的に訓練するがよい。
- 3、學校に於て非常時に關する規定あれば分る範圍に於て可成知らしめて置く。

第十五 皇大神宮

教授の要旨

皇大神宮は國民崇敬の中心となつてゐる神社で、天照大神は實に皇室の御先祖で同時に國民の祖先にまします。我等は皇大神宮に向つて深い信仰を捧げる時、建國の悠久である事、國體の純美である事を深く感得し、従つて忠君愛國の赤誠が湧然として胸に出て來るものである。本課は實に兒童に向ひ神宮は有り難き神社である事を感得させるのが主眼である。

教材の研究

例話の資料

天照大神の御事

天照大神の御生誕については三種の傳説がある。第一は伊弉諾神が伊弉册神を黃泉に訪れ、其の穢にふられたので、日向の小門の櫛原で禊祓をなさるゝ時左の眼を洗はれると天照大神が御生れになり、右の眼を洗はれると月讀命が生れられ、鼻を洗ふと素盞鳴尊が生れ給うたといふ

説、第二に伊弉諾尊が大八洲國、山川草木を生み給うた後、天下の主たるべき者を生まんとて日神即ち天照大神を生み、次に月讀尊、次に素盞鳴尊を生み給うたといふ説、又伊弉諾、伊弉册の二神天下をしらすべき神を生まんとて左の手に白銅鏡を持つと大神が生れ、右の手に持つと月讀尊生れ、首を廻して顧みると素盞鳴尊が生れられたと見るのが第三説である。

大神の御神徳が高くなりましたのは申す迄もない。保食の神によつて五穀を得られ、諸種の産業を勤められた等、御神徳の如何に高くなりましたかは其の天の岩屋に御籠りなされると、天下が盡く暗くなつたといふ事で分る。後皇孫瓊々杵尊を此の土に降され、我が日本國は永久に繁榮すべしといふ大豫言を以て我等に示された。

更に純神道的な信仰によれば、大神は決して御死去あらせられぬ。永久に吾人の胸に活き、然も國家の大事に當つては其の赫々たる神格を現はして居られる。神武天皇東征の際熊野に於て邪神の毒氣に當り、昏倒し給へるを高倉下の土藏に寶劍を下して其の邪氣を拂ひ給へる。八咫鳥を下して道案内を爲さしめ給へる。或は元寇の神風の如き是である。今事ある毎に神宮に祈り奉るのは實にこれに依るのである。神道的にいふと日輪であるときへ考へて居る。

以上は信仰的な考であるが、更に他の方面から考へて見ると天照大神は皇室の御先祖の神である。故に吾人は皇室を尊崇してゐるからには必ず其の御祖先である大神を尊崇しなければならぬ

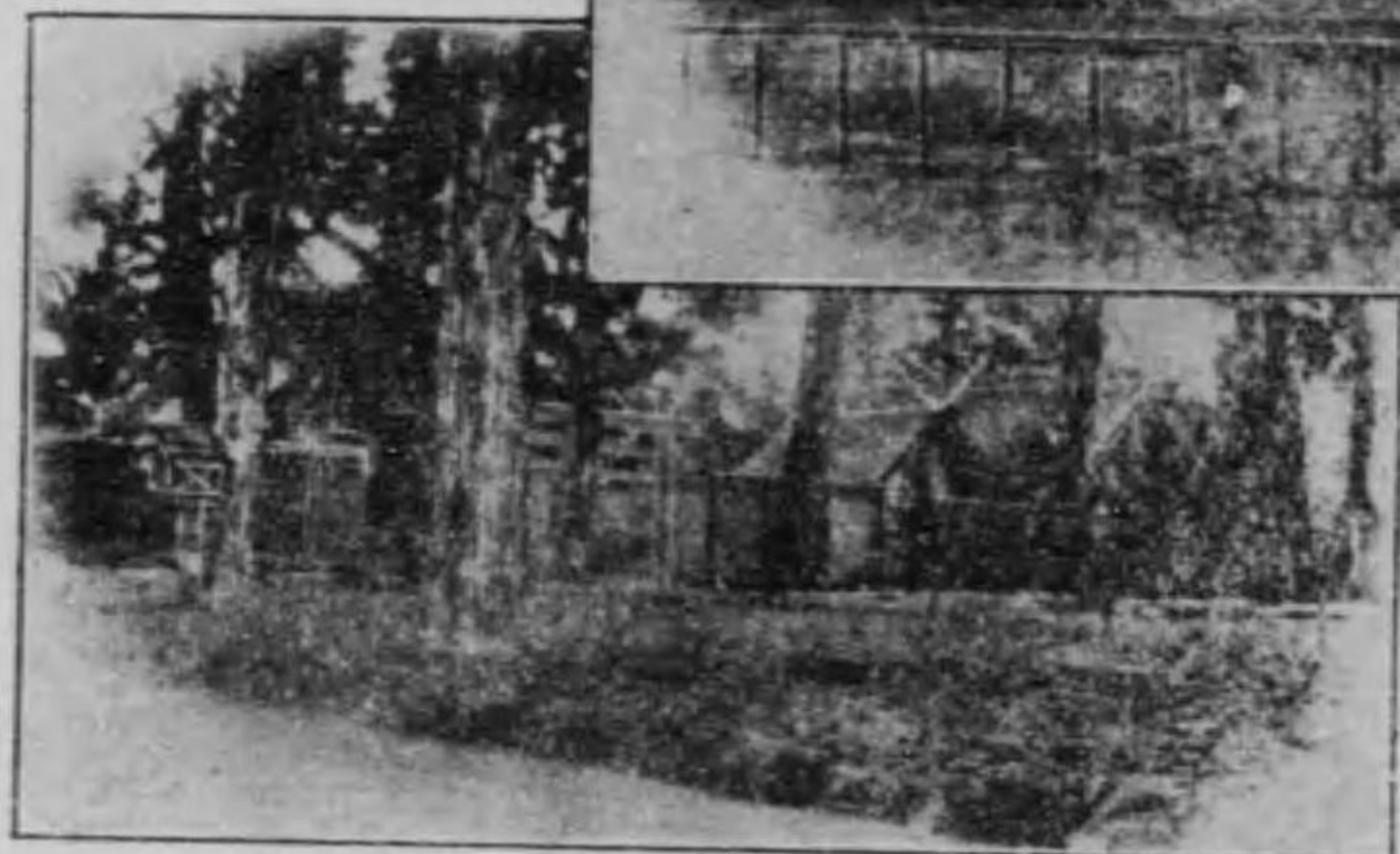
い。これは崇拝すべき最少限度であるが、更に大和民族にとつては天照大神は共同の祖先に入らせられる故に祖先崇拝として尊崇すべきであるし、更に信仰の方面からして我が國主と人民を護り恵む守護神として尊崇する神で、神道の信者にとつては最高の神に在らせられるのである。

皇大神宮の御事

天照大神皇孫瓊々杵尊を斯の地に降臨せしめんとされるや、三種の神器を賜はり殊に八咫鏡を指しては「この鏡は専ら我が御魂と爲して、吾前を拜くが如く拜き奉れ」と仰せられた。この御神勅により代々の天皇はいづれもこの鏡を殿中に安置して天祖の魂として崇め奉つたが、崇神天皇の御代に至り、御殿に牀を同じくするのは畏しとて、別に鏡と劍を模造し、寶鏡と神劍をば豊鍬入姫命をして大和笠縫邑に神籬を立て、祀らしめ給うたが、姫は大神の御杖代となつて更に適き地を覓め、丹波國吉佐宮に移され四年間奉仕されたが、更に大和伊豆加志本宮に遷され、紀伊奈久佐濱、吉備名方濱宮、大和國彌和御室嶺上宮に遷されたが、其中豊鍬入姫御年を召されたので、垂仁天皇の皇女倭姫命替つて御杖代となられ、近江、美濃より伊勢に行かれると、大神は「是の神風の伊勢の國は則ち常世の波、敷波の歸する國、傍國の可憐國なり、是の國に居らまく欲す」と誨へられたので、伊勢の國度會の宇治の五十鈴川上に大宮を設けて鎮め奉つたのである。五十鈴川にそぐ手洗ひ、神苑を過ぎ、一の鳥居二の鳥居を通り、神樂殿、五丈殿等を左に見

伊勢大神宮

内宮御正殿



伊勢大神宮

外宮御正殿

て行くと、前に藩屏があり、石段があつて、その上は正宮の御垣内即ち大宮院となつてゐる。大宮院の御敷地は同じ廣さの敷地が東西に相並び、二十年毎に替るゝ御造營なざる事になつてゐるので、今は東の御敷地に鎮りまして居るのである。大宮院の最外方の垣は板垣又は荒垣と申し奉る。南を正面とし四方に四門がある。門は御屋根も御扉もない冠木門であるので冠木鳥居とも申し奉る。第二の垣は外玉垣と申し奉る。普通參拜者の拜し奉るはこの門の下である。外玉垣の内は中重と申し、有資格者の參拜する所で、中重の中には四丈殿として諸儀式に用ひられる御殿がある。其の内には内玉垣があり、正面のみに立つて居る藩垣があり、其の内方には瑞垣がある。而して瑞垣の中央に鎮り坐すのは即ち皇太神宮の正殿である。

正殿は南面して立ち神明造で、素木の萱葺、屋上には千木高く高天原に秀で、棟上には勝男木を竝べ、御階があり、高欄がある。而して御階と高欄には五色の玉三十三箇ある。(外宮は三十一箇)、内宮と外宮の異なる所は千木の尖端が内宮は内に削ぎ外宮は外に削ぎ奉る。

正殿の後左右に東寶殿西寶殿が竝んで立つて居る。東寶殿は幣帛及び神御衣を收め奉る所、西寶殿は古神寶や御鞍が納めてある。これが外宮では前殿前方の左右に竝び北面してあるのも相違してある點である。(主として鈴木暢幸氏著伊勢神宮と神社による)

神明造——神明造とは神社建築の一様式で、伊勢神宮は其の標型である。他の建築様式と異なる所は左右に切妻を現はして平入となつてゐる所(他の様式は正面に現はしむる)と、左右に廣く前後に浅い所である。皇太神宮は前面に三楹、側面に楹があり、入口は前面の中央にあり、高欄を以て登るやうになり、柱は地中に掘立て、底津盤根に宮柱太敷立て、屋根は茅葺で上に泥障板及覆板を置き、其の上に大なる勝男木を置いてゐる。神社建築にはこの外大社造、大鳥造、住吉造及び春日造、流れ造、八幡造等がある。(工業大辭書、日本百科大辭典による)。

神宮の諸祭典

神宮祭祀令

第一條 神宮ノ祭祀ハ大祭中祭及小祭トス

第二條 左ニ掲グル祭祀ハ之ヲ大祭トス

祈年祭 神御衣祭 月次祭 神嘗祭 新嘗祭 遷宮祭 臨時奉幣祭

第三條 左ニ掲クル祭祀ハ之ヲ中祭トス

日別朝夕大神饗祭 歳旦祭 元始祭 紀元節祭 風日祈祭 天長節祭

第四條 内務大臣ハ遷宮ニ屬スル諸祭ニ付前二條ニ掲グルモノノ外別ニ大祭中祭ヲ定ムルコトヲ得

第五條 大祭及中祭以外ノ祭祀ハ之ヲ小祭トス

第六條 喪ニ在ル者ハ祭祀ニ奉仕シ又ハ參列スルコトヲ得ス 但シ除服セラレタルトキハ此限ニアラス

第七條 祭式及齋戒ニ關スル規程ハ内務大臣之ヲ定ム

右の中祈年祭、神嘗祭、新嘗祭、遷宮、臨時奉幣祭には勅使の參向があり、遷宮の時には一大隊、其の他の時には一中隊の儀仗兵が之を警衛し奉る事になつて居る。

祈年祭 は二月十七日に於て行ふ、年穀の豊饒を天神地祇に祈り奉る祭で午前は豊受大神宮、午後は皇大神宮に於て行ふ事になつて居る。

神御衣祭 は五月十四日十月十四日に行ふ祭で、皇大神宮及び荒祭宮に和妙、荒妙の神御衣を

奉る祭である。

月次祭 六月及び十二月の十六七兩日に於て行ふ。年穀の豊饒を祈る重き祭祀である。
風日祈祭 幣帛及び御笠縫内人の作れる簀笠を大神に奉つて風雨の災のない事を祈る祭である。

皇室及び一般臣民の尊崇

皇室に於ては皇大神宮を深く御尊崇あらせられた事は申す迄もない。若し國家に大事ある時は其の事の前に祈りて神助を仰ぎ、事後には神恩に奉養し奉るのが常でこれを臨時奉幣と申し、或は御親謁あらせられる事もある。國家の吉事としては御即位、帝都の經營、内裏の御造營、或は皇室の御慶事、國家の大事としては内外の戦役、國憲の制定、異常の災異としては内宮の炎上、神宮の異事等で斯かる時は必ず奉幣あらせられ、又は御親謁遊ばされた。

今上陛下の御即位式に於ては大正四年十一月十日御大禮を擧げ給ふや、十九日京都御發程、二十日外宮に親謁、廿一日には内宮に御親謁あらせられ、陛下には正殿の御前に進ませられ、鷹司侍從長及び劍璽、御管蓋、御綱、御笏篋を侍したる侍從のみ御後に従ひ、親王、王は瑞垣御門に、其の他の諸員は内玉垣御門に退いた。かくして陛下は大前に進ませられ、御玉串を捧げて御拜禮親謁あらせられた。

次に明治天皇の御親謁の事を述べよう。

明治二年三月十二日。

明治五年五日、軍艦龍驤に召して御參拜あらせらる。

明治十三年七月、山梨三重京都へ御巡幸の事を以つて御參拜。

明治三十八年十一月、日露戦後の御參拜で、十六日豊受大神宮、十七日皇大神宮參拜。

國民亦深く尊崇し、一生に一度は必ず參拜する事は殆んど義務の如くなり、又大凡六十年目毎には御蔭參り、御蔭まうで、抜け参りと稱して一般人民費用のあるなし、父兄の許諾のあるなしに頓着せず参る習慣があつた。寶永二年には閏四月九日から五月廿九日迄に三百六十二萬人の參詣者があり、明和八年には四月八日から八月九日迄に二百七萬人、文政三年には若干日に四百八十六萬人の參詣者があつたといふ。今も京阪神の紳士連は二見ヶ浦の初日出を拜し、元日の初詣をする者が年々に多くなつて行くといふ。

豊受大神宮の御事

豊受大神宮は外宮と申し奉る。大神は天孫に随つて御降臨遊ばしたる登由宇氣神で伊裝諾、伊裝册神の御子和久産巢神の御子豊氣毘賣神と同一體にはします。保食神、倉稻魂等の御名があり、五穀の神で始めは丹波國に祀り給へるを天照大神の御誨により、雄略天皇の御代に此處に遷し給

うたのである。

神宮の事は記すべき多くがあるが、この他は他の巻に譲らうと思ふ。左の書は神宮の事を祀したよい書で本書もこれに依つたのである。

(廣地千九郎氏著 伊勢神宮と我國體。鈴木暢幸氏著 伊勢神宮と神社。神宮司廳編 神宮綜覽。)

神社について

神社に祀つてある神は國家創建の神、國家の修理固成に當り功業あつた人の靈を祀つたのが最も多い。其の他蕃神を祀り、自然物を祀り、器物を祀つたものもあるが、大多數は我等の祖先の功業ある人の靈を祀つたものである。故に信仰の如何に拘はらず祖先崇拜といふ意味に於て拜まなければならぬ。然し更に多くの人は之を宗教的な信仰を以て、見えざる力あるものとして絶對者として之を拜する。これは當然の事であり、故に神社の祭禮の時は必ず拜するがよいと、各自の家の神棚も毎朝拜するがよい。

然らば同一の祭神が方々で拜されるのは何故であるかといふに、(一)神は隨時隨意に現はれる事が出来るといふ事、(二)神社は要するに祭壇で其所から一定の所にある祭神を祀るのであるといふ事、(三)神靈は幾つにも分れる事が出来るといふ事があるが、恐らくこの第三であらうといふ事

である。

(丸山正彦氏 大日本者神國也。加藤玄智氏 我が國體と神道。安原清輔氏 神社と宗教。清原貞雄氏 神道沿革史論。松本文三郎氏 神社について。其の他吉田熊次氏等の論文は參考になる。)

教授の實際

區分 (二時間)

第一時 皇大神宮につき話し奉る。

第二時 訓話及び教科書を授く。實踐の指導を行ふ。

準備

教科書の挿畫を擴大した掛圖 皇大神宮の境内圖 其の他必要な寫眞等。

教法

(甲) 一般の方針

一、本課に於ては

1、天照大神は我が皇室の御先祖であると同時にまた國民全體の御祖先で最も尊き神様でおは

しますこと。

2、伊勢の皇大神宮は此の大神を祀れる社であるから、我等は常に此の御宮を尊び敬ふべきこと。

を知らしめ、同時に以上の事からして、

3、我が建國の悠久と國體の純美なる點とを感得させ、忠君愛國の心を養ふを以てその主眼とする。

二、本課を授けるには、教師は天照大神の御事につき、また皇大神宮の御事につきて深き知識と、厚き信仰とがあつて欲しい。知識に不足の人は本當によく兒童に理解させることが出来ない。

信仰に薄き人は本當に強い尊敬心を彼等の胸に起させることが出来ない。本課は理解と感情の兩方に互つて啓發することが大切な點である。

三、教科書には「諸子もよき折を待ちて皇大神宮に參拜し云々」と書いてある。これは誠によき教である。日本國民としては一生に一度位は是非此處に參拜し、尊敬の誠を現實に表示する所ありたい。此の意味に於て、之を説く教師も之を説く前に是非一度位は參拜して、自己の至誠を現實にした經驗があつて欲しい。「何となく難有さに涙こぼれる」といつても、實際に體驗なき人は迎も此の眞味が分らない。従つて子供にも本當に感銘させることが出来ない。

四、神宮の御有様や、參拜の次第を説くについても、また尊嚴な有様を想起させるについても、御寫眞や地圖などの用意が極めて大切である。私共はいづれの學校にも額として、或は軸物として、或は掛圖として是等の用意がちゃんでありたいと常に希望して居る。本書に於ける挿繪地圖等はさうした要求に應へんがために特に挿入したのである。

五、本課に於て天照大神が天皇陛下の御祖先であるといふことを知らしめるには、どうしても天孫の降臨や國體の純美等につき説く所がないと、はつきり分らせることが出来ない。故に多少六つかしくなるかも知れないが、是非の必要上からは是非説くといふことにしたい。勿論平易に説くといふことは言ふ迄もない。

六、本課に附帶して、兒童の住む土地に於ける神社につき、其の祭神とこれを奉祀すべき所以とを知らしめて、崇敬の誠をいたすやう諭すことも必要である。而して尙出來得るなら、神を祭るといふことは、俗にいふ御利益や御利生を願ふ意味でなく、祖先崇拜の意味であるといふことも知らしめて見たい。しかし之がため、その宗教的信仰を打ち破るといふ意味でない。邪惡でない願であれば勿論各自の心情的生活として認めて置く。またさう認めて置くことが何れも不合理でないと思ふのである。

(乙) 教授の實際

第一時

▽皇大神宮につき話し奉る。

一、學習的動機の惹起

先づ皇大神宮の掛圖を示し、

これは何といふお宮でせうか○このお宮にお参りした方がありますか○お父さんやお母さんや親類の人のお参りしたお話をきいたことがありますか。

といふやうに問答して、

「今日は此の尊いお宮についてお話していきます。」

と告げ、それから本教材の教授にはいつて行く。

二、皇大神宮につき話し奉る

謹話すべき要項は次の如くである。

- 1、家の祖先と國の祖先の事。
- 2、天照大神と天孫降臨につき。
- 3、我が國體につき。
- 4、皇大神宮につき。

5、皇室の御崇敬甚だ厚きこと。

6、我等も常に此の御宮を崇敬すべきこと。

7、御参拜の次第につき。

以上は本書に於ける訓話資料を参照して切實に説く。

〔注意〕

- 1、祖先の意味を知らしめるには、先づ我が家の祖先につき問答してその意味を明かにし、それから天皇の御祖先、國の御祖先、私共の御祖先であるといふ意味を明かにして行くがよい。
- 2、天孫降臨については、先づ天祖の御威徳を説き、次に神勅の意味を説き、それから降臨について話すがい。
- 3、國體については主として皇統の一系列について説き、神武大帝から今上聖帝に至るまで、其の間約二千五百有餘年を経たことを平易に知らしめる。
- 4、本要項中(5)の項を話すとき、實際の事例をあげて説く。また(7)の項を話すとき、教師に於て實際に参拜した経験あれば、それを中心として話しに行く。

三、整理

今日はどんな事について習ひましたか○皇大神宮は何といふ神様を祀つてありますか○天照大神は天皇様にあつてはどんな御方にあたられますか○私共にあつては○天皇陛下はどんなに敬ひあそばすか○私共はどうしますか。……といふやうに問答して、一層深く此の御宮を崇敬せんとする心を惹き起す。

第二時

一、問答

前に授けた要點につき復習し、それから次の如く教訓する。

二、訓話

次の内容を話す。

天照大神は天皇陛下の御先祖で、我が國にとつては一番大切な神様である。伊勢の國にある皇大神宮といふのは此の神様を祀つた御宮である。私共は常に深く此の御宮を敬ひ尊ばなければならぬ。

昔の人たちは一生の中に一度は是非参拜しようと思つたものである。假令貧乏で金がなくても、親が行くなといつても、隠れてでも参拜したものである。しかしかうすることは何も昔の人に限つた譯のものではない。今の人とても昔の人にまけないで、一生に一度位は是非参拜しなくつてはならない。殊に今は昔とちがひ、汽車がある汽船がある誠に便利な世の中になつてゐるから、僅かな金で、僅かの日數で参拜することができる。何んでも皇大神宮の係の人について聞いて見ると一年一年に参拜する人が増して来るさうである。本當に喜ばしいことである。かうして國民全體が此の御宮を大切に思ふと同時に此の神様の御末である我が皇室が榮え

る上に榮えていくやうに祈つていかなければならない云々。

三、教科書の教授

特に注意すべき點は次の如くである。

「こゝでは年へたすぎの木のしげりあつた中に、たつといおみやが見えます。」——こゝでは昔からの古い杉の樹が鬱々と茂り合つてゐる、その神々しい有様を想起させる。また「たつといおみや」といふことは、それは尊い神様を祀つてゐるからだといふことをよく知らしめる。

「天皇陛下のごせんぞ天照大神をおまつりまうしてあるおみやで」——こゝでは天祖の御明德、天孫の御降臨、國體の優秀、國運の隆盛等に想到させて、天祖を崇敬する心をして一層深からしめる。

「陛下にあらせられましたもつねにごたいせつにあそばされます。」——こゝでは皇室の御崇敬甚だ深くおはしますことを實例と結合して想起させる。また之が私共にとつて尊き御垂範であることも知らしめる。

「われ／＼日本人はこのおみやをうやまはなければなりません。」——こゝでは彼等の小さき胸のうちにも、本當に大切にしなければならぬといふ情念を強ひられてでなく、自發的に想ひ起さしめる。また我が一生のうちに一度は是非参拜したいものだといふ想定をも描かしめる。

四、實踐上の指導

- 1、毎朝我が家に奉祀してある天祖の神棚の前で心を誠にして最敬禮すること。
- 2、祈年祭、神嘗祭等のあるときは遙拜を行ふこと……等。

五、神社につき話す

- 1、神社の祭神につき。
- 2、祀れる譯につき。
- 3、崇敬の誠を表はすこと。
- 4、實現法。

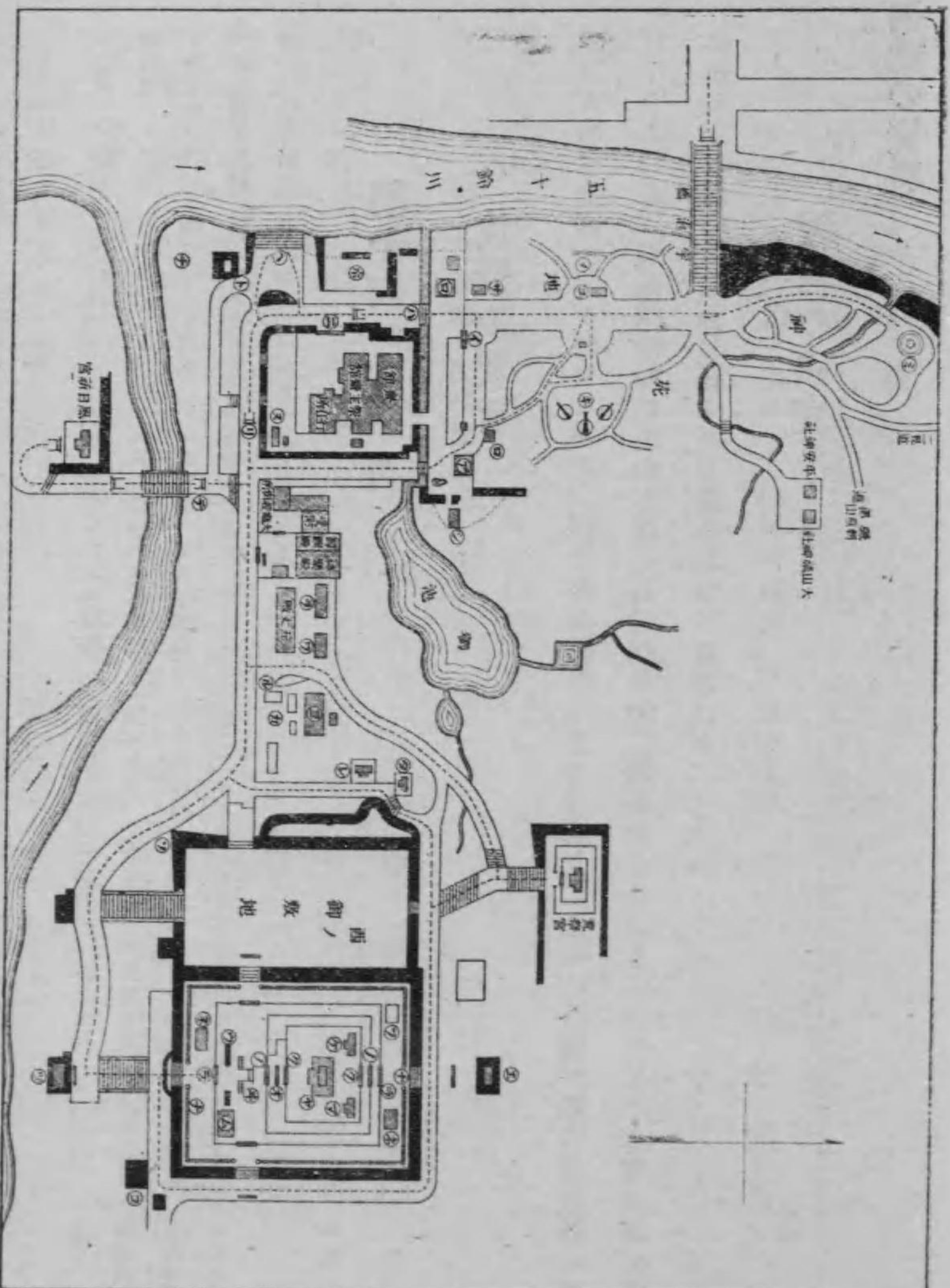
(イ) 祭禮のとき參詣すること。

(ロ) 御前を通つたときは敬禮を行ふこと……等。

〔注意〕

- 1、時間に餘裕があれば敬禮法につき練習する。
- 2、神社については本書に於ける訓話資料中「神社について」の部を参照する。

備考



1. 伊弉諾大神の御前

二、名 稱

- (イ) 制札 (ロ) 警衛部 (ハ) 御橋 (ニ) ノ鳥居 (ホ) 祓所 (ヘ) 手洗場 (ト) 瀧祭宮 (チ) 河原祓所 (リ) ノ鳥居 (マ) 内御殿 (ル) 櫻宮、四至
- 神石壇 (ナ) 酒殿 (ノ) 由貴殿 (カ) 祓所 (ヨ) 忌火屋敷 (タ) 外幣殿 (レ) 御船御倉 (ソ) 御贄調舎 (ホ) 宿衛屋 (ナ) 板垣御門
- (ラ) 外玉垣御門 (ム) 四丈殿 (カ) 石壺 (キ) 中重鳥居 (ノ) 内玉垣御門 (キ) 蕃垣御門 (ク) 瑞垣御門 (ヤ) 御正殿 (マ) 東寶殿 (ケ) 西寶殿
- (フ) 興玉神宮比神石壇 (コ) 矢乃波比伎神石壇 (エ) 御井 (テ) 風日祈宮橋 (ア) 外御殿 (サ) 御手植松 (キ) 日露役記念砲 (ユ) 日清役記念
- 砲 (メ) 赤玉石 (ミ) 日本海々戦々利品 (シ) 林納屋

第十六 祝 日

教授の要旨

三大節は全國の津々浦々に至る迄祝ひ奉る祝日である。而して此の日全國が擧つて鼓腹して樂しむによつて、國民的精神が不知不識の裏に統一的に涵養せられるものである。本課は其の由来を知らしめ以て愛國心を養はんとするものである。

教材の研究

例話の資料

三 大 節

三大節の辨を述べよう。三大節とは一月一日二日の朝賀と一月五日の新年宴會を合せてこれを新年といひ之を一大節と數へ、これに天長節、天長節祝日を併せた一大節と紀元節を以ていふのである。天長節及び紀元節の事は明治六年二月四日を以て從來の五節句(一月七日)(人日)三月三日(上巳)五月五日(端午)七月七日(七夕)九月九日(重陽)を廢して紀元天長の二節を以て二大節としたが、他の一大節については或は四方拜の御儀を以てしたのもあつたが、其の筋に於ては新年を一大節とするので斯く定まつたものである。

天長節、天長節祝日

天長節は光仁天皇の寶龜六年(一四三五)十月十三日天皇の生日を祝したのから始まつてゐる。即ち其の年九月の勅に「仍チ此ノ日ヲ名ヅケテ天長節トナス」の一節あるに依つて明かである。而して天長の語は老子に「天長地久。天地ノ能ク長且久ナル所以ハ其ノ自ラ生ゼザルヲ以テノ故ニ能ク長生ナルナリ」とあるのより出たので、萬事唐制を模した當時に於ては唐の玄宗が天寶八年(二四〇九年)に從來の千秋節を天長節と改めて皇帝生誕の日を祝つたのに倣はれた事であらうといふ。然るに支那ではそれが萬壽節となつた事は可笑しき事である。

世移り物變り長くも皇室式微の事ありては此の尊き儀式も忘れられて來たのを、明治天皇之を

復興し給ひ、明治元年八月二十六日に

九月二十二日ハ聖上ノ御誕辰相當ニ付毎年此辰を以テ群臣ニ誦宴ヲ賜ヒ天長節御執行ニ相成リ天下ノ刑戮差停メラレ候偏ニ衆ト御慶福ヲ共ニ遊バサレ候御思召ニ候間庶民ニ於テモ一同御嘉節ヲ祝シ奉リ候様仰出サレ候事

といふ布告を出して復興せられた。明治五年に於ては

茲ニ朕カ誕辰ニ方リ群臣ヲ會同シ誦宴ヲ張リ舞樂ヲ奏セシム汝群臣朕カ偕ニ樂ムノ意ヲ體シ其レ能ク歡ヲ盡セヨ

なる勅を給うてゐる。明治六年より陽曆に換算して十一月三日を以て天長節とされたのである。

外國の使臣を招くは明治二年より、觀兵式の御儀は明治五年を以て始めたのである。

今上陛下は八月卅一日の御誕生にあらせられるが、其の時は炎暑の候であるので單に賢所皇靈殿神殿に於て御祭典のみを行はせられ、祝典をば十月卅一日菊花匂る時に行はせ給うたのである。

天長節祭は祭としては小祭である。其の次第は次の如くである。

賢所ノ儀

當日早旦御殿ヲ裝飾ス

時刻宮内勅任官宮内委任官總代各一人著床

次ニ御扉ヲ開ケ

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ神饌幣物ヲ供ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

次ニ出御

式部長官前行シ侍從御劔ヲ奉シ侍從長侍從武官長侍從武官御後ニ候ス

次ニ御拜禮(御鈴内掌典奉仕)

次ニ入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ皇太子參進

東宮大夫前行シ東宮侍從御劔ヲ奉シ東宮侍從長東宮侍從東宮武官長東宮武官御後ニ候ス

次ニ皇太子拜禮訖テ退下

供奉參進ノ時ノ如シ

次ニ諸員拜禮

次ニ幣物神饌ヲ撤ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ御扉ヲ閉ツ

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ各退下

皇靈殿ノ御儀、神殿ノ御儀ハ賢所ノ御儀ト同シ但シ御鈴ノ儀ナシ。

第十六 祝 日

天長節祝日に於ては觀兵式を行はせられ、後鋪宴を賜ふことになつて居る。大正八年の天長節に於ては午前七時三十分御出門代々木練兵場へ行幸天長節觀兵式を行はせられ、十一時三十分還幸あらせられた。而して宴會は正午十二時に於て行ひ、皇太子、親王、王各殿下、大勳位、親任官、國務大臣禮遇、前官禮遇、貴族院議長、衆議院議長、勳一等旭日桐花大綬章、親任官待遇、公爵、勳一等、高等官一等、貴族院副議長、衆議院副議長、麝香間祇候、侯爵、高等官二等、功二級、錦鷄間祇候、勅任待遇及外國大使公使を召させられ、午後六時には伯爵、子爵、男爵並に有位華族に酒饌を賜はり、載仁親王殿下が御臨席遊ばされた。此の日各國の皇帝陛下大統領より御祝電があり、陛下は一々御答電遊ばされるのである。

紀元節

紀元節は申す迄もなく神武天皇が中州を平定し、大和國畝傍の橿原宮で御即位の大禮を擧げ給うた日を記念せんが爲の大祝日である。この日を祝日と定められたのは明治五年の事で同年十一月十五日第一月廿九日を以て祭典を施行すべしとなされ、當時は神武天皇即位日といはれてゐたのを、明治六年三月七日を以て紀元節と改め、明治七年以後は二月十一日を以て紀元節としたのである。此の日は萬世一系の統治權の確立した日として祝すべきのみでなく、更に明治二十二年には憲法を發布せられ、國基を益々鞏くせられた日として國民の永く忘るべからざる日である。

祭としては大祭に屬し、陛下は皇靈殿に於て御親祭を行はせられる。午前八時御殿の裝飾を行ひ、午前九時より親祭の儀となり、午前十時、陛下御出御玉串を捧げ御告文を奏させられ、夕の六時には御神樂を奏せられる。

午前十時半親祭を終らせられた後、群臣の參賀を受けさせられ、午前十一時豐明殿で鋪宴を給はる事になつてゐる。

新年

四方拜 一月一日には早旦先づ神嘉殿の南庭に出御あらせられ、四方拜の御儀を遊ばされる。即ち神嘉殿の南庭に屋を設け、簀薦を敷き御屏風二雙を立て廻らし、其の中に御座を設け、燈臺二基を設へ奉ると、陛下出御賢所構内なる綾綺殿にて御束帶を召させられ、御座につき先づ神宮次に天神地祇、神武天皇山陵、明治天皇山陵、武藏の一宮氷川神社、山城の一宮上下加茂兩社、男山八幡宮、熱田神宮、鹿島香取の兩社の順に參拜あらせられる。

歳旦祭 四方拜を終らせられたる後、賢所、皇靈殿、神殿の大前に於て歳旦祭の御儀あり、次に御玉串を捧げられる。四方拜及び歳旦祭は祭としては小祭である。

朝賀 歳旦祭の終りたる後は先づ、皇族及び宮内官の拜賀を受けさせ給ひ、畢りて親王以下宮内官を従へさせられ、正殿に出御文武百官の拜賀を受けさせられる。正殿に於ては右に天皇陛下

左に皇后陛下御座あり、右には皇族宮内官、左には妃殿下女官着座し、大勳位、親任官、大臣禮遇、貴族院議長、衆議院議長、親任待遇、公爵、從一位、勳一等、一等官、貴族院副議長、衆議院副議長、侯爵、正二位の拜賀を受けさせられ、次に二等官、麝香間祇候、錦鶏間祇候、勅任待遇、同夫人、准勅任、雇外國人、勳三等以上外國人同夫人、神佛各宗派管長の拜賀を受けさせられ、次に各國大使、公使、同館員、同夫人の拜賀を受けさせられる。

二日の朝賀は伯爵以下高等官正五位以下從六位以上、勳四等以下勳六等以上、門跡寺院の住職の列立拜賀を受けさせられる。

新年宴會 これは今上天皇陛下より正式に國祭日となつたのである。宮中にては陛下豊明殿に出御、皇族より勅任官以上、貴衆兩院議長、各國大公使に宴を賜ふのである。當日陛下には皇族、宮内大臣、侍從長、侍從武官長、式部長官を從へさせられ、牡丹の間に列立せる大勳位以下元帥以上、各國大公使に通御掛り拜謁を賜ひ、やがて以上の各員を從へさせられて豊明殿に出御あらせられるのである。御着座の上

新年の佳辰に當り各國代表者並に諸大臣と祝宴を開き歡を偕にするは朕の満足する所なり。茲に友邦代表者の君主及び大統領の健康を祝し、併せて交際の益と親密ならんことを望む。

の意味の勅語があると、首座大使各國大公使を代表して祝し、總理大臣は群臣を代表して御祝詞

を申上げ、やがて祝宴となるのである。

宮中三殿の御事

賢所 賢所は神威を畏敬するといふ所から來た名で、天照大神の御靈代たる神鏡を齋き奉れる所で、内侍が之を守護するを以て又内侍所とも稱し奉るのである。恆例の御祭典は勿論國家の大御命名を奉告し、五十日を以て親謁あらせられる。彼の大正四年の御大典には賢所をば御羽車に移し參らせ、十八名の八瀬童子が之を昇き奉りて京都に移御し奉り、御大禮に當つては紫宸殿の御儀の前先づ賢所大前の御儀あり、其の夜は御神樂の儀あり、十四日早朝には賢所大御饌の儀ありし事は未だ吾人の記憶に新なる事である。

皇靈殿 皇靈殿は神武天皇以來御歴代の天皇並に皇后、皇妃、皇親の御靈を齋き奉つた御殿で、賢所の西にある。春秋二季の皇靈祭、元始祭、紀元節祭、神武天皇祭、明治天皇祭及び先帝以前三代の例祭、式年祭及び天長節祭、新嘗祭にも御親祭又は御拜あらせられるのである。

神殿 神殿は昔は天皇の玉體の御守護たる神産巢神、高産巢神、玉積産巢神、生産巢神、足産巢神、大宮賣神、御食津神、事代主神の八柱の神を祭り八神殿と申し奉つたのを今は天神地祇を合せ祀る事となつてゐる。賢所の東にある。春秋二季には神殿祭(皇靈祭と共に)を行ひ、元

始祭にも御親祭あらせられ、歳旦祭、天長節祭、新嘗祭、祈年祭にも御拜又は御祭典を行はせられるのである。

神嘉殿 シンカデン 神嘉殿は社禮の神を祭り、新嘗祭神今食シンコンジキなどに於て御親祭あせられる所で、舊中和院の正殿である。

神樂舍 カクラシヤ 神樂舍は賢所御神樂を始め、紀元節祭及び先帝祭當日御神樂を行はせ給ふ所で、六月十一日の大祓も亦此所で行ふ事になつてゐる。

御羽車舍 アゲクルマシヤ は賢所渡御の際に用ふる御羽車を入れ置く所である。

奏樂舍 は奏樂をなす所。

膳舍 は新嘗祭の神饌を調理する所。

幄舍 は参列諸員の着席する所である。

〔注意〕

固定教科書の教師用には三殿等の圖が奉載してあるから参考するがよい。

大祭日

元始祭(一月三日) この祭典の意義は報本反始の儀で、物の生じた根本に反り報ゆるの所以から出た祭である。明治維新後に創められたもので、明治三年正月三日神祇官にて天神地祇及び歴

朝の皇靈を御祭りなされたのが始まりで、明治五年に於て元始祭と稱せられたのである。この語は「元始の綿邈タル先聖ニ頼リテ神ヲ生ミ人ヲ立テシ世ヲ察ニス」とある古事記の序文により給へりといふ事である。

春秋皇靈祭 皇靈祭は天皇陛下は皇靈殿に奉祀してある歴代の天皇、皇后、皇妃並びに皇親を御親祭あらせられ、大孝を申へ臣民に範を示させ給ふ祭である。而して皇靈祭の日には同時に神殿祭も行ひ、神殿に於て天神地祇を祭らせ給ふ事となつて居る。明治二年六月二十八日明治天皇が群臣百僚を率ゐて御祭りなされたのが始めて、神殿祭は同年十二月十七日に御祭りなされたのが始めである。

神武天皇祭(四月三日) 神武天皇崩御の日であるので御祭り申すのである。日本書紀によれば天皇の七十六年春三月甲午朔甲辰崩すとあるので、陰曆三月十一日に當るがそれを陽曆に換算すると四月三日となるのである。孝明天皇の文久中御陵を修補され、元治元年より御遙拜の事があつたのが始まりで、明治四年三月七日に神武天皇祭典と勅定せられたのである。

明治天皇祭(七月三十日) 明治天皇崩御の日に當り御親祭あせられる大祭日である。明治天皇の御事は萬人周知の事であるから此處には述べぬ事にする。

神嘗祭(十月十七日) 今年の新穀を伊勢神宮に供へさせられる御儀で、勅使を差立給ひ神宮に

御饌を供へ、陛下亦御遙拜あり、賢所に於て御親祭あらせられる式である。「カンナメマツリ」と讀むのが正しい。大寶令に「九月祭を行ふ。神衣祭の使をして之を祭らしむ」とあるのが書傳に見える始であらう。

新嘗祭(十一月廿三日) 「ニヒナメマツリ」と讀む。禮記の「未嘗不食新」から取つたものである。起原は古いが大寶令以來十一月中の卯の日を以て祭日とし、六百八座の神を祭る事に定められたのが現今の制の元であらう。新穀の熟したのを天神地祇に薦め奉り、陛下御親らも聞食され群臣にも賜ふといふ、宮中御儀式で最も嚴重な御儀である。即ち春の祈年祭と相應じたもので、十日を以て幣帛神饌料を所管の地方廳に發送する新嘗祭班幣の御儀あり、二十二日には新嘗祭前一日鎮魂祭の御儀あり、午後六時には夕の次第あり、翌二十四日の午前一時には曉の次第がある、いとも莊嚴な、いとも神秘的な御儀式である。

(千家尊福氏著 國家の祭祀、宮中三殿並に祝祭日解説。飯田傳一氏著 年中行事、公事根源等による。)

作法

祝祭日に關する心得

一、祝日・大祭日には特に家の内外を清潔にし必ず國旗を掲ぐることに。(文部省著小學校作法教授要項)

一、祝日・祭日等には家例に従ひ、神棚に對して拜禮をなし、又氏神・産土神等に參拜すること。
一、敬意を表する爲め、外國の國旗を我が國旗と交叉する時は、向つて右(即ち旗竿の本は左方)を我が國旗とする。(同上)

教授の實際

區分 (二時間)

第一時 天長節につき説く。
第二時 新年及び紀元節につき授く——教科書を授く。

準備

國旗 教科書の挿繪を擴大した掛圖 宮中三殿の圖等。

教法

(甲) 一般的方針

一、本課に於ては三大祝日の由來と之を祝ふ所以とを知らしめて、忠君愛國の思念を啓發するを以て其の主張とする。

二、三大節について、其の由來を知らしめ、之を祝ふ所以を明かにするといふことは此の學年に對しては決して樂な仕事ではない。故に本課は餘程苦心して教授しないと所求の目的を達することが出来ない。

三、そこで天長節について言へば先づ彼等の生活から出發して、

- 1、諸子には諸子の誕生日があること。
 - 2、兄弟にも姉妹にもこれあること。
 - 3、父母にもあること。
- を問答によつて想起させ、次に無き家が多からうが、一例と交渉して、
- 4、諸子の誕生日には諸子の家に於て祝ふであらう。
 - 5、兄弟姉妹も同様であらう。
 - 6、父母も同様であらう。
- といふことを問答によつて想起させ、次に祝ふ譯につきさとらしめるとして
- 7、諸子等その誕生日を祝ふはどんな心からであらうか。
- を考へさせ、次に
- 8、右の誕生日の内に諸子は誰のを最も重として祝ふか。

9、父の誕生日を一番重しとすること。まためでたいとすることはどんな譯か。

を考へさせ、茲に縁を求めて天皇陛下は一國の統治者でまた最も尊き御方でおはす。私共がかうして父母と共に安樂に暮すことの出来るのは、全く陛下の大御恵によるのである。故に私共は陛下の御誕生日を祝ふと共に、また陛下の萬壽を祈り奉ることは、陛下の子としてまた臣としての誠で且つ道である。故に此の日には諸子の家も、學校も役所も、里も郡も、日本國中が國旗を掲げ、儀式を行つて、此の嘉辰を祝ひ陛下の萬壽を祈り奉るのである云々を、考へもさせまた説話もして、そこに目的を達するやうに苦心し努力するのである。其の他の祝日に於ても、勿論其の内容を異にするけれども、その出發點といふものは之を彼等の生活中に求めて、其處に連絡して擴延的に其の由來を知らしめ、祝ふ所以を明かにして行くのである。此の課は特に此處に心配が要るから特に注意を喚起して置く。

四、祝日の由來や之を祝ふ所以を知らしめると同時に、上下擧つて祝ふ真心の現實を知らしめることもまた大切である。此の意味からして、學校等に於ける儀式の模様を知らしめることは勿論だが、宮中に於て行はせ給ふ所の御祭典や御祝典の有様なども彼等の理解に顧みて説くといふことは、彼等の心をして一層誠ならしめる上に有效である。本書の訓話資料中にそれ等に關し特に簡明に記してあるのはこの精神からである。

五、之は言ふ迄もないが、本教材を話すには、第一教師の心が誠でなければならぬ。次に教材に精通しなければならぬ。このやうな由來や式典に關する知識は兎角お互が貧にして薄い、注意すべきであらう。それから此の如き材料は可成祝日大祭日のその前後に授けることが最も適當である。故に假令教科書の配當に従つて授けても、之で完了したといふやうなことにしないで、其の日が來た前後に於て、また之を授けるといふ方針にして置くがよい。何も教科書の順序に拘泥する必要がない。活かして使ふことが寧ろ教授の眞意義である。

(乙) 教授の實際

第一時

▽天長節及び天長節祝日につき授く。

一、學習動機の惹起

先づ掛圖を提示して(或は教科書の挿繪によつて)觀察させた上で
こゝはどこであらうか○何をしてゐる所であらうか○どうしてそれがわかりますか○何のめでたい日であらうか○この日には皆さんの家ではどうしますか○學校では○町では(村)○その外では。
といふやうに問答して、

今日は天長節祝日のでめでたい日である。此の日には、家々では國旗をかゝけて奉祝の意を表し、學校では儀式を行つて奉祝の意を表示し、町も村も日本國中皆國旗をかゝげ、儀式を行つて奉祝の誠を表はす。

といふことを想起させ、それから

「今日は天長節の譯と、此の日を祝ふ有様などについて話す。」

といふ旨を告げて、そこに學習心を誘起し、それから本教材の教授にはいつて行く。

二、祝日につき話す

天長節(天長節祝日)につき話す。

- 1、天長節及び天長節祝日の由來。
- 2、此の嘉辰を奉祝する所以。
- 3、宮中に於ける御祭典及び御祝典の御有様。
- 4、國民の奉祝の有様。
- 5、此の嘉辰と心得。

以上は本書に於ける訓話資料及び教師の實經驗に基いて説く。

〔注意〕

- 1、本課はどんな順序によつて授けてよいかは一般的方針の所にのべてあるから是非参照を望む。
- 2、本課の案は兒童の過去の経験に立脚して起したのであるから、之を祝日の前又は後に授けるとせば、そこに多少の加減のあることを豫め知つて置いて貰ひたい。
- 3、御祭典及び御祝典等の御有様を話す際には、教科書にのせてある宮中三殿の圖を擴大して示すは勿論、本書第一課の備考部にある宮城内部の御圖をも用ひて、可成理解を助け、其の實境を想像させる。

三、整理

以上話した所のその要點につき問答し、

「是等の祝日は我が國にとつては特に重んずべき日である。宮中では祭典、拜賀、宴會等の御儀式を行はせ給ひ、私共の家では國旗を立て、祝ふのである。私共はこんなめでたい日におふことのできるのも、これ全く天皇陛下の大御恵によるのである。深く感謝します。」

第二時

▽復習——新年及び紀元節につき話す——教科書を授く——(附)大祭日につき話す。

一、復習

先づ前日に授けた大長節につき其の要點につき復習し、それから尙此の外に大切な祝日のあることを適當な問答の下に想起させ、

「今日はその大切なお祝日につき引續き話す。」
旨を告げて本教材の教授にはいつて行く。

二、祝日につき話す

(一)新年につき話す。

- 1、めでたき所以。
- 2、宮中に於ける御祭典・拜賀及び御宴會の有様。
- 3、國民一般の奉祝と其の心得。

以上は本書に於ける訓話資料を参照して説く。

(二)紀元節につき話す。

- 1、紀元節の由來。
- 2、宮中に於ける御祭典の有様。
- 3、國民の奉祝と其の心得。

以上は本書にある訓話資料を参照して説く。

〔注意〕

(一)及び(二)は大長節祝日の場合と同様の注意の下に授ける。

三、教科書を授く

- 1、教科書の取扱は前述に準ずる。
- 2、文章を讀んで行くうちに特に注意すべき點は、
「わがくにの祝日は新年と紀元節と天長節・天長節祝日で、これを三大節と申します。」——こ、では各祝日は何月何日であるかを問答して、可成之を覚えさせて置く。
「新年は年のはじめを祝ふのでございます。」——こ、では既に話した内容の要點につき問答し此の一文の内に私共の知らねばならない、祝はねばならない、心得てゐなければならぬ深き含蓄のあることを十分さとらせる。
「紀元節は神武天皇がそくゐの禮をおこなはせられた日を祝ふのでございます。」——こ、でも新年の場合と同様に知らしめる。
「天長節は天皇陛下のおうまれになつた日で、そのお祝をする日が天長節祝日でございます。」——こ、でも前同様に知らしめる。

四、大祭日につき話す

次の大祭日につき簡單に其の由來及び宮中に於ける御祭典の有様等につき知らしめる。

- (1)元始祭
- (2)春季皇靈祭
- (3)神武天皇祭
- (4)明治天皇祭
- (5)秋季皇靈祭
- (6)神嘗

祭 (7)新嘗祭。

四、教訓

總括する考を以て次の諸點にふれて教訓する。

- 1、我が國に於ては君民諸共に祝ひ奉るべき三つの大切な祝日があること。
- 2、この日には家々では國旗をだして奉祝の意を表はし、學校では儀式を舉行してその意を表現すること。
- 3、諸子はかゝるめでたい日に遇ふことの幸福を深く喜び、家にあつては家人と共に、また學校に來ては、教師と諸共に奉祝の誠を表はすこと。
- 4、而して同時にまた此の幸福をもつことは、これ偏に大君の大御惠によることを想ひ出して深く感謝すること。
- 5、我が國にはまた君民諸共に奉祀すべき数々の大祭日があること。この日にも家々では國旗をかゝげ、學校では儀式をあげて(全部でないが)奉祀の誠を表はすこと。諸子も家人と共に、また教師と共にその誠を表示すること。またその幸福を喜んで、陛下の大御惠に感謝すること……等。

第十七 儉約

教授の要旨

儉約の大切な事、如何にせば儉約を守り得るか的心得を知らしめ、更に儉約と吝嗇との區別を知らしめるのが本課教授の要旨授ある。

教材の研究

例話の資料

徳川光圀公の事

徳川光圀公は家康の第十一子頼房公の第三子幼名を長松といひ後千代松と改めた。夙に吳の泰伯を慕ひ號を西山とし、退隱後は西山と號した。寛永五年(二二八八年)水戸柵町に生れた。

麒麟兒とは公の事である。三歳にして既に平假名を書き、六歳にして京都の吳服商松葉乘九といふ者「某支那にて龍虎の戦を見ました。龍は海より虎は山より出でて相闘ひ、四五年の間黒雲が暗夜のやうに覆ひました」と、虚構事を喋々と語るをば聞いて「然らば汝は何處から見たか。

そんな事では到底船には居られまい。」と見事に急所を突いて、匆々逃れ去らしめたといふいふ程、敏慧に、又七歳始めて將軍に謁した時、其の舉止の非凡なるにより、將軍も歎賞したといふ程禮容があり、小石川邸の西南櫻の馬場で斬首された罪人の首をば、頼房の命により暗中に搜索して地上を引き取り、三度休んで來たといふ逸話、十二歳にして淺草川を泳ぎ、折柄凶賊上流よりは

餓死の屍體が數多流れ來るをば、或は避け、或は下を潛つて達したといふ、剛膽の人であつた。さればこそ六歳にして家老中山備前守信吉の鑑識に叶つて頼房公の繼嗣ともなつたのである。

其の尊王の心に厚きを述べると、例年勅使の小石川邸に來るや、他の三家の之に對する

徳川光圀公の肖像



態度と異り、恭しく玄關の階下に迎へ、正堂に案内し、次室に退いて勅旨を承り、謹んで天機を伺ひ奉り、歸る時は階下に送り、勅使に従つて旅館に至り、玄關の下敷に手をつけて拜謝した事、毎年正月元日には拂曉沐浴し、烏帽子直垂を着けて庭に下り、西の方宮城を拜したといふやうな事があるが、殊に特筆すべきは楠公の碑を湊川の地に建てた事、修史の業を企て、十八歳志を起

し、三十三歳即ち明暦三年より大日本史の編選に従事した事である。爾來其の志を繼ぎ、綿々二百五十年にして紀傳志表全部三百九十七卷大成し、永く國史の寶典となつた。正朔を辨じ、正奸を分ち以て大義名分を分ち、間接に維新の志士を起した事は申す迄もない。元祿十五年十二月六日薨じた。享年七十五私に諡して義公といふ。朝廷は其の偉功を賞し、天保三年從二位權大納言

を贈られたが明治二年十二月二十五日從二位を贈られ、六年三月烈公と合祀して常磐神社として祀られ、七年には神號を高讓味道根命と賜ひ、十五年十二月十五日を以て別格官幣社に列せられ、三十三年十一月十六日には正一位を贈らるるに至つた。



儉約の事蹟

一、紙の儉約

公はよく儉素を守り、最も物の無駄を厭うて、紙は最も大切にし、其の製造をも起した。大麥藁、小麥藁、稻藁、又は三叉等で紙を製するのは實に公の時から起つたのである。すると三叉で製した物は上等の美濃紙とも紛ふ程の出来となり、麥藁をば麥光紙と名づけて江戸表へ送ると段

段世に普及するやうになつた。然るに家臣共はこれは物好でかうなさると思ひ、銀杏の葉で漉いたら誠によく出来たので、早く御賞めに預らうと差出すと、

「成る程よく出来た。然し銀杏で漉くといふのは決して余の心でない。余の本意は楮は價高く世の人は皆苦しむから、麥藁、三叉など世に多くある物で作つて、楮の助けとしようとするのであるぞ。然るに銀杏の樹は世に多くないもの故、楮の助けとはなるまい。これからは斯る事は止るがよい。」

といはれた。常に、

「人間の財寶は何れも空に遺捨つべきではないが、別して紙は徒らに費してはならない。紙漉は嚴冬に水の中に漬つて、多くの艱苦を

光圀の筆蹟



嘗めて作つた物を心儘に遺捨てにのは勿體ない事ぢや。」

といひ、隱居後の書いた、書類には新しい紙は一枚もなかつた。夾箱ヘチシゴの蓋を二つ三つ側に置き、諸方から來た文の裏を自分でへいで、水張りし、皺をのして書き、更に反古を切抜いて黒い所と白い所を別々にして、漉返させて用ひた。

大名の奥の常として女中共は常々紙を粗末にする癖は公の奥にもあつた。公は之を憂ひ、或村(多分久慈郡中染村の紙工仲衛門の所だらう)の川の上に棧敷を造らせ置き、寒中の或寒い日に女中共へ「紙漉く様を見て参れ」と申渡した。女中共は大いに悦んで行つたが、楮折柄の寒い日、筑波嵐は遠慮なく棧敷の上の女中共の肌を襲つて、粟する程である。其の中を多くの紙漉女共は脛も現はに、手足を赤くして川内に入つては紙を漉く。棧敷の女中共は慄へながら其の様を見て歸り、公の前へ挨拶に出た。

「如何であつたか。」

なる公の間に對し、女中共は、

「いと寒うございました。私共は棧敷の上に居りますに、側へ火をよせながら肌がぞく／＼する程でございしますのに、紙漉女共は川の中の冷い水の中に入つて、漉きましてございします。」といふ。この話を聞いた公は、

「一枚の紙と雖も斯かる困苦の後に出来たるもので、冬は寒き日冷き水の中にて、夏は熱き日に照されながら寸時も休まず働きて出来るものぞ。斯く紙漉女共は苦心して造りたるもの故、決して無益には使ひ捨てるものではないぞ。」

と戒められた。これからは一同深く感悟して紙を粗末にする事がなくなつたといふ事である。

二、其の他の儉約

公の儉約は單に紙に止まらなかつた。其の日常生活は千石の旗下に比して尙降り、常の着物は縫ひ綴つたものをつけ、破れて用を爲さないやうにならないと改め造らなかつた。或時尾張侯は、光圀の小石川の館から歸り、家臣を集めていふには、

「水戸殿の居間へ案内されたから、定めて數奇をこらし、唐風に飾つただらうと思ひの外、案外に龕末に且つ狭くて、天井や壁なども反古で張り、中には余から送つたものも見えた。餘りの事に尋ねて見ると、これ結構、天井と壁は塵を防ぐ爲に自分で張つたのちやといはれた。又酒宴となり女共が出たが、そのどれもこれも皆粗末な着

西山莊



物を着てゐた。實に感すべき事と思つた故、心得の爲に其方共へ告げるぞ。」

といつた事で、其の常を知るべきである。

西正月より

- 一、鐿三百文 御茶水桶 壹荷 (印)
- 一、同 四文 土 器 二枚 (印)

右正月御祝儀御用

- 一、同廿三文 あられ重 壹升 (印)
- 一、同 五文 餅 四枚 (印)

右は村松より西山へ歸御の節御土産

渡邊道悦 (印)

正月十三日

- 一、鐿六十文 淺黄木綿 五尺 (印)

右は御小納戸御用

村衛門印 秋山村衛門 (印)

御小納戸也

- 一、鐿卅一文 大大黒 四ツ (印)

- 一、同拾八文 繪大黒 六枚 (印)

秋山村衛門 (印)

- 一、同 廿文 烏もち (印)

右は齋取用に御用

(西山遺聞。及び佐藤道編 水戸義公傳による。)

紙の製法

楮、三桷、雁皮、桑等の皮をむきて水に浸し、石灰及び苛性ソーダを混じ數時間沸煮し、後之を洗條し小さき臼に入れ、手杵にて搗き、漂白粉を以て脱色せしめ、硫酸に浸しおけばどろくしたる白色のものとなる。これを紙質といふ。之に水を加へて船といふ長方形の箱に入れ、蜀葵の根を水に漬して作れる粘液を加へ、漉型にて掏ひ、多くを重ねたるを、水を切りて一枚毎に剝取りて張板に張り、日光に乾して出來上りたる紙を揃へ截ちて之を束ね、市場に出す(家庭百科事彙による)。

略年譜

寛永五年六月十日 水戸柵町三木仁兵衛方に生る。

同 七年 三歳始めて文字を書く。

同 十年 六歳にして世子となる。

同 十一年 七歳將軍に謁す。刑場の死首を求む。

- 同十三年 九歳元服す。
- 正保二年 十八歳始めて修史の志を起す。
- 明暦三年 三十歳史局を駒込邸に置く。
- 寛文元年 三十四歳家を繼ぎ兄の子綱條を養つて子とす。
- 同十二年 四十五歳史局を小石川邸に移す。
- 元祿元年 六十一歳大船快風丸を作り蝦夷を探る。
- 同三年 六十三歳致仕す。
- 同四年 六十四歳西山に隱棲す。
- 同五年 六十五歳湊川に楠公の碑を建つ。
- 同十三年 七十三歳薨去、瑞龍山に葬る。義公と私諡す。
- 天保二年五月 從二位權大納言を贈らる。
- 明治二年十二月廿五日 從一位を贈らる。
- 同六年三月 烈公と合祀し常磐神社と稱す。
- 同七年十月 神號を高讓味道根命と賜ふ。
- 同十五年十二月十五日 別格官幣社に列せらる。

同卅五年十一月十六日

正一位を贈らる。

訓話資料

光圀公の儉の教

儉については光圀公は如何に儉約の徳を教へられたかといふに、天下國家の主より庶人に至る迄最も尊ぶべきは儉である。然るに今は天下太平なので上下恬然日に奢侈に赴き、衣服飲食居室器物に至るまで、競うて華美を貴び、一國一家共に其の費に堪へ難い勢であるが、それは上に立つ人が富貴に育ち榮耀に慣れた事から下の者も斯くなるのであるから、宜しく儉を守るがよい。一般人民も亦各自其の分に從つて節儉を守つたならば親戚朋友を助け、其の子孫を教育するの資にも困らないであらう。

然し節儉と吝嗇とは混じ易いから、此の分界をよく辨知するがよい。儉と慳とは能く似た者で毫髪之差である。然るに世人慳を憎むの餘り、却つて奢侈に流れ、遂に支出の超過を見るに至るが、此れは慳吝よりは却つて悪い。慳吝は他人に損を及ぼさないからである。

實に公はこの教の如く、よく儉と吝との區別を辨へ、日常の費を節するが必要の事には巨額の費も決して惜まなかつた。大日本史の編修の如き多くの學者を養ひ、史料の探訪は多方面に互り多くの費用を要したし、又封内外の僧俗使者を愛撫し、大船を作つて北海を探検する等公益とな

るべき事業には多額の費を決して惜まなかつた。

子供と儉の教

儉の教は、以上西山公の教で十分である。所で子供にとつて見ると儉は一層必要な徳となる。(一)子供は其の學用品や其の他の物は總て父兄から貰つた物で、自分で働いたものでない。故に自分の得た物よりも一層儉約にせねばならない。又(二)すべての習慣は幼時からつけて行かなければならないやうに、儉約も亦幼少の時から習慣を附けなければ決して一朝一夕に出来るものでない。故に子供はよく儉約を守らなければならない。

然らば儉といふのは高遠な教で守り難いことであるかといふに、行ふべき機會は足下にさらにある。例へば本を破らんやうにするのも儉約、紙を濫費せんやうにするのも儉約、鉛筆を短くなつたからと捨てずに鞘をつけて使ふのも儉約、着物を切らさんやうにするのも儉約と日用當下の事に儉約にすべき事は頗る多い。而して斯く儉約を守ると、それだけ自分がよくなつて行き、儉約にしないと悪くなつて行く事に氣を附けなければならない。鉛筆が短くなつたからと捨てずに鞘をかけて使ふのは自分に工夫の力と、注意の力がついたのである。それを捨てるといふのは夫れだけ自分は日常些細の事に注意せず、心にしまりがなくなる事となる。然るに些細の事に注意し、物事に工夫をこらすといふ事は人としての美德である。故に儉約する毎に自分の心がよ

くなるといふ事は十分に理會せねばならない。

俚諺の二三

- 金は金をつくり又人をつくる。
- 貧すれば鈍す。
- 貧乏は不和の基。
- 不要なるものを買へば必要なるものを賣る。
- 浪費は鏹の如し、家産と身體とを磨損す。

郵便貯金及び銀行預金の事

一、郵便貯金

貯金の機關は種々あれども最も正確安全にして全國に普及せるものは郵便貯金なり。郵便貯金は政府の掌るところにして、全國に散在せる郵便局所に於て其の取扱をなす。而して其趣旨とする所は主として零碎なる金錢を安全に貯蓄殖せしめ、以て國民として勤儉貯蓄の美風を涵養せしむるにあり。

郵便貯金の一口の預け金は十錢以上にして普通の預け人は貯金總額千圓を超過するを得ざれども公共團體・社寺・學校・營利を目的とせざる法人若くは團體等は其の總額に制限なきものとす。

郵便貯金には其預入の翌月より拂戻の前月まで勅令を以て定められたる歩合に依りて利子を附するものにして此の利子は毎年三月三十一日を區切り、之を元金に加へらるゝものとす。

始めて郵便貯金の預入をなさんとするときは、所定の貯金預入申込書に記名調印（代印者を設くることを得）したる上現金を添へて郵便局所に差出すべし。さすれば直ちに預入金を記入したる通帳を交附せらるべし。かくて二度目よりは其通帳に現金を添へて差出し通帳に預入金の記入を受くるのみにて、他に何等の手續をも要せざるなり。

兒童などにして一時に十錢以上の郵便貯金をなすこと能はざるものは、郵便切手に依り貯金をするの便あり。其の郵便切手は五厘郵便切手・一錢郵便切手・一錢五厘郵便切手・二錢郵便切手・三錢郵便切手の五種とす。郵便切手に依りて貯金の預入をなさんとする者は、郵便局所より郵便切手貯金臺紙の交附を受け、同一種類の郵便切手を相當欄に貼附し終りたる後に之を郵便局所に差出すべし。此の如くして、現金に依る預入と同じく預入金として通帳に記入せらる。但し郵便切手に依る預入は一人同一月内一圓を超ゆるを得ず。

郵便貯金の預け人は何時にても貯金の拂戻を請求し得るものにして此の方法には通常拂戻（一部拂戻・全部拂戻）特別拂戻（即時拂・局待拂）の別あり。

二、銀行預金

銀行といふのは金錢の餘裕ある者から之を取つて不足する者に致すといふ金錢貸借の媒介を營む一種の會社をいふ。

銀行には普通の銀行と貯蓄銀行とある。貯蓄銀行は公衆の貯金の便を計るといふ特殊の目的を有する一種の銀行である。

貯蓄銀行に於ける預金の種類には貯蓄預金・小口預金・定期預金・當座預金等がある。左にそれ等の預金の手續について其の大體を記さう。

(一) 貯蓄預金 一口拾錢以上 利子年五分四厘

此の預金は一日に幾度するも隨意である。始めて預入する時には印形と金員とを持つて行く。さうすると銀行の方で手續をして通帳を渡してくれる。之を大切に保管して置く。預金拂戻の節は通帳に拂戻だけの金高を記入し、調印して持つて行くか、又は通帳と印形とを持つて行く。さうすれば銀行の方で手續をして渡してくれる。利子は年兩度（六月・十二月）に記入して元金の内へくみ入れる。だから複利の計算になる。

(二) 小口預金 一口五圓以上 百圓につき利子日歩壹錢壹厘

(三) 定期預金 一口五拾圓以上 利子五分五厘

(四) 當座預金 一口拾圓以上 百圓につき利子日歩七厘

以上預金の預入又は拂戻の手續は前記貯蓄預金の場合と略ぼ同様である。預入人の氏名は銀行の規定により決して他人へ洩すことがない。

教授の實際

區分 (二時間)

第一時 例話及び訓話を授く。

第二時 教科書を授く。實踐上の指導を行ふ。

準備

教科書の挿繪を擴大した掛圖 光圀公の肖像 其他遺物の寫真等。

教法

(甲) 一般的方針

一、本例話に於ては

- 1、徳川光圀は身分高き人であつたけれども常に儉約を守り、質素を旨とせられしこと。
 - 2、女中共の紙を粗末にするのを見て、態々紙漉場を見にやつて其の癖を矯められしこと。
- を主にして説き、傍ら公の尊王心につき附説する。

二、訓話に於ては

- 1、儉約の大切なこと。
 - 2、儉約の習慣は幼より養ふこと。
 - 3、儉約と吝嗇とを混同せざること。
- につき話し、傍ら貯金の方法につき話を以てその要點とする。
- 三、儉約といふ徳は貴賤貧富に拘はらず、各自が其の分に應じて守るべき大切な徳である。而して此の徳については、單に其の大切な所以を知らしめただけではいけない。彼等の生活を通して是非實行させなければならぬ。そして徳は習慣といふやうに、此の徳こそ少時から習慣的たらしめなければならぬ。その何故なるかは彼の松平定信が人の間に對して「吾今日斯うして質素・儉約をなすとも、子供の時から習慣を繼續するに過ぎないから、毫も苦しいことも不自由なこともこれ無い。」と答へられたこの答に、私共の言はんとする所を悉く言ひ盡してゐる。
 - 四、この儉約といふことには金錢上の儉約もあれば、衣食住上の儉約もある。其他日用品の上にもある。そこでいま是等に對し儉約ならしめるには、私共の經驗上其の物に於ける目的や勞力の加つてゐることを意識させることも有力な一方法と認めて居る。例へば金錢に對してはそれは何等の苦痛なく得たものでなく父母の血のついたお金である。衣食ならばその目的は寒さ

を防ぎ、飢渴を癒するにある。決して美衣を飾り、美食に飽けることがその目的でない。紙ならば原料からそれになるまでに人の多大の勞力が加つてゐる。また之を求めるとも血のついたお金で求めたので、只あるものを只得たものでないといふ點をよく理解させるのである。人の心理はかうした根元に觸れたとき意外に引締るものである。本徳の教授に於てはこゝらの消息が最も注意すべき點かと思ふ。

五、儉約と吝嗇の區別は此の時代の子供にはちよつと分りかねるかも知れない。今少し理知の發達を待つて授けるにことにしてもよいと思ふ。しかし教科書では此所で説くことになつてゐるから、私共もその案に従つて置いたが、しかし深入りする積りではない。彼等の生活を通してあつさりと其の區別のある點につき知らしめ、後に至つて再びこの徳目の現はれた時或は適當な機會に一步を進めて明かに知らしめる考である。

六、すべて習慣の養成には、一時的でなく常性的の指導が是非必要である。従つて本徳の習慣を作るにも、彼等の日常に於ける學用品等の使用の有様につき監視する所なくてはならない。さうして粗末に使用してゐるのを見たなら其の機を逸せずよく之を諭し、儉約に使つてゐるを見たなら適當に賞揚する。この一時的でなく常性的の指導といふことが本徳を授ける上に特段の注意である。

七、貯金思想の鼓吹及び之が方法の指導については特に一時間を割いて授けることが寧ろ私共の希望である。尙之に因んで國民が日に日に奢侈に流れ虚榮に走つて行く時代の傾向についても可成知らしめて、小さき胸のうちにも共に憂へる所あらしめる。而して是等は可成具體的事例と交混して説く。

(乙) 教授の實際

第一時

▽例話を授く——訓話を行ふ。

一、學習動機の惹起

こゝでは先づ巻一にある第十「物を粗末に扱ふな」のあの例話及び訓話と連絡して

1、物を粗末にするといふことはどうすることなのか。

2、粗末に取扱ふとどんな損があるか。

と言ふ點につき問答し、そこに「すべて物は粗末にしてはならない」といふ考を喚び起し、次に「今日は徳川光圀といふお方が、自分の召使つてゐる女中共が、餘り紙を粗末にするを以てうまい考の下にいましめられた感心な話について話します。」

云々と告げて、そこに學習の動機を呼び起し、それから本教材の教授にはいつて行く。

二、例話を話す

説話要項

- 1、徳川光圀の略傳。
- 2、光圀の儉約。
- 3、光圀女中の非儉約を誡む。
- 4、光圀は有要事に對しては財を惜まられなかつたこと。

以上は本書に於ける例話資料を参照して切實に説く。

〔注意〕

- 1、(1)の項に於ては、光圀の豫王心に重きを置いて説く。
- 2、(3)の項に於ては、光圀が先づ女中共を紙漉場によつて、製紙の工程を直觀させ、それから女中共を教訓して自覺的に矯正された點は特に注意して授ける。
- 3、(4)の項に於ては此の項を通して儉約と吝嗇との相違を出来るだけ了解させる。

三、訓話

以上の説話と連絡して、次の内容を極く平易に話す。

諸子よ儉約とはどうすることであるか。然りお金をつかはぬことである。物をそまつにせぬことである。

諸子はまだ子供であるから、父母のお世話によつて、かうして安樂に暮してゐるが、しかしだん／＼年がいくに従つて獨立して自ら生活を營んでいかなければならない。而かも幸福に暮らしていかなければならない。此の時には働くといふことが第一に大切である。次に働いて得たお金を全部つかはないで、その内のどれだけかを残して、それを貯へて行くといふことが大切である。そして他日いらねばならぬことに使ひ、また不時の出來事(天災・病氣)等にそなへて置くのである。

しかし儉約といふことはお金の上げばかりでない。寝る上にも、食べる上にも、また住む上にもさうでなければならぬ。着物といふものは寒さをふせぐために着るのである。食へものは飢をしのぎ身體を養ふために食べるのである。住家は雨露をしのぐために建てたものである。故に分にはづれて、美しい着物を着、うまいものを食べ、綺麗な家に住まふとするのはまちがひで、またそれが所謂儉約でないことになる。

その他諸子が日々使用する學用品の上にも儉約であらねばならない。かの紙をそまつに使ふが如き、鉛筆をむだに使ふが如きは、これ皆儉約でないことになる。

儉約の習慣は幼時から養つて置かなければならない。小さい時から儉約になれた者は大きくなつても苦しいことは無い。之に反し小さい時から儉約でない人は、假令大きくなつて儉約な

らうとしても、なれないことはないがそれは中々につらいことである。(實例二三を語る)

しかしこゝに諸子の注意すべきことは儉約ならんとして吝嗇に陥つてゐることがある。それは儉約といふことは收めたものを再び出さず、備へたものは有要に對しても使はぬことと思ふのである。そこが間違なので、それが所謂吝嗇になるのである。諸子はこの二者をよく區別して、決して之を混同してはならない。

諸子よ、諸子が儉約を守らうとしたら、先づその前に其の物の元に立ちかへつて一つ考へてもらひたい。即ちお金をつかふ時には此のお金をどうして得たかを考へるのである。父母から貰つたのか、或は叔父母から貰つたのか。而してその父母其叔父母は之をどうして得たかと考へて來るのである。さうした時に諸子は必ず父母や叔父母は之を拾つて來たものでなく、また他所から貰つて來たものでなく、自ら働いて得たお金であるといふことがわかる。即ち父母・叔父母の血のついたお金であるといふことがわかる。かう分つたときには逆もむだに使ふことができない。若しかうした譯が分つてゐながら尙之をむだ事に使ふといふ兒があつたら、其の兒こそ自分の愚を自分で語つてゐる兒で、後日本當に憐むべき生涯に立つ兒なのである。徳川光圀の女中が紙といふものは容易に出來たものでないといふことを知つて、遂に粗末することを慎んだ如きは誠によきお手本である云々。

第二時

一、復習

前に授けた要點につき問答し、それから教科書を授ける。

二、教科書を授く

取扱の順序及び吟味の工合は前述に準ずる。

三、實踐上の指導

次の諸項につき實踐上の指導を行ふ。其の方法は先づ儉約すべき物につき問答し、次に其の物に於ける目的や勞力の加つてゐることにつき考察させ、次に方法につき指導する。

(一) 金銭上

貯金の必要

貯金の方法

貯金の使用法。(本書の備考部参照)

(二) 衣食上

衣服につき

食物につき。

(三) 所持品

書物 筆墨

鉛筆

紙

練習帳

その他。

以上につき授ける際本書に於ける訓話資料を参照する。

第十八 慈 善

教授の要旨

前に授けた同情に關する諸課と連絡し、弱き者苦しめる者に對する同情の心を養ひ、更に自己の力を以て慈善の行をなすべき事を教ふるのが本課教授の要旨である。然し兒童は未だ慈善の行をなし得る境遇に立つてゐないから、同情の心を養ひ、やがては慈善の行をなさんとする心を養ふを口授すべきである。

教材の研究

例話の資料

天明の饑饉と鶴岡地方

天明の饑饉は實に其の酸鼻を極めたものであつた。この饑饉は天明二年より六年に至り、毎年或は淺間山の噴火、關東地方の洪水等天災地變續いて至り、禾穀年に實らず、奸商利を射て買占を行ふ等で、遂に天明六年には所謂天明の打毀ウチコヘンといふ暴動が江戸及び各地に起つたのであるが、

就中三年(二四四三年)は最も甚しかつた。此の年春より霖雨打續き晴天は極めて稀であつたが、六月十六七日に於て更に大雨降りて諸川漲溢し、七月には淺間山が噴火して上野、信濃、武藏の諸國が灰に埋められて收穫不能となつたといふ慘事があるにかた、加へて、氣候寒冷陰冷の日のみ多く夏でも單衣を着た日は數へる丈しかないといふ有様であつたので、諸國一般に稻が實らず、關東・北國・奥羽の地が殊に其の悲惨を極め、他領に出でて食を求めざる者幾十萬人といふ數を知らず、其の力もなき者は草根木皮に命をつなぐか、それも出來ないで餓死するもの亦幾十萬人たるを知らず、眞に餓孚途に横たはるといふ有様であつた。

此の大饑饉で最も困つたのは今の青森、岩手二縣即ち弘前を中心とする津輕地方及び盛岡を中心とする南部地方であつた。著者も大正二年青森に奉職し其の慘狀を経験したが、夏でも單衣で寒いといふ氣候で、秋になると田に稻は立つてゐるが穂は直立し、粃殻を見ると中には實が全然ない。黄に枯れ黒ずんだ色を見せてゐる細いそして眞直に立つた稻を見る田圃の景色は實に物寂しいものであつた。況して農家の慘狀は其の極に達したものであつた。或は山に葛蕨の根を求めては澱粉をとり之を練つて食料に供し、或は稻の殻の中に僅かに残れる糝をねつて食ふが如きは上の部、松の眞皮と葉を以て松皮餅を作つて食料とし、小學校の兒童の如き辨當を携帶するを得ず、偶々持つて行くも木の葉に包んだどろ／＼した物を食ふといふ其の慘鼻を極めた物であつた

と聞いて居る。まして今の如く外来輸入の途のなき當時は如何であつたらう。實に思ひやるだに哀れな事である。

餓民は乞丐となつて秋田、山形地方に流込んだ。これは海潮の關係上裏日本の二縣は凶作の打撃を受ける事比較的少いからである。而して打撃を受ける事最も少い山形の鶴岡、酒田地方を總稱する庄内地方に多くの人が入り込んだ。鶴岡は酒井侯の封地、人情の醇朴な處である。幾千とも知れぬ程流來れる飢民に對しては及ぶ丈の手當をした。町はづれの砂塚に道德も學問もある僧があり、何時も托鉢しては其の得た物を貧民に施し諸人の讃仰を得てゐたが、此の慘狀を見、町町在々の富める人々を廻つて「斯る折こそ慈悲を加へ給へ」と勸化したので、多くの人はそれに連れて出資し、米百八十俵に金六十兩をこの和尙一人で恵んだといふ話もあり、其の他にこれに類した話は數々ある。鈴木今右衛門の如き又其の一人である。

鈴木今右衛門の事

鈴木今右衛門はもと酒井侯の仲間頭をしてあつたが、役を勤めて居る中貯蓄も出來たので此の頃は専ら耕作の業にいそしんでゐたが、元來慈悲の心の深い人であつたので、身代の有らん限りを出して人を恵んだが、それでも到底足らんで所持の田畑、諸道具迄も自分の糊口に差支ない以外は盡く賣拂つて救助の料に充てた。

今右衛門の妻も亦心掛の勝れた女である。自分の衣服類も多くは賣拂つて貧民救助の料に充てたので、残るは他所行の晴衣二枚のみとなつた。暫くはこれを残して置いたが或日之をも出して賣らうとした。今右衛門之を見て、

「女は殊更衣服を惜しがるものであるのに、この晴着も賣らうといふのは大層よい心掛だけれども男と違つて外へ出る時の着替の一つ位はなくてははいけまい。」
といふと、妻は、

「ですから賣らうといふのでございます。着替あればこそ外へ出ようとする心も出ます。外へ出る事になりますと、着物の外袴も簪も入用となつて來ます。然し今着替を賣つて外へ出る事が出來なくなりますと、自然袴も簪も不用となり、従つてそれを賣ると又餘程の窮民が助けられます。」

と答へて皆々賣拂つた。

冬の日の事である。折柄餘寒が尙厳しく日本海から吹き來る西北の烈風は、鷲毛の如き雪塵を捲いてこの今右衛門の家を打つた。寒ければと一同爐をかこみ、火を焚いて暖まりながら、この寒さを飢ゑたる人共は如何に凌ぐだらうと話して居ると、門口を開く音も力なく、

「難澁の者でございます。何卒御助け下さい。」

といふ聲が聞える。見ると年の頃十二位と見える娘の子、悄然と戸口に立つて哀れみを求めて居る。見ればこの寒空に着てゐるものは解き物の單衣一枚のみである。厚く着てさへ、尙骨を刺す北國の寒さである。まして單衣の一枚のみでは皮を破り肉を通して臟腑の中までも凍るだらう。内よりの飢餓、外よりの邪寒に身も細るやうな聲で助を乞うてゐる。この時今右衛門の娘も丁度十二歳であつた。母はかの娘の憐れな有様を見兼ね、

「貴女は綿入を二枚重ねて暖に着こんでゐますがね。あの子を御覽この寒空にたつた單衣の一枚の姿で門口に立つてゐるとは誠にふびんな事ではありませんか。見ればあの子は年もおん身と同じ位、貴女の衣服は丁度疋丈も合ふ事です。もう寒もすんだからこれからは段々暖かになります。餘り寒くないやうなら其の綿入一枚をあの娘にやりませんか。」

といつた。娘も慈悲の心の深い子である。少しも厭といふ氣色を示す事なく。
「ハイ」と答へて、上に着たよい方の綿入を脱いで與へた。それを見た父母は共に我が子の健氣な振舞に涙を流して喜び、今右衛門はすぐ自分の羽織を脱いで娘に着せてこれをいたはつたといふ事である。

今右衛門の家と墓

今右衛門の住家は今鶴岡町新士町乙九番地に舊の儘存してゐる。所は町の東部で郷社天満宮の裏手に當り、片側は稻田、片側は舊士族屋敷である。萱葺の可なり大きい家で、門前に老松一本

當地を忍び顔に根を張り、附近には苗津の川が潺々響き流れてゐる。當時は紙漣町苗津橋脇といつた相である。但し此の家には今右衛門氏の子孫の人が住んでゐるのではない。

墓は鳥居町正覺寺にあり、今右衛門は眞譽良道居士、妻は住譽馨信女となつて居り、碑側の文よれば今右衛門は享和元年正月十四日



妻は寛政十一年正月一日に歿した事になつてゐる。即ち妻は今右衛門に先だつ二年で死んだのである。墓側には鈴木今右衛門之墓地(氏の事蹟を調査せし小學校長原寅一氏筆)なる花崗岩の碑が建つて居る。(橋南谿東遊記後篇、大泉叢誌の記事を其の儘の形にて譯し、住宅墓地等は鶴岡町役

場學務係の調査寄與せられし材料による。

補充例話

小野太三郎の慈善——小野太三郎は石川縣金澤市の人で天保十一年正月十五日同市の中堀川町で呱呱の聲をあげた。嘉永五年年十三で加賀侯に仕へ、卒力小者組七合扶持を受けてゐたが、明治維新になつてから商人となつて、古着を商うてゐた。

嘉永三年、年十一の時であつた。一夕安江町を通ると、そこに放生龜をもつて立つものがある。人々相傳へて群集し、錢を震のやうに投げる。其の傍らに哀れな一老翁が地に頼づいて惠みを乞うてゐるけれども、誰一人顧みるものがない。太三郎之を見て深く歎き、「あゝ龜にあんなに厚うして此の人に薄いはそれは人情であらうか。」と囊中を探つて恤まうとしたが、生憎一厘の残りもなかつた、止むなく涙を拭うて其處を去つた。蓋し太三郎が「今から仕事に勵み、財を貯へて無告の窮民を救はう。」といふ志を起したのは此の時からである。

安政二年、年十六の時、眼をわづらひ、いろ／＼と手を盡したけれどもなほらない。そこで潔齋七日、自ら市内の野町神明の祠に詣て神に祈ること一百日、忽然として癒えた。時に坐頭座といふものがあつて、盲聾の徒が相集つて、或は鍼術を施し、或は絃技を售つて、纒かに生活を營んでゐるものが無量三百人程居た。太三郎之を見て深く其の境遇を憐み、坐頭座取締所へ毎年國札一貫目宛を贈つて、彼等の窮乏を救つてやつた。

明治維新の際、藩主前田侯が、金を内外の舊臣に賜うて別れをされた時、卒力小者組に各金拾圓を賜うた。しかし太三郎のみは固辭して受けない。曰く、「わが家は代々主君の恩に浴することが久しい、且つ大である。しかるにわれはまだ微功細勞の之に酬いる所がない。どうして受けることが出来ようか。」と。しかしゆるされなかつたからそれをいただく、之を悉く不具の人に惠んでやつた。

明治十二年九月市内の五枚町を行くと、一人の女が激流に身を投げようとしてゐる。驚き走つて之を止め、細かに其の故を問うて見ると、女は名は初、年は二十五で、夫の無情(夫が妊娠の初女をすて、遠く通ぐ)と繼母の苛責に堪へられないで死を決したのであつた。太三郎深く同情し、我が家につれて来て之を分焼させ、更に良縁を求めて嫁がせ、其の人は今尙居るといふ。

明治廿二年七月、たま／＼監獄から放たれたものが三人ゐた。二人は男で一人は女である。男の内一人は癩を病み、今一人は盲者である。そして女は癡狂である。太三郎は痛く憐み、わが家につれて来て養つてやつた。その他飢ゑるものに食を給し、寒きものに衣を與へ、病めるものに薬を與へ、老者を保護し、幼者を保育する等一々あげて數へる邊がない。

元治元年始めて窮民を收容して教育の事に従うてから、明治三十七年に至る四十餘年間に救養したものが約一萬の多きに及び、之がため勿論自分の資産を悉く蕩盡した。而して自分は常に收容者と寢食を共にし、若し收容者中に死する者があると自ら棺を製し、涙を流して墓標に姓名を記し、自ら往つて殯斂した。明治四十五年三月三十日風邪の氣味があるといつて暮に就

シレルルの肖像



く、こと僅かに六日、四月五日午前一時眠るがやうして遂に永眠した。年七十三。貧民は無論人は皆親を失つたやうに悲んだ。今金澤市常磐町にある小野慈善院は太三郎の設立する所である。
シレルルと靴の控金——フリードリッヒ・フォン・シレルルは獨逸の大詩人である。
或時父がシレルルの靴の飾になつてゐる控金しんごんがなくなつて、其の代りに紐がつけてあるのを見つけて、「どうしたのか。」と問はれた。すると彼は

「それは他處（よそ）の貧乏な兒にやつたのです。其の兒が日曜日などに他處にいくときにも一つも持つてゐなかつたら、可哀相だと思つてやりました。私はもう一つ持つて居るからよろしい。」
と答へた。シルレルは何でも人にやるので、両親から教科書などを人にやつてはいけなさと堅く戒められてゐた。濫りに人に物を與へることはよくないが、彼の惠深い性質は大に尊ぶべきである。(小年鑑)

訓話資料

前學年との連絡

この教材は尋一第二十二「おもひやり」と連絡してゐる。「おもひやり」は小三郎といふ子が、友と打連れて學校よりの歸るさ、一人の盲目の子がやつて來ると、他の友は「ヤ、ヤ、ヤ」とひやかしたが、小三郎は之を止め、更に其の子がぬかるみへ落ちたのを救ひ上げて道のよい方へ連出したといふ話から、不具の人あはれる人を愛すべしといふ同情の心に導いた教材である。本課で取扱ふ慈善は實にこの同情の心で困つた人、苦しんでゐる人を助ける事であるから、精神的に相連絡してゐるのである。

同情と慈善

「惻隱の心は仁の端」とは孟子の辭である。誠やこの惻隱の心即ち同情の心は萬人本具の心で、これあるによつて人は他の禽獸と區別され、この心を發育せしむれば即ち仁といふ廣大な徳にも至るのである。同情の心は實に此の世を美しくする心で、やさしい心であるから、常に私共はこ

の心の培養に力めなければならない。二宮先生が弟の身 pensando 母に願ひ之を引取りたる、友藏が信吉の解雇を心に掛け、後には己の功にかへて之を招き戻したる、二年の話では友に親切であつた小太郎、小太郎が川へ碇を流したのを恕してやつた文吉、年寄に親切であつたおたき五郎、丁稚が泥濘の坂路に車を引かんとして困難したのを助けた吉太郎、皆同情の心の深いよい子である。従つて同情の心に乏しい子供は悪い子である。

世には憐れな人は頗る多い。盲目の人、跛足の人、乞食など頗る多い。人斯る人を見てかはいさうだと思はない者は恐く一人もあるまい。かはいさうだと思ふのが同情の心である。而して或は金錢を惠み、或は難儀を助けるは慈善の行である。かの天地に親なき孤兒、捨子を育てる孤兒院の如きは即ち慈善團體で、人類として高尚な行の團體である。然るに斯る憐れな人を憐れと思はない人があらば、その人は自分があんなになつたらと思ふがよい。自分が目が盲ひたら如何であらう。跛足であつたら如何であらうと思ふがよい。必ずあはれたといふ感が起る。これを「ワガ身ヲツメツテ人ノ痛サヲ知レ」と言ふのである。而して斯る人に悪口をいつたり輕蔑したりする子があらば其の子は其の時自分が悪くなるといふ事を知らなければならぬ。喧嘩して力の對等な人へ石を投げたりするさへ悪い事である。況して斯る人に悪口したり恥しめたりするのは自分はその一度毎に残忍な人となるのである。残忍な人は悪い人である。自分は其の度毎に悪い人

となる事を心得る時は決して左様の事をせぬやうにならう。
然るに事が進んで戦争の爲に或は手を失ひ、或は足を失つた廢兵に至つては、單なる同情以外敬意を拂ふ事が必要である。生來の盲目跛足白痴の如きは先天的の弱者で我等は憐愍といふ心を以て對はなればならないが、斯る人は強者である。強者が我等同胞の爲に公事に盡して廢兵となつたのである。尊い人である。斯る人は常に敬意を以て對はなければならぬ。

儉約と慈善

鈴木今右衛門は元仲間頭であつたが、漸次財産を蓄へて耕作をするやうになつたのである。然し彼は恰も徳川光圀公と同じく儉約して物を蓄へたのは單に金が欲しくて貯へたのでなく、大事の時には惜まず使はうとするが爲であつた。故に一旦天明の飢饉となり、窮民が困厄するを見るや、直ちに私財を發して之を賑はした。若し此の時今右衛門は平素儉約して財を蓄へなかつたら如何、斯の時如何に飢民を救はうとしても力及ばなかつたらう。又此の時知らん風をして一錢も出さなかつたら如何、慳吝の人であつたらう。然し彼は平素に於てよく財を蓄へ、必要の時は決して惜まなかつた。これ財を蓄ふる常道である。此の所もよく兒童に吞み込ますべきである。

格言

「ワガ身ヲツメツテ人ノ痛サヲ知レ」は俚諺である。解釋はいふまでもなく、我が身をつめて

見て、人もつねられたら斯の如く痛いといふ事を知れといふ事である。

誰も皆我が身をつみて思ひ知れ、命は惜しき物と知らずや(慈鎮和尚)

己の欲せざる所之を人に施す勿れ(論語)

情は人の爲ならず。人は情の下に立つ。

は同義の格言である。

教授の實際

區分 (二時間)

第一時 例話を話す。

第二時 訓話及び教科書を授く。

準備

教科書の挿繪を擴大した掛圖 鶴岡町の地圖等。

教法

(甲) 一般の方針

一、本例話に於ては先づ慘憺たる天明の大饑饉を説き次に鈴木今右衛門夫婦が自分の財産を悉く

提供して飢餓の人々を救うたその美しい行爲について説くを以て主眼點とする。

二、同情心は人間が本具的に有する一種の心情たるに相違なきも、さらばといつて、萬人悉く發動するものでない。孤兒院の人が寄附を願ひに行くと、屈指の資産家でも「私の家には遊んでゐるお金は一厘もありません、皆血のついたお金です。折角ですがお断りします。」といふ例はいくらでもある。だから教授上、本來的に發動すべき心情がなぜ本來的に發動しないのであらうか。さうした譯を其の人につき根本的に考へて見るといふことが、本課の教授をして有效ならしめる大切な條件かと思つてゐる。否さう信じて居る。

三、そこで私共はそのことにつき一般的に考察した所をのべるといふことは至當であるかも知れないが、今はその餘裕をもたないから、茲に記することを略するとして、先づ當の對象たる子供といふものにつき考へて見ると、その發動せない譯としては、

- 1、年がまだいかなないといふこと。
- 2、従つて理性がまた十分に發達しないといふこと。
- 3、自分にまだ苦樂の經驗が乏しいといふこと。

是等が其の主なる原因かと思ふ。言ふ迄もなく同情といふことは自分の身をつめて見て人の痛さを知ることであるから、之にはどうしても理知の動きと、經驗の感味といふものが背後の

要素とならなければならぬのである。自覺のある同情、深刻な同情はかうした所に起るのである。

四、慈善といふのは資料部にもいつてあるやうに、同情心が事實となつて外に現はれたのである。従つて同情が動機と見れば慈善はその結果である。故に此の本源たる動機の啓培に努めることは本課の教授に於て大切な點である。

五、ところで同情心の發動については、理知と經驗とが背後の要素とならなければならぬから、本課教授に於ては、同情・慈善に對する知識の啓培と經驗の附與とについて留意しなければならぬ。だから本課に於ける取扱は情に混するに知を以てすることが、本教材を有力に活す所以となる。

六、こゝに經驗の附與といふことは、兒童を引率して孤兒院等を見舞ひ、孤兒の生活状態を觀察させるの類をいふのである。(或は活動寫眞等を利用して) 此等の經驗は自分がその境地の人であつて、直接に感味する經驗ではないが、それ等を見ることによつて、その生活が心に印し、それが例話の背景となり、例話を深刻に味ふ一助ともなるのである。

七、本例話に於ける今右衛門の娘の慈善については、一娘其の人の自動的の發露として授けるか。(二)それとも他動的即ち父の徳憑に基いた行爲として取扱ふか。いずれが適當であらうかと

いふ人もあるやうであるが、私共の考は

「……父の血をうけた娘も矢張同情心に富み、父の言はれる儘に快く着物をぬいで貧兒に與へた……。」

として即ち甲者を主にして、聞手に共鳴させる考である。

(乙)教授の實際

第一時

▽例話を授く。

一、學習動機の惹起

世の中に哀れな人といふのは、どんな人をいふか○どうしてめくらになつたのか○どうして貧になつたのか○食ふに米なく、着るに着物ないといふ人に對して諸子はどういふ心が起るか○それ等の人に對して世の幸ひの人たちはどうしたらよいか……といふやうに問答して、それから

「今日は自分のもつてゐるお金も着物も道具も田も畠もみんな投げだして多くのなんぎな人を救うたといふ感心な人について話す。」

とつけて學習心を喚び起し、それから本教材にはいつて行く。

二、例話を話す

次の要項について話す。

- 1、天明の大饑饉につき。
- 2、鈴木今右衛門の慈善につき。
- 3、同妻の慈善につき。
- 4、同娘の慈善につき。

以上は本書に於ける例話資料を十分参照し、彼等の經驗と交渉して切實に活寫する。

三、整理

天明の饑饉の有様は○諸子は之を聞いて心にどう思つたか○此のみじめなありさまを見て心から救つた人は誰か○今右衛門はどんなことをして救つたか○今右衛門の妻は○娘は○諸子は今右衛門親子の話をきいて心にどう思つたか……といふ風に問答して一層深く今右衛門親子の慈善の行動に感動させ、彼等の同情心をそゝり、自分も亦斯くあらうといふ意志を惹起させる。

第二時

▽訓話をなす——教科書を授く——實踐の指導。

一、問答

次の如く問答してそれから訓話に入る。

鈴木今右衛門親子について諸子の感じた所は○なんぎな人は何故に哀れであるか○どうしてそんな不幸に泣く人になつたのだらう○私共はそんな人たちに對してどうすることが人情また人の道であらうか。

二、訓話を行ふ

次の内容を極く平易に語る。而して傍ら知識の啓培につとめる。

世の中に哀れな人たちが少なくない。目の見えない人、耳の聞えない人、歩行のできない人、貧乏で食ふことのできない人、貧乏で病に苦しむ人などはみんなそれで、是等の人はどの町にも村にも居る。

これ等不幸な人は自ら好んで不幸な人になつたのでない。防がうにもふせがれず生れつき不幸な人もある。自分で手のつくせるだけ盡して見たがとう／＼駄目で不幸な人になつた人もある。働けるだけ働いたが、或は火災にあひ、或は病氣にかゝつて、とう／＼不幸な暮になつた人もある。つまり人力を盡さんとして盡し得ず、盡しても勝たれず遂に不幸な人になつたのである。これ等の人こそ眞に哀れな人といふべきではあるまいか。

哀れな人に對して私共が出来るだけ世話してやるのが人情である。また人の道である。彼の

自分ばかりうまい物をたべ、自分許り暖に着て、世の貧に泣く人に對して少しも顧みぬが如きは大きな心違ひである。自分がもしそんな悲境に立つたとき、世の人が毫も救うてくれなかつたらどうだらうか。我が身をつめて人の痛さを察しなければならぬ。

諸子はまだ父母にたよつて生活してゐる時であるから、實際に貧者に對して恵むお金もなければ、世話する力も足りない。しかしそれ等不幸の人たちを心に憐み口でいたはつてやるといふことは可能で、それが美しい心また諸子の盡すべき道でもある云々。

三、教科書を授く

教科書取扱の順序は前記に準ずる。只授けて行くうち殊に注意すべき點は次の如くである。

「大きゝんの時」——こゝでは天明の大饑饉の慘狀を十分想起させる。

「田はたをはじめ家のだうぐまでうつて多く人をたすけました」——こゝには自分の家産全部を提供して、貧窮に泣く人を救つた今右衛門の慈悲心が横溢して居る。よく味はしめる。

「今右衛門のつまも心だてのよい人で、ほどこしをするために、着物るゐをうりはらひ、はれ着が二まいだけのこつてゐましたが……」——こゝでは今右衛門の妻も夫と心を一つにして救助に盡したことをよく想起させる。

「着がへがなくなつて外へ出ることが出来なければ、くしやかんざしの入用ありません。こ

これらの物を金にかへて、もつと多く人をたすけませう。——何たる美しい心がけぞや。其の深い温い慈悲心は茲に躍動してゐるからよく味はさせる。

「あの子はひとへ物一まいでふるへてゐます。おまへの着てゐるわたいれを一まいやつてはどうです。——可愛い我が子の寒いことも打忘れて、貧兒の寒さに同情する所は更に佛の心である。こんな點は特に味はさせなければならぬ。

「むすめはすぐに上に着てゐる方のをぬいでやりました。——こゝでは親の血をうけた娘も同様に同情心に富んでゐることを十分覺らさせる。脱いだ着物は下の悪いのでなく上のよいのであつた事はきつと父母を泣かしたであらう。娘が貧兒に着物を與へたあとで父はすぐ自分の羽織をぬいで娘にきせ、その美しい心根をいたはつた點などは殊に感味させる。

「ワガミヲツメツテ人ノイタサヲ知レ。——意味のあるところを十分知らしめて、行爲の規範たらしめる。

四、實踐上の指導

次の場合につき實現上の指導を行ふ。

- | | | | |
|------------|------------|------------|-----------|
| (1) 盲者に對し。 | (2) 啞者に對し。 | (3) 跛に對し。 | (4) 跛に對し。 |
| (5) 貧者に對し。 | (6) 老人に對し。 | (7) 幼者に對し。 | (8) 國のため。 |

社會のために不具者になつた人に對し(同情すると共に敬意を表すること)。

第十九 恩を忘れるな

教授の要旨

報恩の心は實に人間の心の中で最も美しい心の一である。人々報恩を念とするによつてどの位この世に平和が齎される事であらう。人と人の交際が圓滿に行く事であらう。本課はこの報恩の念を養ふ事が主目的である。宜しく恩を身にしめて忘れなかつた永田佐吉翁の心情と行爲とを讃仰せしむべきである。

教材の研究

例話の資料

永田佐吉翁の傳

一、主家を助く

永田佐吉翁は美濃國羽島郡(佐吉翁の當時は羽栗郡)竹ヶ鼻町の人である。元祿十四年を以て生

れ、寛政元年（二四四九年）十月十日よき人よ、村の恩人よと稱へられつゝ逝つた。享年八十九である。

翁の家は貧しかつたので十一歳の時名古屋に出で、美濃屋儀右衛門といふ紙商の丁稚となつた。儀右衛門は京町に店舗を開き番頭手代丁稚八九人も使つた可成大きな店であつたが、生來財を守る事頗る厚く又頗る商利に敏く、滔々として俗をなした當時の華奢の風から超然とした人であつた。佐吉翁此の家に丁稚となり居る事三年であつたが、其の間一厘の錢も空しく使はず、半季半季に貰ふ小使錢は盡く竹ヶ鼻なる實家に送り、朝より夕迄少しも勞を厭はず陰日向なく働いた。

翁は又大の學問好であつた。終日孜孜として働く翁には然し本讀む時間がない。僅かの小使錢すらも實家に送る境遇では書習ふ師も、紙買ふ錢もない。夜仕事をしまつて人の眠りたる時、商用にて外の家に行く時は即ち書を読む時間であつた。商用を達しつゝ學問ある人に行つては讀めぬ字を習ひ、不審の所をたゞす。苦學する事三年遂に孝經の素讀が出来四書も讀めるやうになつた。朝は日の出ぬ中は習字の時間である。土藏の蔭の砂場の上へ、親讓りの筆である指で切々と習つた。斯くの如くである故、主人は非常に愛したが、番頭を始め多くの雇人は、佐吉のみ主人に愛されるのを嫉み、又佐吉は讀書を好んで自分達と一緒に酒を飲んだり、物見遊山などの樂を共にしないのを憎んで

「佐吉は表面こそ着實に仕事をしてゐるやうであります、あれは猫を被つて居るのです。本を読む本を読むとそれにかこつけて怠けてゐるのです。」

と讒言した。多年多くの人を使ひ商略にも一隻眼のあつた儀右衛門は之を信ぜず、蔭になり日向になつて佐吉を庇護した。すると番頭始め多くの者は益々腹立て

「あくまで佐吉を置くといふなら、私共を出して下さい。」

と迫つたので、仕方なく解雇して國へ歸した。

追出された佐吉は國に歸つて綿の仲買を始めた。町や村を廻つて走つて綿を買ふにも、入る人へ賣るにも秤なしの目分量である。先方が二貫目あるといへば二貫目の錢を置き、買ふ人が此れ丈で二貫目あるといへばそれ

永田佐吉の寄進した大佛



れ丈を渡し、それから得る利益の如きも、一貫目二百八十文で買ひました故、五歩の利益を取つて二百九十四文として下さいといふ風、又店へ買ひに来る人には釣錢を店先に置き、先方の人に數へさせて渡した。渡る世間に鬼はないものである。人々其の潔白な心に感じ、賣る者は多く與

へ、買ふ者は少く取るといふ風であつたので、却つて利益を得、業務は益々榮え、遂に其の日の食料も得られなかつたといふ境界から身を起して立派に富んだ身分となつた。

佐吉翁は身を起したが、此處に憐れを止めたのは美濃屋である。佐吉を追出した番頭共は後に主家の目を竊んで金を横領したので、さしもの富豪も瞬く間に産が傾いて多くの雇人も四方に散り、昨日迄の大厦を後にしていぶせき破屋に逼塞する身となつた。實に紙の如く薄きは人情、昨日迄は金を慕ひて追従した人々の今日は道で遇ふも赤の他人とうそぶく。一人心にかけたのは佐吉翁一人であつた。春秋と名古屋に出でる序があれば必ず立寄り、或は木綿織、食物と色々の品物を送つて其の生活を助けた。

二、翁の至孝

翁の母は繼母であつたが、よく佐吉を可愛がつてくれた。然し翁は天性至孝の人であつた。又腹違ひの妹の菊女も至孝の人であつた。至孝の子は二人共生涯要らず、又嫁入らなかつた。而して老いたる母を勞りては晝は其の起居に氣を附け、夜は其の床を温にし、母の寝る迄は決して寝ねず、百味の飲食を供へて夜起きる時は妹をして手を引かせ、自分は床の冷えんやうにし、時には妹が歌ひ佐吉は踊ををどつて心を慰めるなど、只管母の氣に入らん事を力めたので、母は何時何時によき子を得たといつては喜んであつた。

母の願は一生に一度餅屋を開きたいといふのであつた。然し始めは財産が無いので出来なかつたが、富裕の身となるに及び、「是非餅屋を始めたい」といひ出した。佐吉は其の請を容れたが、「どうぞ餅は小さくして又値は高くして賣つて下さい。」と母に願つた「何故」と問ふと、

永佐田吉の躑手



「この近所にも餅屋があります。もし大きくして値を安くしたら、人は屹度私の家にのみ来て、従つてあの餅屋の商賣の妨げとなりませう。すると恨を買ふ事になりま

すから何卒小さくし高く賣つて下さい。」
といふので、母も「成る程」と考へてその様にしたが、それが又評判になつて能く賣れたといふ事である。
又諸國の神社佛閣に詣つた時の事である。出羽の國で大病にかゝり、死に掛けたが、「もう一度母の顔を拜まして下さい」と神佛に念じたので直きに治つた。急ぎ竹ヶ鼻に歸り母に此の旨を語

ると、母は

「其の病の治つたのは全く佛のおかげです。大佛を鑄るがよからうぞ。」

といった。何事も母の命に背かぬ佐吉は早速江戸に出で、佛像を鑄させたが、第一に出来たのは遠州灘で難風に遇つて沈んだ。舟人は其のわけを語つて謝罪すると、

「遠州灘はよく人の溺れ死ぬ所です。其處に沈んだのは其の人々の供養をしたのちや。」

といひ、更に鑄させた。その大佛は今も竹ヶ鼻町上鍋屋町にある、但し堂は明治二十四年濃尾の震災で焼けた。

三、翁の慈愛と公益と質素

世の人は誰いふとなく佐吉翁をば佛佐吉といふやうになつた。それ程彼は慈悲の心に富み、圓滿な人格を持つた人であつたのである。夏旱して田が涸れ、小さな魚が死にかけてゐるのを見附けるとすぐ田へ入つて其の魚を掬ひ、水の多くある江の中へ逃がしてやり、又他行する時は袋を腰に下げ、落穂や穀物の粒などを拾うて持歸り、之を貯へて置いて飢ゑた鳥に施したりした。

又多くの所の道普請をし、道しるべの石の柱を建て、又土橋や板橋は出水の度毎に流れてしまふので、自分の金で多くの石橋を掛けた。而して其の石橋には皆「一村總持」と刻んで決して自分の名を書かなかつたといふ。富裕の身となつても住宅も着物も決して華奢な事はしなかつた。佛

像を註文すべく江戸へ行つた時の如き、餘りに粗末な着物を着てゐたので、「註文しよう」といつても本當にしなかつたが、代金と運賃を盡く現金で拂つたので大いに驚き、二度目に佛像の出来た時は鑄物師を招いたので、さぞ立派な家に住つて居る事だらうと、弟子共多くを連れて來て見ると、三間間口の萱葺の家から「能うこそ」と迎へに出たので、二度吃驚したといふ事である。

四、感化と恩賞

或年の暮貸金を集めて大垣より歸る途中、道を迷つて居ると追剝が來た。

「有る丈物を置いてどん／＼失せろ。」

といふ。佐吉は些の躊躇もなく、

「己れは今少し樂に暮してゐるから、これ位の金は上げてても苦しいさあ上げよう。」

と有り丈の金を指出すと、賊は更に

「其の着物も置いて行け。」

といふ。

「心易い事、お前等はさぞ寒い事であらう。向入るなら私の家にお出で、其の代り街道を教へてたもれ。」

善人の態度には恐れもなければ、欲もない。

「一體、其方は何處へ行くのか。」

「竹ヶ鼻へ歸るのちやがの。」

「え、竹ヶ鼻、竹ヶ鼻といふと、もしや貴方は佐吉様ではありませんか。」

善人の名は追剝も呼捨にしなかつた。

「わしは佐吉ちやがの。」

といふと、賊共はすぐ刀を收めた。

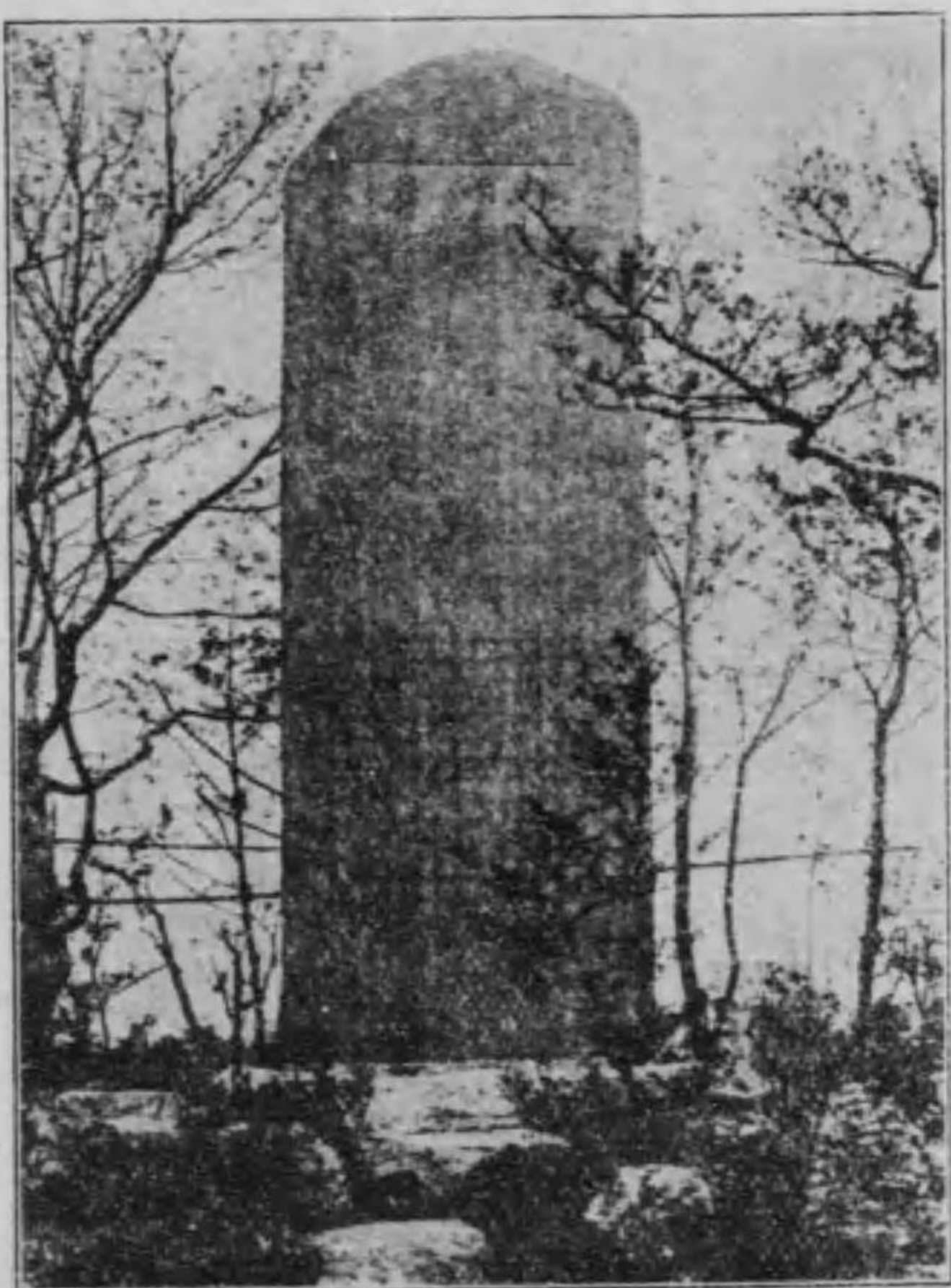
「佐吉様でしたか。親孝行の情深い佛佐吉様でしたか。ではこの金もこの着物も頂かれませぬ。何卒御持歸り下さいませ。」

「いや一旦お前達へ呉れた物ぢや、呉れたからにはこつちの物でない。」

光風霽月、賊共が幾ら請うても取らず、街道を聞いて歸ると、翌夜其の金も着物もそつくり軒下に置いてあつたといふ。

佐吉の數々の徳行は遂に官に知れて、今迄にない多くの米穀と金錢を下賜され、尙望みあらば

永田佐吉の記念碑



何なりとも申出でよとの沙汰があつたが、翁は

有り難やかゝる浮き世に生れ来て 何不足なき御世に住むかな

の一首を詠んで奉つたといふ。

曇りなき一つの月を持ちながら うき世のやみにまよひぬるかな

腹たゝぬ心がすぐに生如來 佛といふは腹たゝぬ人

は翁の遺詠である。(竹ヶ鼻町教育會編永田佐吉之傳。及び碧瑠理園作佛佐吉。に據り、續近世畸人傳を參酌す。)

補充例話

恩を知る——中江藤樹は學問の深い徳の高い人で、世の人は近江聖人と呼んでゐる。十二歳の時であつた。一日食膳に向つて箸を取らうとした時、ふと心に思ひ浮んだことは、

「われの今日かうして無事安樂にして、暖に着て飽くまで食ふことのできるのは、そも／＼之は誰の御蔭であらうか。決してわれ自ら働いて衣食してゐるのでない。之は一には父母の恩、二には祖父の恩、三には君の恩である。今此の一杯の飯の中にも、此の三つの恩が宿つて居る。われは暫くも之を忘れてはならない。」

と、眞に恩を知る人といはなければならぬ。

恩愛の瘡痕——寇準といふ人は宋の代の人で一代の偉人である。幼い時は中々活潑者で、いつも馬を走らせたり、鷹をとばせたりして、少しも勉強する心がなかつた。母は至つて厳しい人で、或時大に怒つて彼に秤の錘を投げつけた。之が足に中つて深い傷がついた。寇準は之から心を改め、行儀を慎んで、勉學に志した。

後遺徳が貴くなつたときには母はもう此の世に居なかつた。寇準は時々足の瘡痕を撫でて、母の恩愛の深きを想起し、人知れず涙にくれたといふ。これから考へると人から受けた瘡痕も自分には恩の一つだ。

訓話資料

前學年との連絡

恩については尋常二年第十八「恩をわすれるな」に於て、お鶴といふ子が母に連れられて外の村の祭禮に行つたが、餘りの賑かさに母にはぐれたのを、一人の老人が其の様を見て親切に世話をしてくれ母に逢ふことが出来たので、其の後何時も其の老人と逢ふ毎に丁寧挨拶したといふ話から、

- 1、諸子も亦知らぬ人から恩を受けるだらう。
 - 2、人から受けた恩は決して忘れてはならない。
 - 3、些少の恩でも忘れるのは善人ではない。
- といふ事を教へ、父母、教師、朋友、隣人から受けた恩に感ぜしめるやうにしてある。

本學年に於ける恩の説き方

本學年に於ては(一)吾人は世の中から種々と恩を受けて居る事。(二)恩には必ず報いんと心がくべき事。(三)父母、教師に對する報恩の道は常に其の教を守つてよい日本人となる事である事を教へ

ていく。

恩

吾々は多くの人から恩を受けてゐる事はすぐに感得される事である。第一家にあつては父母の養育の恩を受け、第二學校に於ては教師から教育の恩を受け第三君の恩、國の恩は最大なもので、第四友人からは自分の生活を楽しくし有益な事を與へられるといふ恩を受け、第五親類及び近隣からも自分の生活を楽しくし、便利に世を送るといふ恩を受け、第六一般世人からは自分の生活上諸種の便益を得て居るといふ恩を受け、第七遠い祖先の人は又其の文化生活によつて吾々の生活に便益を與へてくれて居る。斯く恩の大である事を考へた新しい社會生活上の教へは即ち社會連帶の觀念で、人道の道德關係を其處に及ばさなければならぬと考へる事も比較的新しい教説であるが、我が國に於ては夙に此の教が發達してゐた。

報 恩

恩は第一忘れてはならない。これを知恩又は感恩といふ。人から何かの時金錢を貰つたのも恩である。前學年のお鶴のやうに見知らぬ人から世話になつたのも恩である。道を教へて貰ふのも恩である。斯くの如く恩を受けた事は決して忘れてはならない。

忘れないと茲に恩に感謝するの情を受ける。「私がかういふ恩を受けた。有難い事である」とい

ふ情である。この心がある時は特定の恩を受けた、例へば厄介になつたとか、金品を貰つたとかいふ人に對して敬意を失はぬし、又挨拶もする。これは謝恩であつて、やがて報恩の途となるものである。

更に進んだのは報恩である。幼時世話になつた人には年長じて後、よく音問し、又は物品を贈るが如きはこれである。これは直接的な報恩であるが、更に父母の恩教師の恩一般社會の恩の如きは間接的報恩によるがよい。それは父母教師の教を守り、之を輕視する事なく、身を慎み、學を修めてよい日本人となる事である。

犬モ三日飼ヘバ其ノ主ヲ忘レヌ
恩ヲ受ケテ恩ヲ知ラヌハ鬼

教授の實際

區分 (二時間)

第一時 例話を話す。

第二時 教科書及び訓話を授く。

準備

教科書の挿繪を擴大した掛圖 佐吉の石碑・手蹟・遺物の寫眞等。

教法

(甲) 一般の方針

- 一、本例話に於てはたゞ佐吉の報恩について説くのみでなく、佐吉の至孝につき、慈善につき、公共心につき、質素儉約等につきても切實に説く考である。さうすることが眞に佐吉を話す所以である。
- 二、訓話に於ては先づ恩の意味を明かにし、次に恩の色々につき説き、次に謝恩及び報恩につき論ず考である。
- 三、一般に恩に對しては忘れがちのものである。殊に施恩者が零落でもした場合には、どんな難題が自分に及んで來ないにも限らぬといふ所から、故意に遠ざかつていくといふことは往々にある。これから見て佐吉が罪なうして主家から解雇せられても少しも恨みず、道の序には必ず訪問し、殊に零落した後は深く同情して、折々見舞つて物を贈り力を盡して遺族の活計を助けた點は實に立派なものである。此の點は十分力説する。
- 四、謝恩とか報恩とかは、自分に深くその恩を認識したときに、表はれる道德的行爲である。故に先づ恩とは何ぞ、また吾々はかうして生きて行く上に、人々からまた社會からどんな恩を受

けてゐるかを知らしめ、それから謝恩、報恩の方法につき指導して行かなければならない。此の消息が實踐の指導上大切な注意點だと思ふ。

五、例話取扱上最も注意すべきことは、事實其の儘を唯一の手本だと思はしめてはならぬ。其の事實に流れて居る精神を捉へて、自己の精神とするやうにしなければならない。そしてそれを自己の生活に實現して行くのである。此の時代の兒童には往々事實其の儘を最善の手本だと考へて、自分も範例の人と同一の境遇に立つたとき、その人と同一の行動をなさうと思ふ傾きがある。特に此の點に注意する。

六、どの徳を説くにも教師の體現が眞先であるやうに、本徳に於ても勿論然りである。本當に天地間の一切の有情は勿論非情までも自分の恩惠者として感謝する人でないと、眞に力ある教授は出来ない。故に教壇に立つて説かうとする前に自分をよく反省しなければならない。道徳は決して口から傳へるものでなく、體から傳へるものである。特に報恩の如き利欲の交換でなく、仁愛の交換である純美な本務に於ては猶更である。

七、挿畫に於て家の入口に立つてゐるのは佐吉で、之と對話してゐるのは美濃屋儀右衛門の妻で、その後ろに控へてゐるのは儀右衛門の一子儀助であらう。儀助を或は儀右衛門と思ふ人があるかも知れない。またさう見るこそ寧ろふさはしいのである。併し住家について考へて見ても、

また二人の服装について考へて見ても、今は零落な境地にある人であるといふことは一見直ちに分かる。而して佐吉は零落せぬ前に道の序に折々立寄つたことは事實であるが、零落して始めて訪ねた時は主人はもう死んでゐた時であつた。故に零落の家には老いた母と其の子の儀助とがあるのみである。かういふわけからして私共は儀助としたのである。しかし儀助としては餘り年齢がいきすぎる。或は筆の誤りかとも思つてゐる。

(乙) 教授の實際

第一時

▽例話を話す。

一、學習動機の惹起

こゝでは先づ彼等の經驗と交渉して、父母から、教師から、近所の人から、友だちから、其の他の人からどんなお世話をうけてゐるかにつき問答し、次に

「今日は自分が小さい時丁稚となつて仕へた主人の恩を深く心に思つて、貧乏になつた主人の家をいろ／＼とお世話して、其の恩に報いたといふ感心な話について話す。」と告げ、そこに學習心を喚び起し、それから本課の教授にはいつて行く。

二、例話を話す

話すべき要項は次の如くである。

(一) 主家を助けしことにつき。

(二) 至孝につき。

(三) 慈愛心につき。

永田佐吉の

(四) 公共心につき。

(五) 質素儉約につき。

(六) 感化と恩賞につき。

以上は本書に於ける例話資料をよく参照して切實に説く。

〔注意〕

1、本要項中(一)に重きを置くは勿論であるが、其の他の項に於ても切實に説く。そのため時間に不足するやうであつたら二時間に互つて話してもよい。寧ろ其の方が適當であらう。

2、児童をして可成佐吉の石碑や手蹟や其の他の遺物に接ししめる。もしこれ等の便なき處では本書にある挿繪を示して翁の人格をしばさせる。

三、整理

以上話した所の要點につき問答し、一層深く翁の善行に對して感動させ、それ等の場合に對する道義心をそゝる。

第二時

▽教科書を授く——訓話を行ふ——實踐の指導。

一、復習

前に授けた例話の要點につき復習し、それから教科書を授く。

二、教科書を授く

取扱の順序は前記に準ず。讀んで行くうち特に注意させる點は次の如くである。

「佐吉はしやうちきもので、よくはたりますから、しゆじんにかはいがられてゐました——」

こゝでは佐吉は正直にして、日々蔭日向なく、主家のために働いた點をよく想起させる。また他の朋輩よりも深く主人に愛せられてゐたことも想起させる。

「ひまがあるとがくもんをしてたのしんでゐました——」こゝでは毎夜仕事がすむと、他の朋輩は皆寢についても、自分だけは起きてゐて、深夜までも讀書せしこと。また朝は誰よりも早く起きてひそかに手習せしこと。晝間手のすいた時は勿論使ひの途中でも本を出して讀み、分らぬ所は誰でも往來の人を捉へてたづねなどして一心に勉學せしことを想起させる。

「ほうばいのもどもが佐吉をねたんで店から出してしまふやうにしゆじんにせまりました——」こゝでは罪なき人を惡むは間違つてゐること。また罪なき佐吉がそんなに惡まれることは

いかにも可哀相であるといふ佐吉に對する深い同情心を喚び起す。

「しゅじんはぜひなくひまをやりました」——こゝは餘程説明の要する所である。それで次の如く知らしめる。

- 1、佐吉にひまをやれといつて直接迫つたのは番頭であること。
- 2、主人は「罪なき佐吉をどうして解雇することが出来るか」といつて承知しなかつたこと。
- 3、番頭が「若し佐吉の解雇が出来ないのなら、私を解雇してくれ」と迫つたこと。
- 4、主人は番頭に行かれては店の商業に一頓挫を來たす憂があるから、止むなく涙をのみで佐吉を解雇せしこと。

をとくと知らしめ、それから佐吉の悲しみ、主人の愛惜等をこまかに想起させる。

「佐吉は家にかへつてから、なががひなどをしてくらしを立てゝみました」——こゝで「なががひなど」とは綿の仲買や、母の望みによつて餅屋を開いたことをいふのであることを知らしめ、而してそれ等を營むにも常に正直を旨とし、人のためといふことを心に置いて營んだことをよく想起させる。

「しゅじんのおんをわすれないで、道のついでには、きつとたづねて行きました」——こゝは佐吉の謝恩の念の横溢する所から、佐吉の行つたことを想起させて十分感銘させる。

「その後紙屋はおとろへました、佐吉はをりくみまつて、物をおくり、くらしのたすけにしました」——こゝも佐吉の謝恩の念の現實になつた所で、主家の零落を悲んで、折々訪ねて物品を進上し、遺族を慰め、活計をたすけた、その美しい行爲を挿畫とも交渉して十分想起させ、また深く感銘させる。

三、訓話

次の要項につき適切に訓話する。

- 1、恩の意義につき。
- 2、子供等のうけてゐる恩の色々につき。
- 3、謝恩と報恩につき。

以上は本書に於ける訓話資料を参照し、平易に適切に訓話する。

四、實踐上の指導

兒童の生活と交渉し、次の場合につき問答して、先づ彼等をして其の恩を感知させ、次に其の謝恩・報恩の方法につき指導する。

- (1) 父母の恩につき。
- (2) 教師の恩につき。
- (3) 近所及び親類の人の恩につき。
- (4) 友だちの恩につき。
- (5) 一般人から受ける恩につき……等。

〔注意〕

時間に餘裕があつたら、施恩について次の如く諭す。

- 1、胸中に少しも同情の念なく、たゞ自分の名を知られようがために人に恩を施すは眞の施恩でないこと。
- 2、これだけの恩を施して置けば、彼も亦われに酬いてくれるだらうと、暗に報酬を要求するは、所謂之れ恩を賣るといふもので、矢張眞の施恩でないこと。

備考

挿繪に於て

(一)佛像——は釋迦の像で、寛永三年に之を安置したのである。堂は明治二十四年十月二十八日にあの大地震の際火災にあつて焼失し、今は露坐の大佛となつてゐる。美濃國羽島郡竹ヶ鼻上鍋屋町にある。鑄師は東京市神田區小川町西村政時といふ人で、二度目の作である。第一回は遠州灘の底に沈んでゐる。

(二)手蹟——は佐吉の自筆で一首の和歌である。即ち
腹たゝぬ心がすぐに生如來佛といふは腹たゝぬ人
といふのである。

第二十 寛大

教授の要旨

斯の徳目も亦前課と同じく、他人殊に親しき他人に對する徳目で、而して自分の心を練つて徳

に進み、寛厚の人たるべく工夫しなければならぬ徳である。宜しく兒童を導いて他人の過を見ても、之を恕するが如き心となるやう修養さすべきである。

教材の研究

例話の資料

貝原益軒先生傳

先生は寛永七年(二二九〇年)十一月十四日福岡城内の東邸に生れた。父は利貞といひ寛齋と號した。寛齋は性頗る謙讓、人道に對して自得する所があつた。先生は其の四男で末子であつた。名は篤信、字は子誠、通稱を久兵衛と言ひ、益軒は其の號で、始は損軒と名づけたが後人の勧めによつて益軒と改稱したのである。七歳にして別に人の教を受けた譯でもないが、假名文字を知り、好んで草子類を讀んだ。又猿樂の俗謠を好んだが、町の人々の歌ふ淫靡な俚謠は歌ふ事なく、小さい時からされ言や淫靡の事は決して言はなかつた。九歳にして始めて父寛齋から漢籍を學び、多く暗誦した。然し此の時や先生一家は貧困甚しく、書を購ふべき資なく、且つ其の時は知行所八木山といふ田舎にひつこんでゐたので、借るべき書もなかつた。が藤田氏から平家物語を借り、卷を追つて借りて來ては朝夕耽讀し寢食を忘れ、更に保元平治物語を讀んだといふ事、唐詩選三